

# 明清中国関係文書の比較研究―韓国所在史料を中心に―

## 目次

所収史料一覧	4
総論	6
【図版篇】	
第一章 皇帝文書	9
第二章 官文書	50
第三章 上奏文書	62
【解説篇】	
第一章 皇帝文書	74
第二章 官文書	87
第三章 上奏文書	92
外国語要旨（韓・中・英）	99

## 例言

本書は、東京大学史料編纂所二〇二一・二〇二四年度一般共同研究「史料編纂所所蔵明清中国公文書関係史料の比較研究」の成果報告書である。なお一部にJSPS科研費 23K21971等の成果も含む。

・本共同研究の構成員は以下の通りである。

研究代表者：渡辺美季（東京大学大学院総合文化研究科）、共同研究者：荒木和憲（九州大学大学院人文科学研究科）・辻大和（横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院）・劉序楓（台湾・中央研究院人文社会科学研究中心）・林慶俊（韓国・東国大学校文化学院）、史料編纂所内共同研究者：岡本真・黒嶋敏・須田牧子

・本書には、韓国の国立中央博物館・国立古宮博物館・ソウル大学奎章閣韓国学研究院（以下、ソウル大学奎章閣と略記）・ソウル大学中央図書館・韓国学中央研究院蔵書閣の所蔵史料のうち研究テーマに該当する計三八点、ならびに東京大学史料編纂所・沖縄県立図書館・那谷寺・古河歴史博物館・藤井斉成会有鄰館・宮内庁書陵部・九州国立博物館および福建師範大学図書館・中央研究院歴史語言研究所の所蔵史料のうち同じく計二一点の図版と解説を収録した。詳しくは所収史料一覧を参照されたい。

・本書の編集は以下の要領に拠った。

一、史料名は本書内での統一を図るため新たに付した。各所蔵機関における名称は所収史料一覧に示し、その表記は漢字の字体も含めて各所蔵機関の登録名称に従った。

一、史料写真は、各所蔵機関からご提供いただいたもの、史料編纂所と本共同研究にて撮影したものの、およびオンラインにてCOBY4.0相当で公開されているイメージデータを掲載した。

一、解説篇には、史料名・員数・料紙の紙質または主原料・法量（縦×横、単位はcm）・年月日・所蔵機関・所蔵番号（請求記号・架番号）を示した。ただし、各項目につき不明の場合は、記載を省略した。なお、折本形式の文書は「幅」と表記した。

一、年表記は各文書の記載に従い、参考として該当する西暦を付した。

一、テクストの翻刻は、特に必要と思われるものに留め、文字は原史料の通りとした。

一、解説は荒木和憲・岡本真・須田牧子・辻大和・劉序楓・林慶俊・渡辺美季が執筆した。分担は各解説の最後に付した。外国語要旨は、林慶俊・トラビス・サイフマン [Travis Seifman]（立命館大学アート・リサーチセンター）・王尊龍（東京大学大学院）・渡辺美季が作成した。編集は渡辺美季（統括）・黒嶋敏が担当し、インデザインによる編集作業は荒木和憲が担当した。

33	教命 (参考3)	朝鮮英祖(李吟)教命 [朝鮮国王世弟李祘宛]	正祖 封王世孫 教命	朝鮮・英祖 35 年(1759) 閏 6 月 22 日	韓国・国立古宮博物館
34	祭文	滿漢文祭文写	滿漢文祭文写	光緒 31 年(1905) —宣統 2 年(1910)	韓国・ソウル大学校中央図書館
II 官文書					
35	咨文	大明副使蔣洲咨文 [対馬島宛]	蔣洲咨文	嘉靖 35 年(1556) 11 月 3 日	東京大学史料編纂所
36	咨文	福建布政司咨文 [琉球国王尚育宛]	道光福建布政司咨	道光 28 年(1848) 4 月 27 日	沖縄県立図書館
37	咨文	礼部咨文 [内閣宛]	禮部咨内閣為冊封琉球 正副使事(殘件)	嘉慶 4 年(1799)	台湾・中央研究院歴史語言研究所
38	咨文	礼部咨文 [朝鮮国王李瑢(純祖)宛]	礼部咨文	道光 12 年(1832) 12 月 19 日	韓国・国立中央博物館
39	咨文	礼部咨文 [朝鮮国王李熈(憲祖)宛]	礼部咨文	道光 17 年(1837) 7 月 17 日	韓国・国立中央博物館
40	咨文	礼部咨文封筒 [朝鮮国王李昇(哲宗)宛]	外交文書	咸豐 10 年(1860) 10 月 11 日	韓国・国立中央博物館
41	咨文	礼部咨文封筒 [朝鮮国王李昇(哲宗)宛]	外交文書	咸豐 10 年(1860) 10 月 24 日	韓国・国立中央博物館
42	咨文	礼部咨文添付文書 [朝鮮国王李瑢(純祖)宛]	外交文書	道光 8 年(1828) 7 月 28 日	韓国・国立中央博物館
43	咨文	朝鮮国王李熈(高宗)咨文 [北洋通商大臣李鴻章宛]	朝鮮國咨文	光緒 16 年(1890) 10 月 30 日	韓国・ソウル大学校奎章閣
44	咨文	朝鮮国王李熈(高宗)咨文 [呉長慶宛]	咨文	光緒 10 年(1884) 1 月 26 日	韓国・国立中央博物館
45	書 (参考4)	朝鮮国王李熈(高宗)書 [日本天皇宛]	朝鮮國書	開國 493 年(1884) 12 月 20 日	韓国・ソウル大学校奎章閣
46	咨文	北洋通商大臣李鴻章咨文 [朝鮮国王李熈(高宗)宛]	清國咨文	光緒 11 年(1885) 5 月 4 日	韓国・ソウル大学校奎章閣
47	移文	鳳凰城城守尉移文 I [義州府尹宛]	清人馳通	乾隆 17 年(1752) — 同 18 年(1753)	韓国・ソウル大学校奎章閣
48	移文	鳳凰城城守尉移文 II [義州府尹宛]	清鳳凰城城守尉移文	乾隆 17 年(1752) 8 月 25 日	韓国・国立中央博物館
III 上奏文書					
49	表文	朝鮮国王李瑢(純祖)表文 [清宣宗(道光帝)宛]	朝鮮国王李瑢奏謝表	道光 7 年(1827) 10 月 28 日	韓国・国立中央博物館
50	表文	朝鮮国王李昇(哲宗)表文 [清文宗(咸豐帝)宛]	朝鮮国王李昇奏謝表	咸豐 2 年(1852) 10 月 27 日	韓国・国立中央博物館
51	表文	朝鮮国王李焞(肅宗)表文 [清聖祖(康熙帝)宛]	琉球朝鮮国王進呈表文	康熙 13 年(1674) 10 月 4 日	中国・福建師範大学図書館
52	表文	朝鮮国王李吟(英祖)表文 [清高宗(乾隆帝)宛]	琉球朝鮮国王進呈表文	乾隆 24 年(1759) 1 月 1 日	中国・福建師範大学図書館
53	奏本	朝鮮国王李吟(英祖)奏本 [清高宗(乾隆帝)宛]	琉球朝鮮国王進呈表文	乾隆 28 年(1763) 2 月 12 日	中国・福建師範大学図書館
54	表文	朝鮮国王李瑢(純祖)表文 [清仁宗(嘉慶帝)宛]	琉球朝鮮国王進呈表文	嘉慶 16 年(1811) 11 月 8 日	中国・福建師範大学図書館
55	表文	朝鮮国王李瑢(純祖)表文 [清仁宗(嘉慶帝)宛]	琉球朝鮮国王進呈表文	嘉慶 20 年(1815) 11 月 22 日	中国・福建師範大学図書館
56	表文	琉球国王尚灝表文 [清宣宗(道光帝)宛]	琉球朝鮮国王進呈表文	道光 10 年(1830) 8 月 7 日	中国・福建師範大学図書館
57	表文	朝鮮国王李吟(英祖)表文 [清高宗(乾隆帝)宛]	朝鮮国王臣李吟表謝送 還遭風難民金延松等 十四名	乾隆 24 年(1759) 10 月 27 日	台湾・中央研究院歴史語言研究所
58	表文	朝鮮国王李吟(英祖)表文 [清高宗(乾隆帝)宛]	朝鮮国王表進貢物	乾隆 28 年(1763) 2 月 12 日	台湾・中央研究院歴史語言研究所
59	表文	朝鮮国王李吟(英祖)表文 [清高宗(乾隆帝)宛]	朝鮮国王為進慶賀元旦 令節禮單事	乾隆 24 年(1759) 1 月 1 日	台湾・中央研究院歴史語言研究所

所収史料一覧

番号	様式	史料名	所蔵機関登録名	年月日（西暦）	所蔵機関
I 皇帝文書					
1	符驗	明太祖（洪武帝）符驗	織物馬牌	洪武 23 年（1390）	韓国・国立中央博物館
2	符驗	明太祖（洪武帝）符驗	織物馬牌	洪武 23 年（1390）	韓国・国立古宮博物館
3	符驗	明宣宗（宣徳帝）符驗	駅伝符	宣徳 2 年（1427）	台湾・国立歴史博物館
4	符驗	明孝宗（弘治帝）符驗	馬符	弘治 14 年（1501）	石川・那谷寺
5	勅書	明成祖（永楽帝）勅書写〔日本国王源道義（足利義満）宛〕	永楽五年明国書拓本	永楽 5 年（1407）5 月 26 日	東京大学史料編纂所
6	勅書	明成祖（永楽帝）勅書写〔日本国王源道義（足利義満）宛〕	永楽勅書	永楽 5 年（1407）5 月 26 日	茨城・古河歴史博物館
7	勅諭	明宣宗（宣徳帝）勅諭〔日本国使龍室道淵宛〕	宣徳帝勅書	宣徳 8 年（1433）6 月 6 日	京都・藤井齊成会有鄰館
8	勅諭	清太宗（ホンタイジ）詔諭〔朝鮮国王李倧（仁祖）宛〕	清太宗詔諭	崇徳 2 年（1637）1 月 28 日	韓国・国立中央図書館
9	勅諭	清太宗（ホンタイジ）勅諭〔朝鮮国王李倧（仁祖）宛〕	清太宗詔諭	崇徳 2 年（1637）6 月 4 日	韓国・国立中央図書館
10	勅諭	清太宗（ホンタイジ）勅諭〔朝鮮国王李倧（仁祖）宛〕	清太宗詔諭	崇徳 2 年（1637）11 月 17 日	韓国・国立中央図書館
11	勅諭	清聖祖（康熙帝）勅諭	皇后（黒舎利氏）崩逝勅諭	康熙 13 年（1674）5 月 26 日	韓国・ソウル大学校奎章閣
12	勅諭	清聖祖（康熙帝）勅諭〔朝鮮国王嗣子李焯・妻金氏宛〕	朝鮮國王（肅宗）冊封勅諭	康熙 14 年（1675）1 月 16 日	韓国・ソウル大学校奎章閣
13	詔書	清聖祖（康熙帝）詔書	清太宗詔諭	康熙 14 年（1675）12 月 14 日	韓国・国立中央図書館
14	詔書	清聖祖（康熙帝）詔書	清太宗詔諭	康熙 15 年（1676）1 月 12 日	韓国・国立中央図書館
15	詔書	清聖祖（康熙帝）詔書	清太宗詔諭	康熙 20 年（1681）12 月 24 日	韓国・国立中央図書館
16	勅諭	清聖祖（康熙帝）勅諭〔朝鮮国王妃（仁顯王后）宛〕	清太宗詔諭	康熙 21 年（1682）5 月 18 日	韓国・国立中央図書館
17	勅諭	清聖祖（康熙帝）勅諭〔朝鮮国王妃（禧嬪張氏）宛〕	賜朝鮮國王妃禮物勅	康熙 28 年（1689）12 月 9 日	韓国・ソウル大学校奎章閣
18 (参考 1)	詔勅目録	明清冊封詔勅目録	明清冊封詔勅目録	明治 36 年（1903）	東京大学史料編纂所
19	勅諭	清聖祖（康熙帝）勅諭写〔琉球国王尚貞宛〕	康熙帝賜琉球国王尚貞勅諭写	康熙 28 年（1689）10 月 10 日	東京・宮内庁書陵部
20	詔書	清聖祖（康熙帝）詔書	清太宗詔諭	康熙 52 年（1713）3 月 18 日	韓国・国立中央図書館
21	誥命	清聖祖（康熙帝）誥命〔朝鮮国王世弟李吟宛〕	李吟（英祖）封王世弟誥命	康熙 61 年（1722）4 月 10 日	韓国学中央研究院蔵書閣
22	勅諭	清聖祖（康熙帝）勅諭〔朝鮮国王世弟李吟宛〕	〔附属文書〕世弟（英祖）冊封勅諭	康熙 61 年（1722）4 月 10 日	韓国・ソウル大学校奎章閣
23	勅諭	清聖祖（康熙帝）勅諭〔朝鮮国王世弟李吟宛〕	〔付属文書〕王世弟冊封礼物单子	康熙 61 年（1722）4 月 10 日	韓国学中央研究院蔵書閣
24	誥命	清世宗（雍正帝）誥命〔朝鮮国王李吟（英祖）宛〕	李吟（英祖）封王誥命	雍正 3 年（1725）1 月 22 日	韓国学中央研究院蔵書閣
25	勅諭	清世宗（雍正帝）勅諭〔朝鮮国王李吟（英祖）宛〕	〔附属文書〕諭朝鮮国王書	雍正 3 年（1725）1 月 22 日	韓国学中央研究院蔵書閣
26	勅諭	清世宗（雍正帝）勅諭〔朝鮮国王李吟（英祖）・王妃（貞聖王后）宛〕	〔付属文書〕朝鮮国王冊封礼物单子	雍正 3 年（1725）1 月 22 日	韓国学中央研究院蔵書閣
27	誥命	清世宗（雍正帝）誥命〔朝鮮国王世子李緯宛〕	李緯（真宗）封王世子誥命	雍正 3 年（1725）9 月 23 日	韓国学中央研究院蔵書閣
28	勅諭	清世宗（雍正帝）勅諭〔朝鮮国王世子李緯宛〕	〔附属文書〕王世子冊封礼物单子	雍正 3 年（1725）9 月 23 日	韓国学中央研究院蔵書閣
29	詔書	清仁宗（嘉慶帝）詔書写〔朝鮮国王嗣子李琮宛〕	嘉慶五年朝鮮国王宛冊封状写	嘉慶 5 年（1800）10 月 11 日	福岡・九州国立博物館
30	誥命	清世宗（雍正帝）誥命〔王子勲宛〕	王子勲封武徳將軍誥命	雍正 13 年（1735）9 月 3 日	韓国・ソウル大学校奎章閣
31	誥命	清宣宗（道光帝）誥命〔福勒洪阿宛〕	奉天誥命	道光 25 年（1845）11 月 9 日	福岡・九州国立博物館
32 (参考 2)	教命	朝鮮景宗（李昀）教命〔朝鮮国王世弟李吟宛〕	英祖封王世弟教命	景宗 1 年（1721）9 月 26 日	韓国・古宮博物館蔵

## 総論

本書は、東京大学史料編纂所二〇二一―二〇二四年  
度一般共同研究「史料編纂所蔵明清中国公文書関係  
史料の比較研究」の成果報告書である。

### 1 本研究の概要

史料編纂所は、明清時代中国の公文書とその関連文  
書を複数所蔵している。多くは日本（一部は琉球）と  
の外交関係を通じてもたらされた「外交文書」であるが、  
一方で「美術品・骨董品」の類として日本に流入した、  
外交とは無関係な文書も含まれている（以下、前者を a、  
後者を b とする）。いずれも中近世東アジアの国際関係  
を読み解くための貴重な史料であり、また日本におけ  
る中国公文書の社会的価値を検討し得る好素材である。  
本研究は、これらの文書に関して、研究蓄積の手薄な  
発給側（明清中国）の制度・実態を重点的に検証し、  
史料原本の態様と規定との齟齬の検討や類例との比較  
を重ねることで、当該文書を明清行政文書体系の中に  
位置付ける試みである。

このためまず二〇一九―二〇二〇年度に本研究の前身と  
なる共同研究を実施し、①明清の諸規定を確認し、②  
編纂所所蔵史料と照合した上で、③台湾の中央研究院・  
何創時書法芸術基金会にて同類文書との比較検討を行  
い、『明清中国関係文書の比較研究―台湾所在史料を中  
心に―』東京大学史料編纂所研究成果報告二〇二一―  
二〇二二を公刊した（以下『台湾報告書』）。これは東京大  
学学術機関リポジトリにも登録した。

その上で本研究では、日本・琉球同様、中国の朝貢  
国であった朝鮮に焦点を当て、韓国にて朝鮮に発給さ  
れた明清公文書の調査を行う予定であったが新型コロナウイルス  
ナウシルス感染症の流行拡大により延期を余儀なくさ

れたため、国内諸機関において同類・関連文書の調査  
を行うつつ、韓国調査の準備を進めた。

二〇二三年八月、ソウルにてようやく韓国調査が実  
現した。あわせて編纂所の提携機関でもある東国大学  
校HK+事業との共催にて国際シンポジウム「モノと  
しての東ユーラシアの公文書」（八月九日）も開催し、  
研究成果の発信と共有をはかった。さらに翌二四年度  
には再度韓国にて追加調査を行った。

### 2 史料編纂所・国内諸機関所蔵の明清公文書

史料編纂所所蔵の明清公文書の原本は、日清間に公  
的関係が形成されなかったこともあり、全て明代のも  
のである。その登録名称を年代順に挙げると、「蔣洲咨  
文」（二五五六年・a）、「明国福建巡撫許孚遠回文」・「同  
前檄文」（ともに一五九四年・a）、「明国劄付」（一五九五  
年・a）、「明天啓帝制詰零文」（一六二二年・b）となる。  
その詳細は『台湾報告書』を参照されたい。また国内  
に存在する／していた文書の写本や写真も複数所蔵し  
ており、このうち「永樂五年明国書拓本」（一四〇七年・  
a）は日本国光源道義（足利義満）宛ての明成祖勅諭  
の模刻である。

ほかにも国内諸機関には明清公文書―特に日明外  
交文書―が伝存している。本研究ではそのうち、「明  
孝宗符驗」（一五〇一年・b）、「明成祖勅書写」（編纂  
所本の異版・a）、「明宣宗勅諭」（二四三三年・a）、「清  
仁宗詔書写」（二八〇〇年・c）、「清宣宗詔命」（一八四五  
年・b）を調査し、比較検討を行った（日本・琉球以  
外の「外交文書」をcとする）。

一方、明清時代を通じて中国との公的関係を維持し  
た琉球では、中国から発給された公文書は中央政府（首  
里王府）が王宮にて保管した。それらは戦争や火災で  
しばしば流出・喪失し、最終的には一八七九年の明治

政府による琉球併合の際に大半が政府に接收され、  
一九二三年の関東大震災にて焼失した。それ以前に史  
料編纂所の前身である東京帝国大学史料編纂掛が、政  
府が接收した王府旧蔵の詔勅目録「明清冊封詔勅目録」  
（一九〇三年・a）を作成しており、編纂所が所蔵して  
いる。また「清聖祖勅諭写」（二六八九年・a）・「福建  
布政司咨文」（一八四八年・a）など、琉球に発給され  
た明清公文書の原本・写本が沖縄県内外にわずかなが  
らも残存している。

### 3 韓国調査の概要

琉球と同様、明清中国から朝鮮王朝に発給された公  
文書も王宮にて保管され、特に詔勅などは専用の場所  
に格護された。しかし現在、韓国にて所在が確認でき  
るものは極めて少ない。清代の満文公文書の現存状況  
を調査して、その少なさを指摘した洪性鳩は、理由と  
して、①清からの独立を主張した大韓帝国政府による  
何らかの措置、②朝鮮戦争中に文化財が疎開していた  
釜山の大火災による焼失、③朝鮮戦争中の紛失や北朝  
鮮による鹵獲などの可能性を推測している<sup>1</sup>。なお韓国  
に現存する明清公文書の全容を把握し得るような調査・  
研究はまだ行われていない。

本研究では洪の研究などを手がかりに、共同研究員  
の林慶俊を中心とした東国大学校文化学院HK+事  
業の協力のもと、二〇二三年八月一〇日にソウル大学  
校奎章閣韓国学研究院（以下、奎章閣）・同大学校図書館・  
国立中央博物館、翌一一日に韓国学中央研究院蔵書閣  
（以下、蔵書閣）にて符驗・冊封詰命・勅諭・祭文・咨文・  
移文・表文など二二点を調査した。旧奎章閣（朝鮮王  
朝の文書保管機関）から継承された王朝末期の咨文二  
通（奎章閣蔵）、英祖生母の位牌を祀る毓祥宮由来の英  
祖冊封に関わる詰命三点・勅諭四点（蔵書閣蔵）のほ

かは、購入品または所蔵に至る経緯が未詳であり、王朝消滅後の動向は判然としない。そのなかには、清廷が旧蔵していた朝鮮国王の表文二通も含まれている。

翌二四年、再び韓国を訪問し、八月一二日に国立古宮博物館、翌一三日にソウル大学奎章閣にて、符験一点・勅諭四点・誥命一点の調査を行い、また比較のため朝鮮の公文書である教命一点も熟覧した。このうち誥命は朝鮮とは無関係の清の国内文書であったが、ほかはいずれも朝鮮王朝の旧蔵品である。

なお清初の詔勅八点や清末の咨文約三百点を所蔵する国立中央図書館は、現在、文書保護の観点から原本閲覧を中止している。文書保護の重要性は言うまでもないが、原本閲覧を通じてしか得られない知見もあり、将来的な閲覧再開を期待したい。調査は叶わなかったが、本研究では中央図書館所蔵の詔勅も取り上げ、高精度画像による比較検討を行った。

#### 4 台湾・福建の関連文書

本研究ではまた、『台湾報告書』の成果を活かすべく、共同研究員の劉序楓を中心に台湾・中央研究院蔵内閣大庫檔案の関連文書、とりわけ朝鮮・琉球国王の表文調査を継続的に行った。また二〇二四年一月には、福建師範大学図書館にて同館および中琉関係研究所の協力のもと、朝鮮表文五通・琉球表文一通の熟覧調査を実施し、韓国・台湾所在の表文との比較検討を行った。

#### 5 本研究の成果と課題

韓国にて調査した文書は、史料編纂所・国内・台湾・福建所在の文書とともに、「皇帝文書」「官文書」「上奏文書」に区分した上で、文書の様式・形態や内容を検討した。その際には、『台湾報告書』の成果を踏まえて諸規定の確認や文書実態との照合は必要最小限に留め、

文書間の比較分析に重点を置いた。また文書の特定やルーツの検討にも力を注いだ。その成果は文書ごとに解説篇にまとめた。

さて韓国調査の最大の目的は、日本・琉球同様、「中華」の外縁に位置する朝鮮に発給された明清公文書の原本熟覧を通じて、日本・琉球・朝鮮三国の類似性と相違点を明らかにすることであった。

ただし結果として明代については、韓国所在の原本は極めて少なく、三国宛の同種の文書を比較することはできなかった。しかし清代文書の調査を通じて史料編纂所蔵「蔣洲咨文」（本報告書35）に関わる重要な知見を得ることができた。咨文は明清中国と朝貢国の間で最も頻繁に用いられた「官文書」だが、その封入の様式については、日本の儒者による琉球宛清代咨文の封筒のスケッチが知られるのみであった（36解説参照）。

「蔣洲咨文」には封紙の類は伝来しておらず、ただ毛利博物館に蔣洲が発した別の文書を封入していたものと推定される一紙が残る。ところが韓国では完形を含む清代咨文の封筒四点（40・41・43・46）を熟覧することができた。これにより、毛利博物館所蔵の一紙は封筒を扱ったものであることが確認され、明清期を通じて咨文が封筒に入れられていたこと、また封筒の形状は変わらなかつたことなどを推測し得ることとなった。図らずも我々は明代封筒の原態への理解をも深めることができたのである。なお清廷の書庫である内閣大庫では原則的に封筒を外して本紙だけを収納していたとみられ、台湾の内閣大庫檔案において封筒を伴う文書は稀である。これに対し朝鮮では封筒ごと保管された文書が相対的に多かつたのではないだろうか。

明代の符験に関しても特筆すべき成果があった。いわゆる駅伝の利用証である符験は、元代に創出され明代に引き継がれた。日本・琉球への発給は確認できな

いが、朝鮮にはしばしば与えられており、韓国には洪武二三年（一三九〇）付の符験二点が完形にて現存している。本研究では台湾・日本所在の明代符験も合わせ、計四点の比較分析を行った。

このうち弘治一四年（一五〇一）付の日本・那谷寺の符験（4）は、寛永年間（一六二四―一四四年）に同寺を再建した加賀（金沢）藩主前田利常の奉納品と伝えられる。他三点と異なり、玉璽・号数の記載・割印がない未発行の文書で、合法または非合法的に官庫等から出され、同時代ないしは後世に日本へともたらされたものと考えられる。古来より唐物や漢籍を盛んに輸入し、中国文化の咀嚼に熱心であった日本には、「モノとしての明清公文書」に関心を寄せ、重宝・珍藏する文化的土壌が存在していた。那谷寺の符験はこうした日本社会の特性を端的に示すものと言えよう。

同様の社会的傾向の産物として、史料編纂所蔵「永樂五年明国書拓本」（5）や古河歴史博物館蔵「明成祖勅書写」（6）が挙げられる。勅書原本は所在不明ながら、印の法量の一致などから原寸大の模刻本とその異版であると推定される。明清を通じて中国の朝貢国であり、その発給文書を国家が保管した朝鮮・琉球と異なり、日本が朝貢国であったのは明代の一時期のみである。それゆえに日明外交文書の所有は大名・寺社・学者などの多様な主体に分散し、鑑賞・謄写・模刻・売買といった文化的消費・社会的流通も生じやすかつたのである。明代文書の原本が日本に相対的に多く残るのも、こうした社会状況ゆえであり、それらは失われた朝鮮宛文書の原態を把握する手がかりともなり得るものである。

清代に関しては、韓国所在の冊封誥命（21・24・27）・冊封勅諭（22・25）・礼物勅諭（23・26・28）の熟覧を通じて、同じく清の冊封を受けていた琉球との相違点

を改めて確認することができた。琉球の場合、国王に対してのみ冊封が行われ、詔書・勅諭の計二点が賜与される。なおこの勅諭は、朝鮮の冊封勅諭と礼物勅諭を合わせた内容である。一方、朝鮮には国王のみならず王妃・世継（王世子・王世弟）に対しても冊封が行われ、それぞれ詔書・誥命と勅諭が与えられていた。このうち韓国で実見した清代の冊封誥命は、綾本ではなく絹本（厚紙に絹布を貼ったもの）であるなど、官人封贈に用いられる誥命（例えば30・31）とは似て異なる形状である。

光緒『大清会典』卷六〇「工部」都水清吏司によれば、①「鎮国公・輔国公・鎮国將軍・輔国將軍・奉国將軍・奉恩將軍とその夫人・淑人・恭人・県君・郷君」を封じる誥命には「五色絹心龍辺軸玉飾」を、②「蒙古の貝子・鎮国公・輔国公・扎薩克台吉・塔布囊、蒙古の王公・福晋夫人、外藩の王・妃・世子・世孫」を封じる誥命には「五色絹心龍辺軸犀飾」を用いるとあり、③文武官を封贈する五品以上に用いる誥命・六品以下に用いる勅命は「皆、錦を以てす」とあることから、朝鮮に発給された誥命は外藩（藩部）の封爵に用いられた②であることがわかる。実際、外藩たるモンゴルやチベットに発給された現存例を確認したところ、朝鮮の誥命と同様の形状であった。

一方、光緒『大清会典』卷三九「礼部」主客清吏司には「凡そ外国を封するに必ず之に詔・勅を錫う」とあり、朝鮮国王・王妃および琉球国王の冊封の際には使者を派遣して「詔・勅各一道を頒かつ」ことが規定されている。誥命についての記述はない。

以上から朝鮮の冊封に際しては、朝貢国に対する詔書・勅諭と、外藩に対する誥命が発給されたと理解できる。朝鮮は外藩ではなかったが、清の爵位においては琉球・安南などの朝貢国（郡王相当）より一段高い「親

王世子の下、郡王の上」のランクにあり、すなわち外藩のモンゴル王公に近い地位にあったことが関係しているのかもしれない。

なお光緒『大清会典』同前項目には「凡そ詔・勅は宣読の後、例として応に齎回し、内閣に繳還すべし。惟だ琉球は歴次して留むるを請い、使臣（冊封使）は其の請を允すを得る」とあり、琉球宛以外の冊封詔勅は返還が義務づけられていた。残存事例などから実際は全ての詔勅を返していたわけではないとみられるが、原則は返還だったのである。他方、誥命は返還不要であった。朝鮮に誥命が発給された背景として、この点も検討すべきように思う。

また関連して注視したいのは九州国立博物館所蔵の朝鮮国王李瑛（純祖）に対する冊封詔書写（29）——宗伯爵家（旧対馬藩主）に嫁いだ高宗王女徳恵翁主の旧蔵品——である。韓国では冊封詔書の残存例は確認されておらず、研究も手薄であったが、本詔書写（玉璽が押されているため副本の可能性もある）により全ての冊封文書を原本から検討することが可能になった。特に詔書・誥命に関しては、朝鮮の外交文書集成『同文彙考』原編（一七八八年成立）にて両者が逆に分類されているとの興味深い指摘もあり、今後、両者の区別や役割の相違について検討を進めていく必要があるだろう。

ほかにも課題は多々あるが、本報告書の刊行により研究と議論が深まることを期待したい。最後に、格別のご高配をいただいた文書所蔵機関・調査協力機関の関係各者に厚く御礼申し上げる。（渡辺美季）

(1) 洪性鳩（林慶俊訳）「韓国所蔵清朝（清文）文書について」（『学習院大学国際センター年報』五、二〇一九年）。

(2) この区分は荒木和憲による「皇帝文書」「官文書」「皇帝・天皇への上行文書」「書簡」の四区分を参照している（荒木和憲「中世日本往復外交文書をめぐる様式論的研究」、『国立歴史民俗博物館研究報告』二二四、二〇二二年）。

(3) 符験のほか、壬辰戦争中に朝鮮武臣に発された明符の票（一五九八年、韓国・国立晋州博物館蔵）なども現存している。

(4) 本研究では台湾調査にて、清代の啓文の封筒を披いた一紙と表文の封筒を調査した（『台湾報告書』）。

(5) この符験は翌二四年に下賜されており、符験の製作年と下賜年は必ずしも一致しないようである（서성호「徐聖鎬」·김승우「金昌洙」의 正體外明符験「德寿一七八四 織物馬牌の正体と明符験」、『東垣学術論文集』一六二〇一五年）。

(6) 岡本真・須田枚子「永楽五年付足利義満宛永楽帝勅諭諸本について」（『東京大学史料編纂所附属画像史料解析センター通信』一〇三、二〇二四年）。

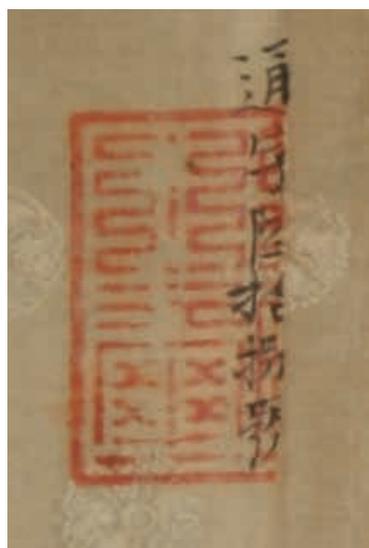
(7) 時期や対象によっては下賜されない文書もあった（김창수「金昌洙」·구범진「丘凡真」·최형보「崔享輔」·구정자「具正子」·한규원「韓圭源」·소창「蘇昌實」·최봉관「崔奉官」·한영호「韓映浩」·문서연「文書連」·奎章閣韓國学研究院所蔵朝鮮王室冊封関連滿漢合璧文書研究」、『奎章閣』六五、二〇二四年）。

(8) 西蔵博物館（ラサ）には、チベットの康済齋を貝子に封じた康熙帝の誥命（一七二二年）が、鄂爾多斯市档案馆（オルドス）には蒙古王公を封爵する清代の誥命三点が所蔵されている（西蔵博物館編『歴史の見証』四川美術出版社、二〇一八年、国家档案局中央档案馆編『中国档案文献遺產名録』第一輯、榮宝齋出版社、二〇一六年）。

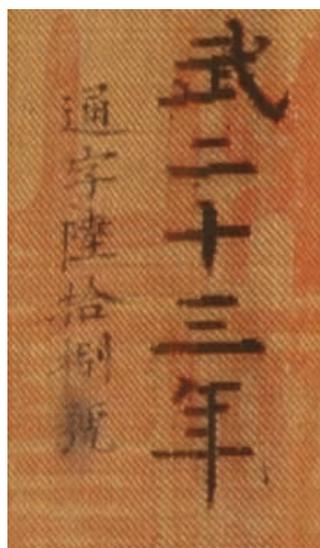
(9) 片岡一忠『中国官印制度研究』（東方書店、二〇〇八年）。

(10) 関連して桑野栄治は、一六八二年の朝鮮王妃冊封の際に清使がモンゴル王妃を冊封する際の儀註を持参したことを指摘している（朝鮮肅宗代の王妃冊封にみる朝清関係）、『久留米大学文学部紀要』三七、二〇二二年）。

(11) 詔書は「冊封詔」、誥命は「賜国王詔」に分類されている（註7前掲論文）。本報告書29解説文も参照のこと。



「〔皇帝〕之璽」  
「通字陸拾捌號」



「制誥之寶」  
「通字陸拾捌號」



1 明太祖（洪武帝）符驗 洪武 23 年（1390） 韓国・国立中央博物館蔵

第I章 皇帝文書



「〔皇帝〕之璽」  
「達字■拾號」  
參

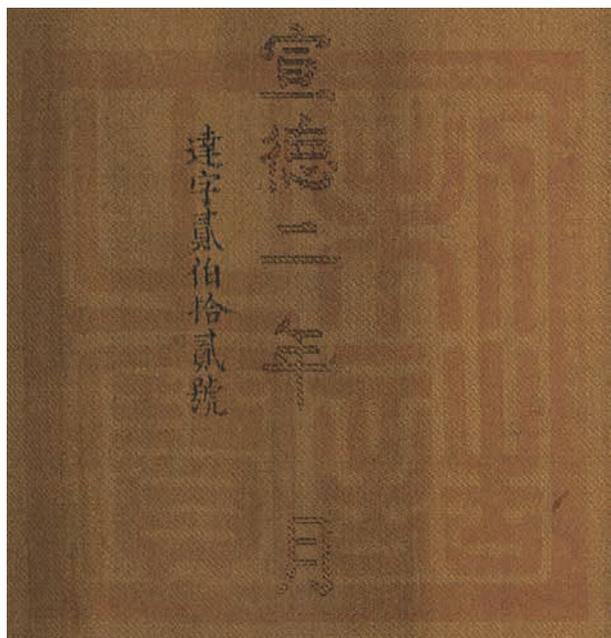


「制誥之寶」  
「達字參拾號」



現状の卷姿（上）と旧軸木（下）

2 明太祖（洪武帝）符驗 洪武 23 年（1390） 韓国・国立古宮博物館蔵



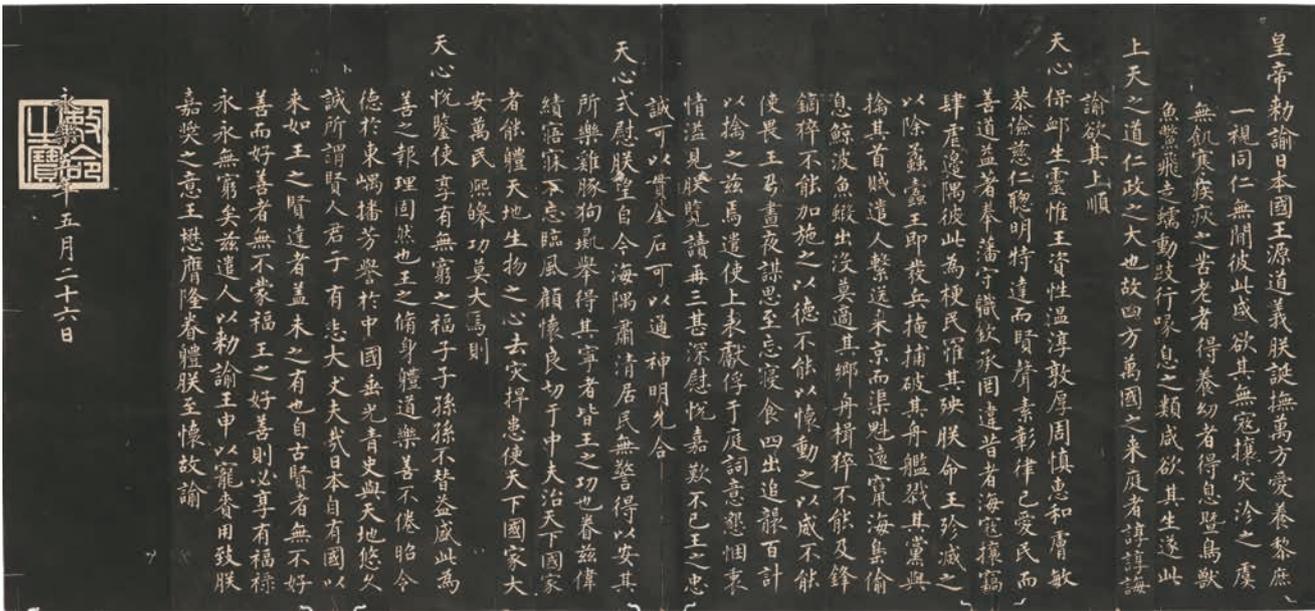
「制誥之寶」  
「達字貳伯拾貳號」

3 明宣宗（宣德帝）符驗 宣德 2 年（1427） 台湾・国立歴史博物館蔵

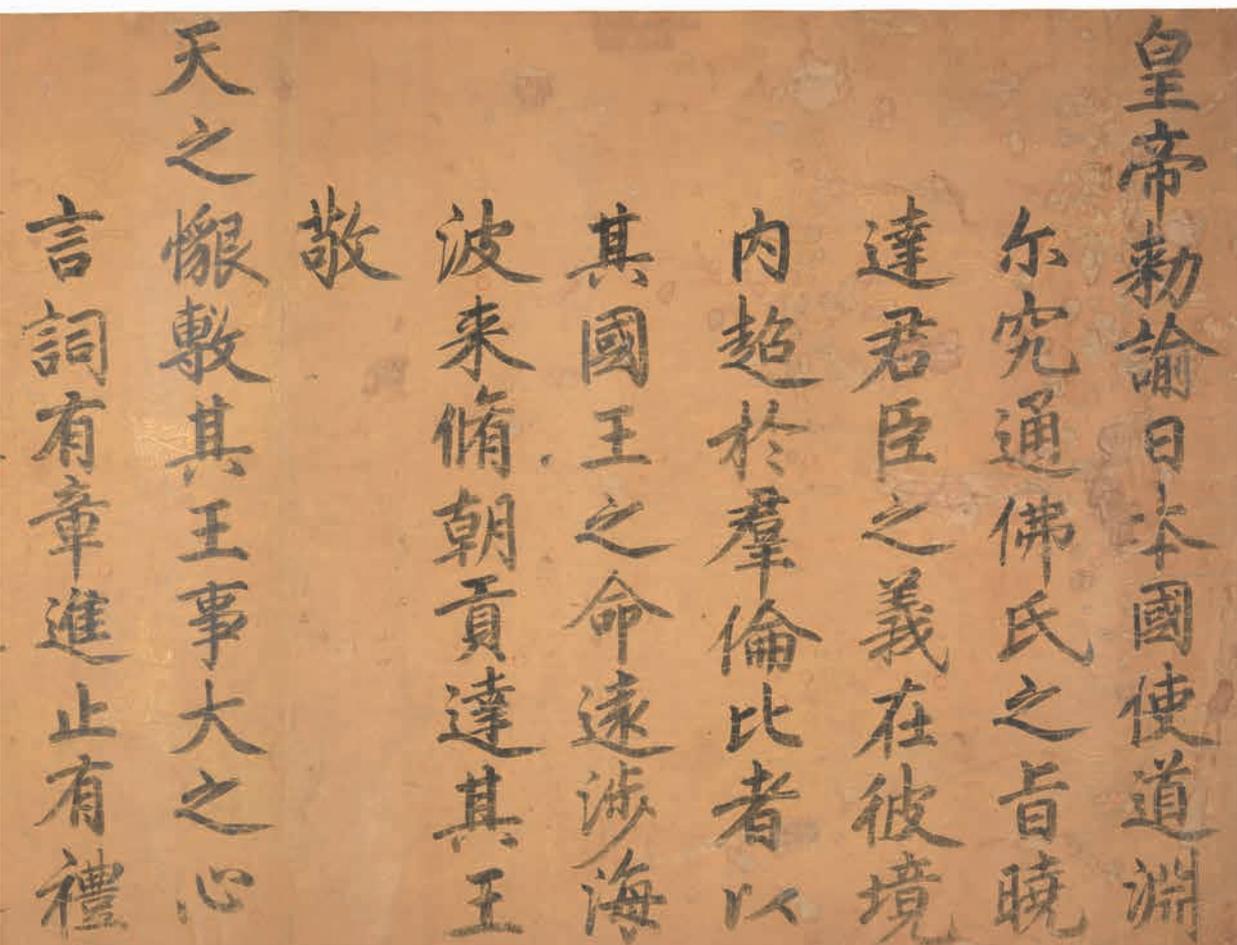


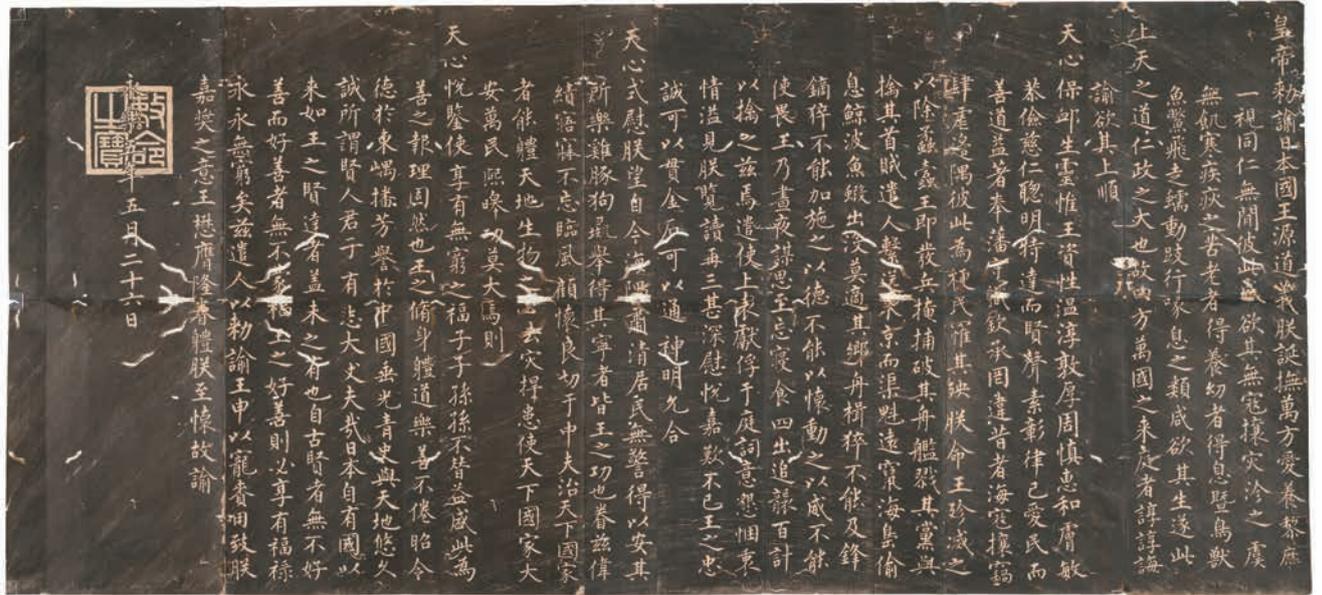
4 明孝宗（弘治帝）符驗 弘治 14 年（1501）石川・那谷寺藏



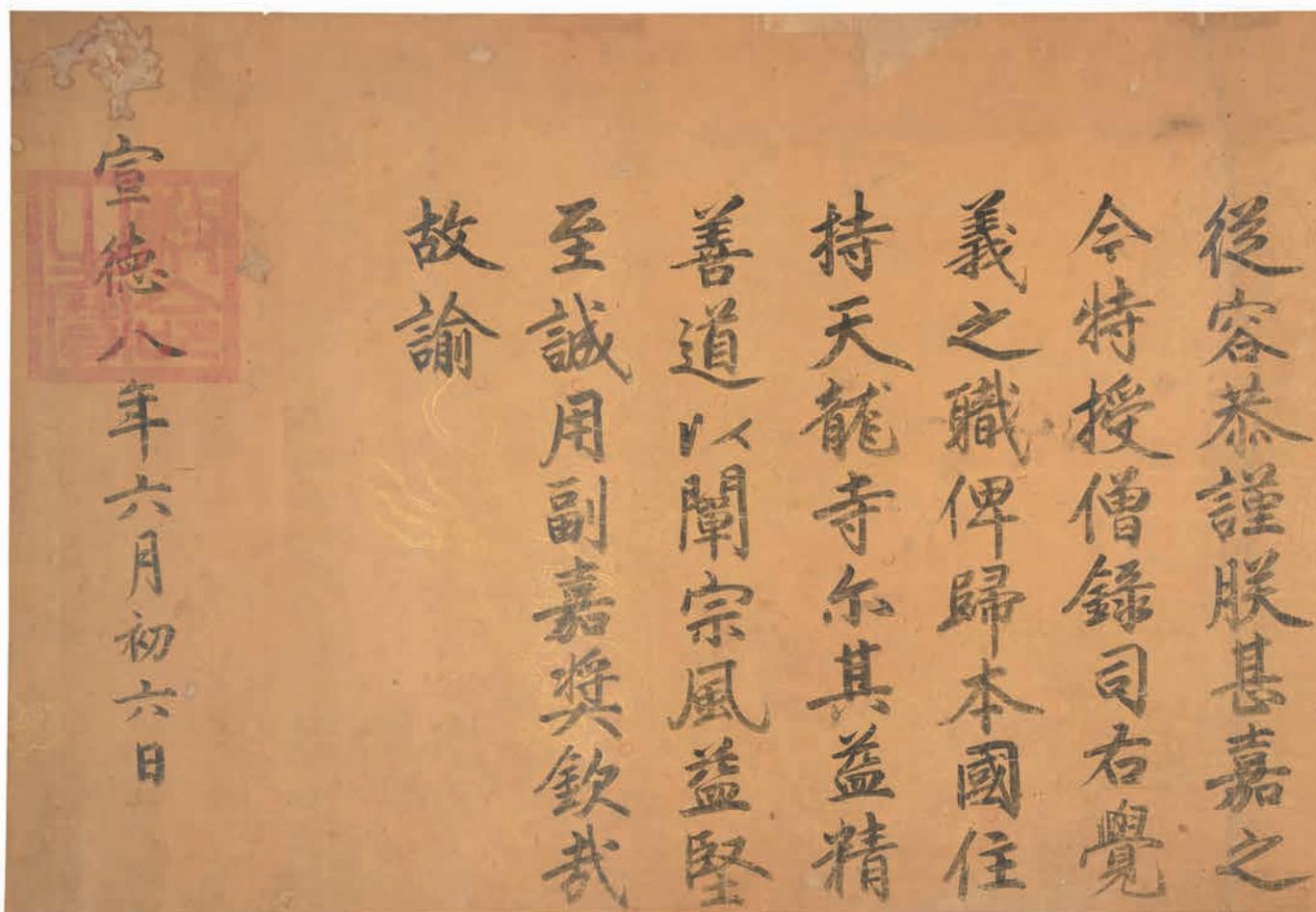


5 明成祖（永樂帝）勅書寫〔日本国王源道義（足利義滿）宛〕  
永樂5年（1407）5月26日 東京大学史料編纂所蔵





6 明成祖（永樂帝）勅書写〔日本国王源道義（足利義滿）宛〕  
永樂5年（1407）5月26日 茨城・古河歴史博物館蔵



7 明宣宗（宣德帝）勅諭〔日本国使龍室道淵宛〕 宣德8年（1443）6月6日  
京都・藤井齊成会有鄰館蔵



寬溫仁聖皇帝詔諭朝鮮國王身奏具述二十日之詔旨且憂計宗社生靈有

旨開安心歸命之請者疑朕食言耶然朕素推誠不特前言必踐併與

維新今盡釋前罪詳定規例以為君臣世守之信義也爾若悔過自新不忘恩

則將明朝所與之誥命冊印獻納請罪絕其

往去其年號一應文移奉我正

無子者以弟為質萬一爾

調爾步騎舟師或數萬或刻期會處不得有誤朕

五十隻水兵鎗砲弓箭俱宜自備大兵將回宜獻犒軍

宮千秋太子千秋及有慶吊等事俱須獻禮命大臣及內官奉表以

表箋程式及朕降詔勅或有事遣使傳諭爾與使臣相見或爾陪臣謁

迎送饋使之禮毋違別創舊例軍中俘繫自過鴨綠江後若有逃回者

主若欲贖還聽從本主之便蓋我兵以死戰俘獲之人爾

為詞也與內外諸臣締結婚媾以固和好新舊城

良哈人俱當刷送日本貿易聽爾如舊但當導其使者赴朝

至彼也其東邊兀良哈避居於彼者不得復與貿易若見之便當執送

以既死之身朕復生之全爾宗社完爾已失之妻孥爾當念



再造異日子子孫孫毋違信義邦家永奠矣朕因爾因夜寐文

崇德二年正月二十八日

8 清太宗（ホンタイジ）詔諭 崇德2年（1637）1月28日 韓国・国立中央図書館蔵

皇帝勅諭

尔在南漢時

達  
兩通事三人各  
日兩千

耶王革  
了何以

賄為朕用  
不樂

取無罪有罪之國則興

師往征惟蒙

天祐攻屠掠取

往來豈有藉以納賄者

乎然或間有一二踰閑

貪得者朕亦不能保其

必無但賂及之而徇私

稱報賂不及之而輒圖

傾陷者實未之有也欲

52129

天  
曆  
廿  
二

天  
曆  
廿  
二

則為宗社計一則謂以一

身之故而致國殃民繼

戮及一身奚足惜哉惟欲

全其廟社生靈云爾抑又

見朕素不棄信諒必格外

恩全故不惑不懼而來耳

若計不出此而株守山城

怯不敢下必將變身絕祀

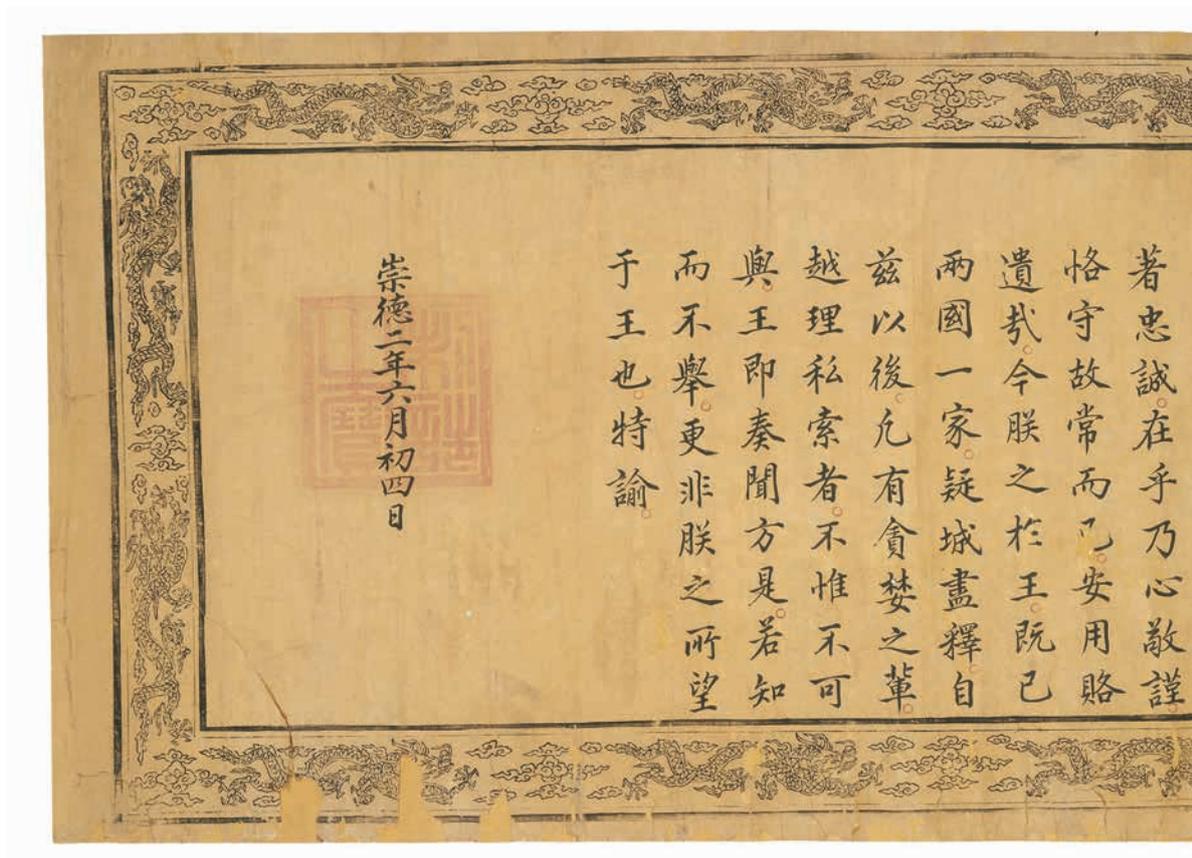
送縱恩撫鮮民而兵戎離

散之餘必有大不堪者

東方一國終至破壞矣王

之如此深謀長策不知者

或謂窮斯來歸知者觀之



9 清太宗（ホンタイジ）勅諭 [朝鮮国王李倧（仁祖）宛]

崇德2年（1637）6月4日 韓国・国立中央図書館蔵



10 清太宗（ホンタイジ）勅諭 [朝鮮国王李倧（仁祖）宛]

崇德2年（1637）11月17日 韓国・国立中央図書館蔵

皇帝勅諭

朕奉 御函 憂國治維 無何 耶之

資 內助 茲皇 西黑 舍里 氏

於康熙十三年五月初三日崩

逝以王職 月 滿屏 垣 湖休 戚特

用 遣官 訃知 故者



康熙十三年五月二十六日



皇帝勅諭朝鮮國王嗣子李焯覽奏尔父

王欄薨逝朕心惻然據莊穆王妃趙

氏奏稱尔質擅岐嶷性秉仁孝克有

長人之德為國人所愛戴請册

朕俯順輿情特允所請茲遣官齎詔

誕告尔國封尔為朝鮮國王繼理國

政封尔妻金氏為國王妃佐理內治

並賜尔及妃誥命彩幣等物尔宜永

矢靖共懋纂承於侯服迪宣忠順作

屏翰於天家尔其欽哉毋替朕命故

諭

康熙十四年正月十六日

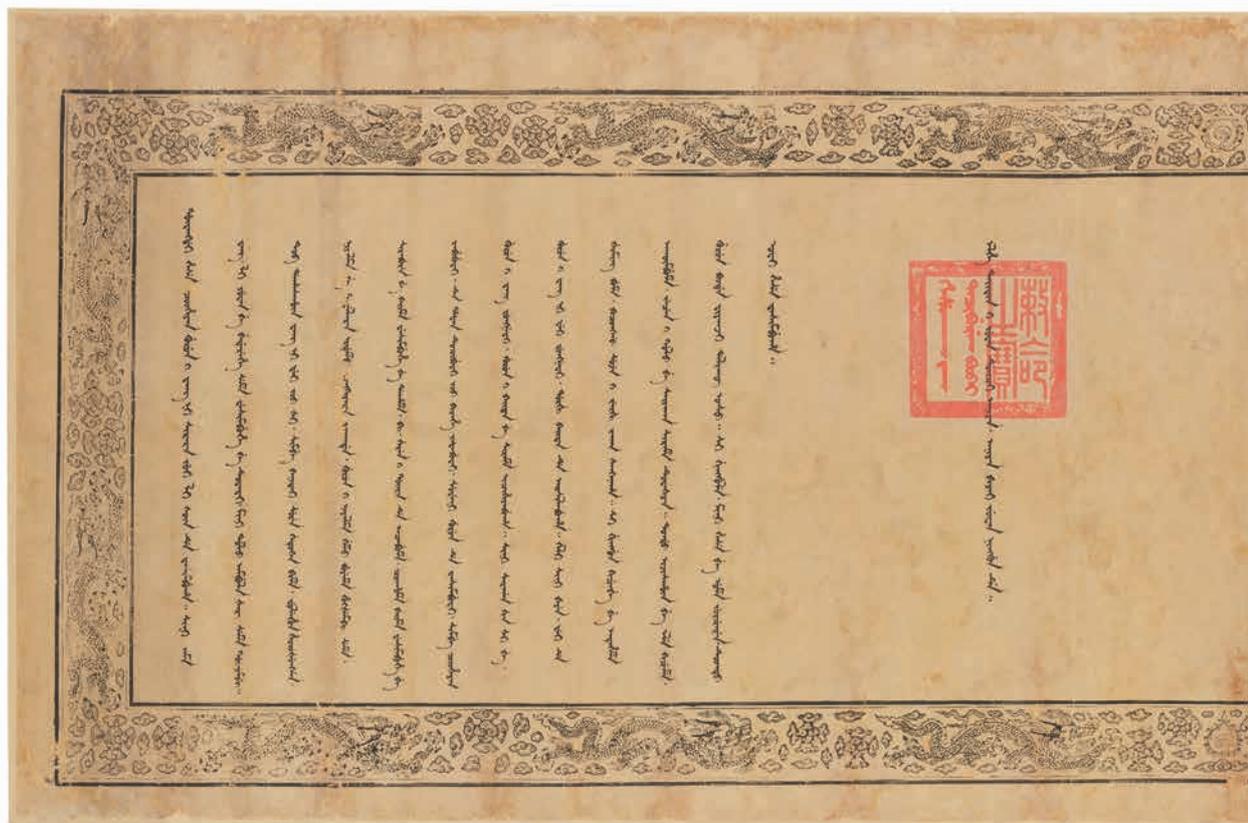


端裏墨書



11 清聖祖（康熙帝）勅諭

康熙 13 年（1674）5 月 26 日 韓国・ソウル大学校奎章閣蔵



奥裏墨書

奥裏墨書

12 清聖祖（康熙帝）勅諭 [朝鮮国王嗣子李焯（肅宗）・妻金氏宛]

康熙 14 年（1675）1 月 16 日 韓国・ソウル大学校奎章閣蔵

皇太后 諭曰自古帝王

天立極撫彝象區必建立元儲懋隆國本以端宗社  
之休朕繼膺鴻緒夙夜兢兢仰惟

祖宗烈昭垂付託至重承祧衍慶端在元良嫡子胤

序

太皇太后

皇太后 慈命載稽典禮俯順輿情謹告

天 地

社稷於康熙十四年十二月十三日授胤初以冊寶立為

皇太子正位東宮以垂萬年之統以繫四海之

典告成洪恩宜霈所有合行事宜開列於後

一和碩親王以下奉恩將軍以上俱加恩賜

二王以下圖一格格以上

三王以下公 一俱加恩賜

一在京文武官員俱各加一職

一內外大小各官除各以現在品級三品封贈外凡品級及職任者著照例封贈

一凡官吏兵民人等有犯刑罰及職任子孫叔祖父母內祖家眷故夫古夫叔母叔母及孫

一凡罪三人以上者其刑罰減半其職任子孫叔祖父母內祖家眷故夫古夫叔母叔母及孫

一職任官自盡地大政務廢弛及在任時虧缺者其刑罰減半其職任子孫叔祖父母內祖家眷故夫古夫叔母叔母及孫

一不赦其除自康熙十四年十二月十四日昧無以前已發覺未發覺已結正未結正或赦後之可以赦

一前事古許者以其罪罪之

一內外文武官員除大計軍政定分現在職任外其職任子孫叔祖父母內祖家眷故夫古夫叔母叔母及孫

一滿洲兵丁收甲隨征多年効力收備不能收甲及年老有疾逆聞者俱酌給賞

一滿洲蒙古漢軍兵丁一免履任職勞苦者行賞

一現在行間雖將領兵丁及湖天水各處古將領兵丁俱酌給賞

一地方有才品及表山故陳述之士著以管帶職官其表山故陳述之士著以管帶職官

一五歲四歲在道官職於官例而行

一五歲四歲在道官職於官例而行

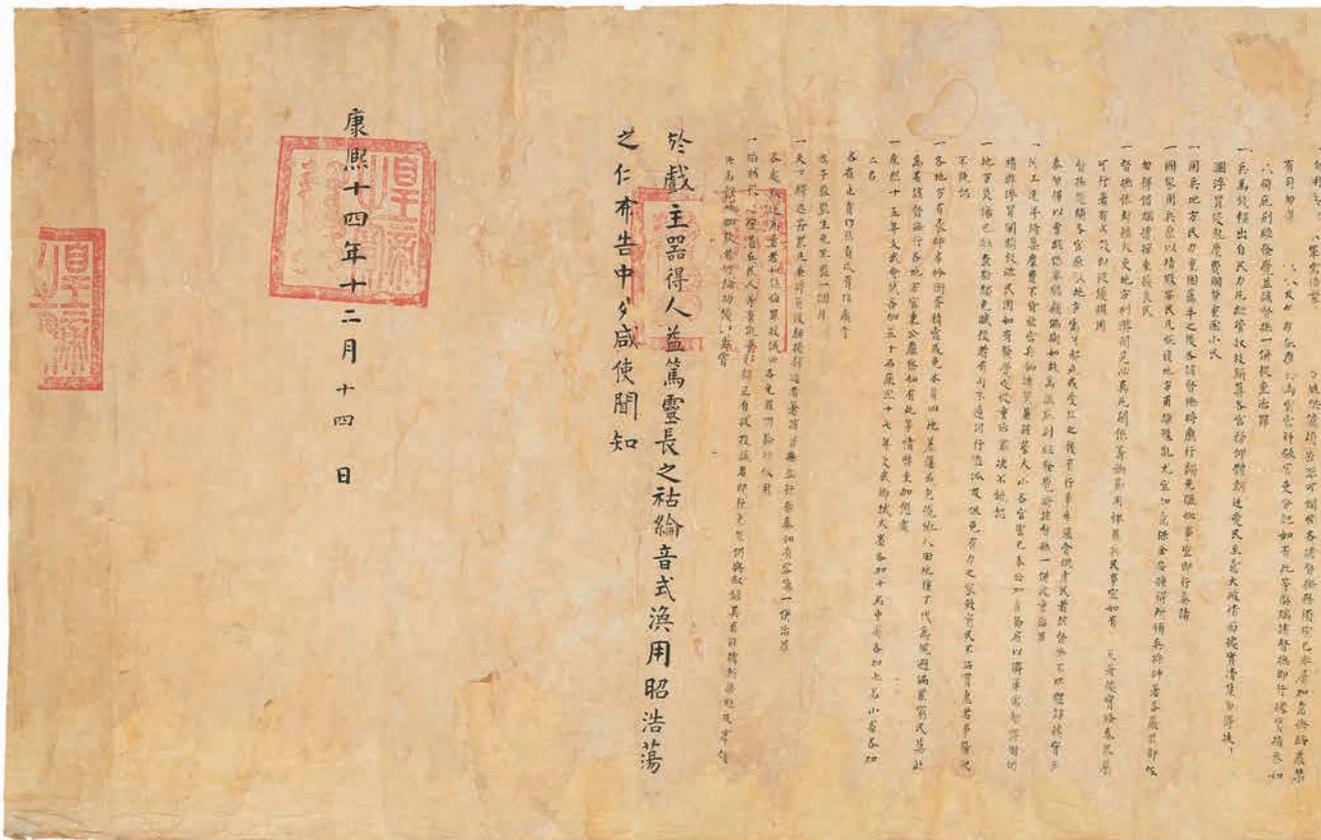
一五歲四歲在道官職於官例而行



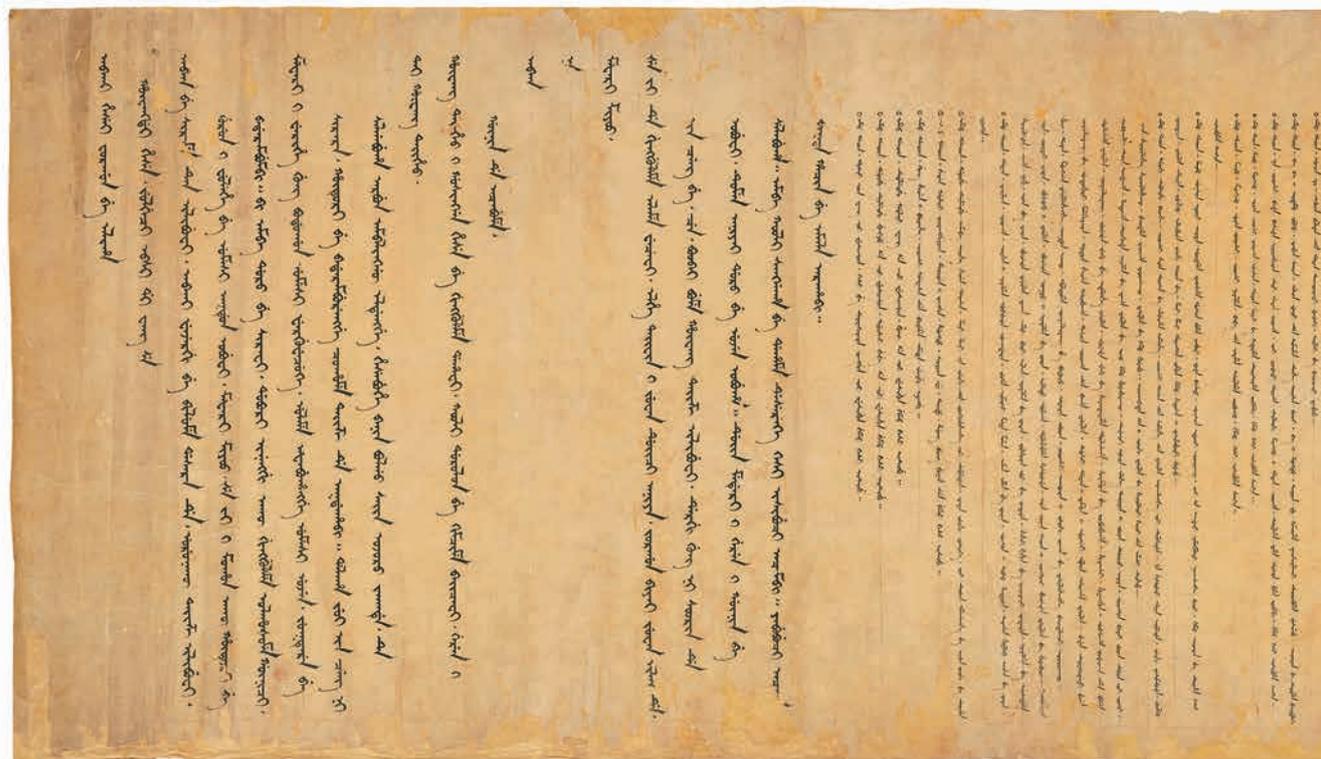
Vertical handwritten text in black ink, likely a signature or official name.



Main body of vertical handwritten text in black ink, organized in columns.



漢文



滿文

13 清聖祖（康熙帝）詔書 康熙 14 年（1675）12 月 14 日 韓国・国立中央図書館蔵



天承運 奉

皇帝詔曰朕惟帝王綏理萬方首崇孝治尊親之與國  
至建立元儲懋敦國本尤必推原懿德上等徽緝此歷  
易之盛軌也欽惟我

聖祖母昭聖慈壽恭簡安懿章慶敦惠溫莊康和太皇太后佐  
皇祖太宗文皇帝肇造丕基啓

皇考世祖章皇帝恢弘大業  
聖母仁憲恪順誠惠皇太后母儀茂著克嗣徽音朕奉事  
慈闈並承

訓育紹基圖治宵旰靡寧茲者祇遵  
懿命冊立皇太子禮成仰維

垂裕之仁式舉  
顯揚之典謹告

天 地 宗廟

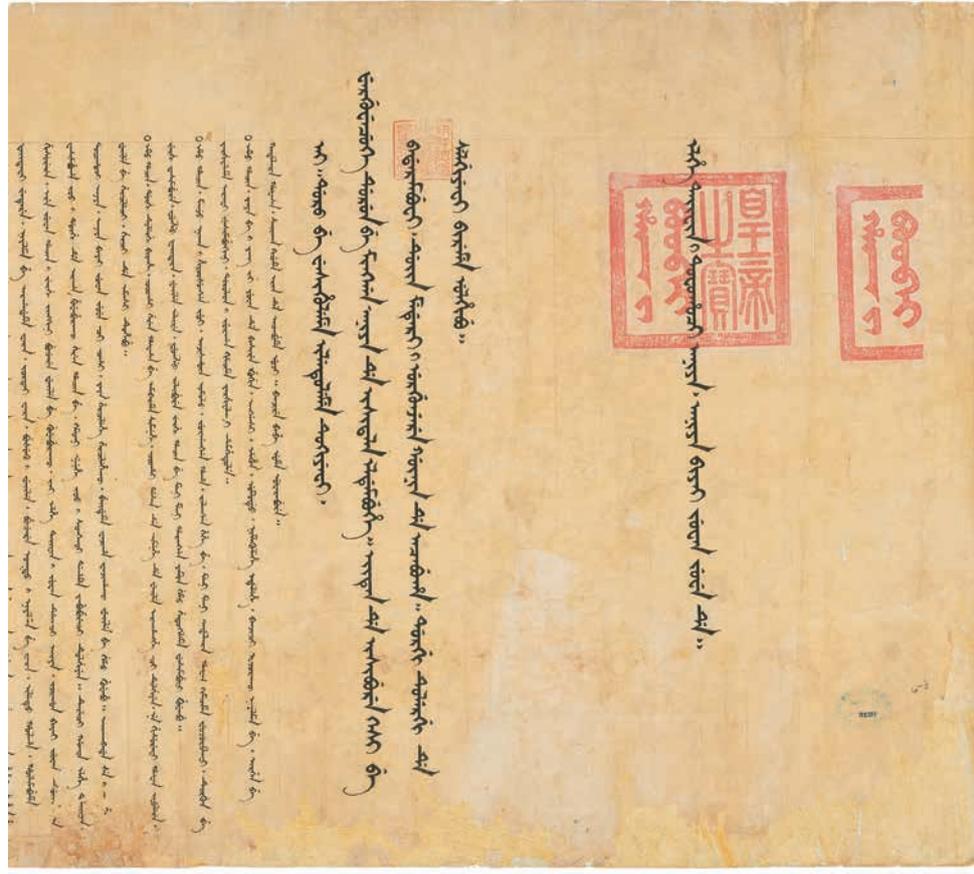
社稷於康熙十五年正月十一日率諸王貝勒文武羣臣恭奉

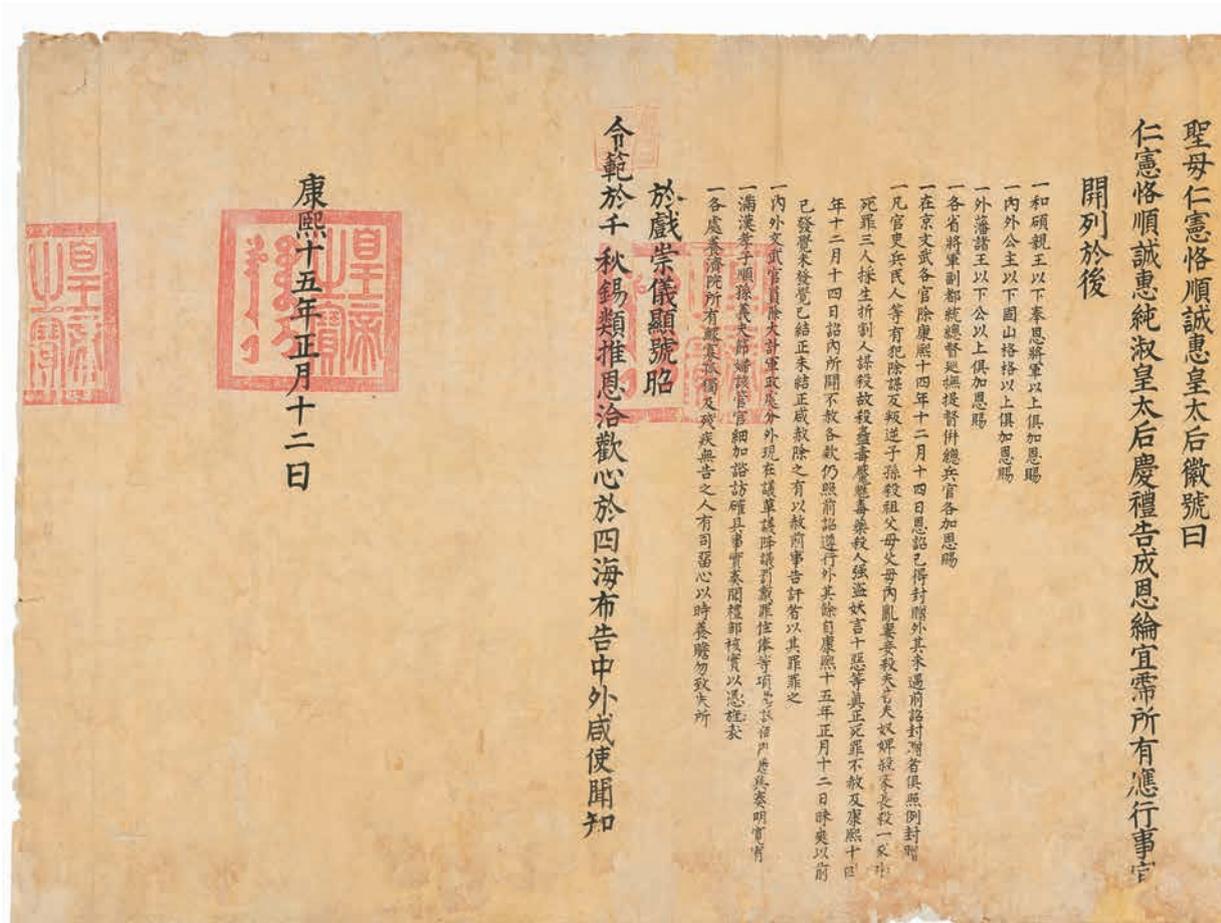
冊寶加上

聖祖母昭聖慈壽恭簡安懿章慶敦惠溫莊康和太皇太后徽號

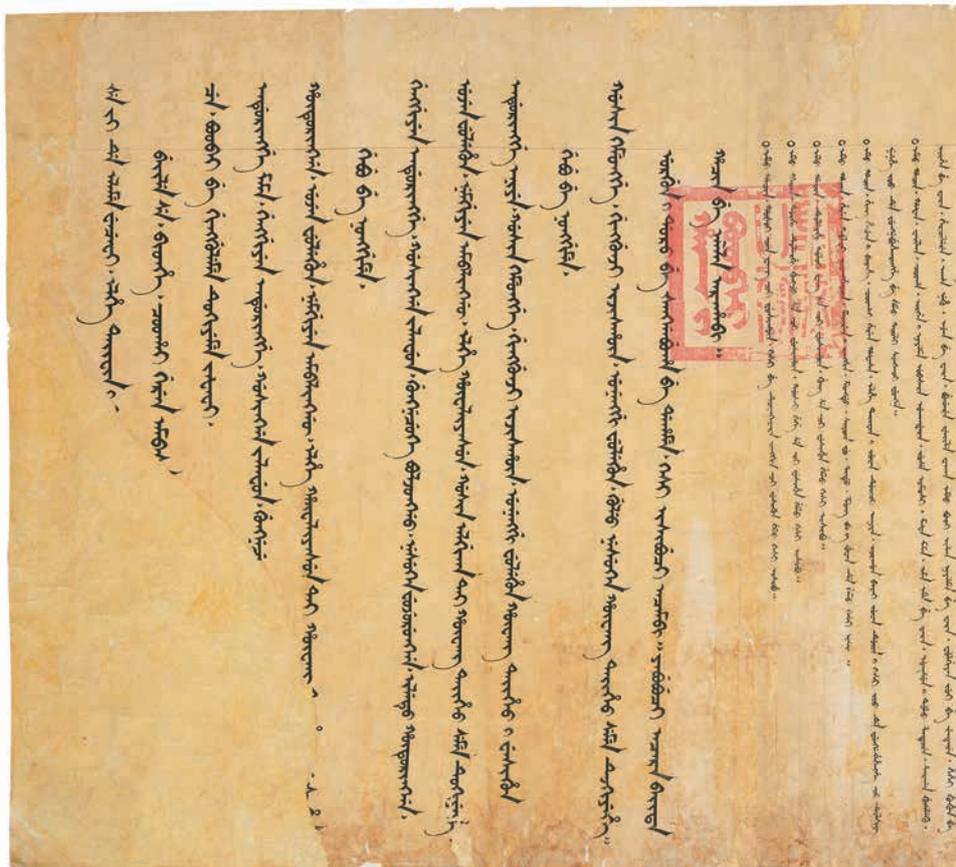
曰

昭聖慈壽恭簡安懿章慶敦惠溫莊康和仁宣太皇太后





漢文



滿文

奉  
天承運

皇帝詔曰朕惟帝王繼承鴻緒首重尊親顯號洵加彝章  
在矧式遏禍亂者定厥功實稟誨育之恩應極尊崇  
比者逆賊吳三桂反叛煽動多方朕夙夜靡寧肆  
仰承

聖祖母昭聖慈壽恭簡安懿章慶敦惠溫壯康和仁宣太

后

慰  
聖母仁憲恪順誠惠純淑皇太后懿訓次第翦滅兇奏蕩

宗廟之靈下拯生民之厄非藉

慈庇曷克臻茲用晉休稱載揚

盛德謹告

天

地

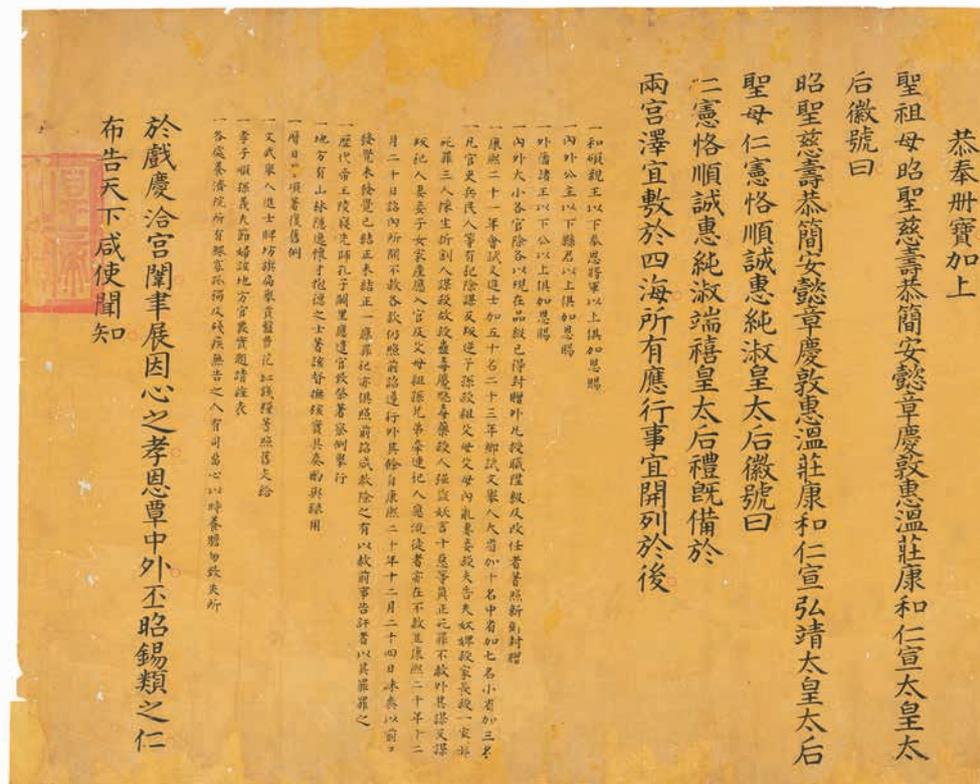
宗廟

社稷於康熙二十年十二月二十四日率諸王貝勒文武羣臣

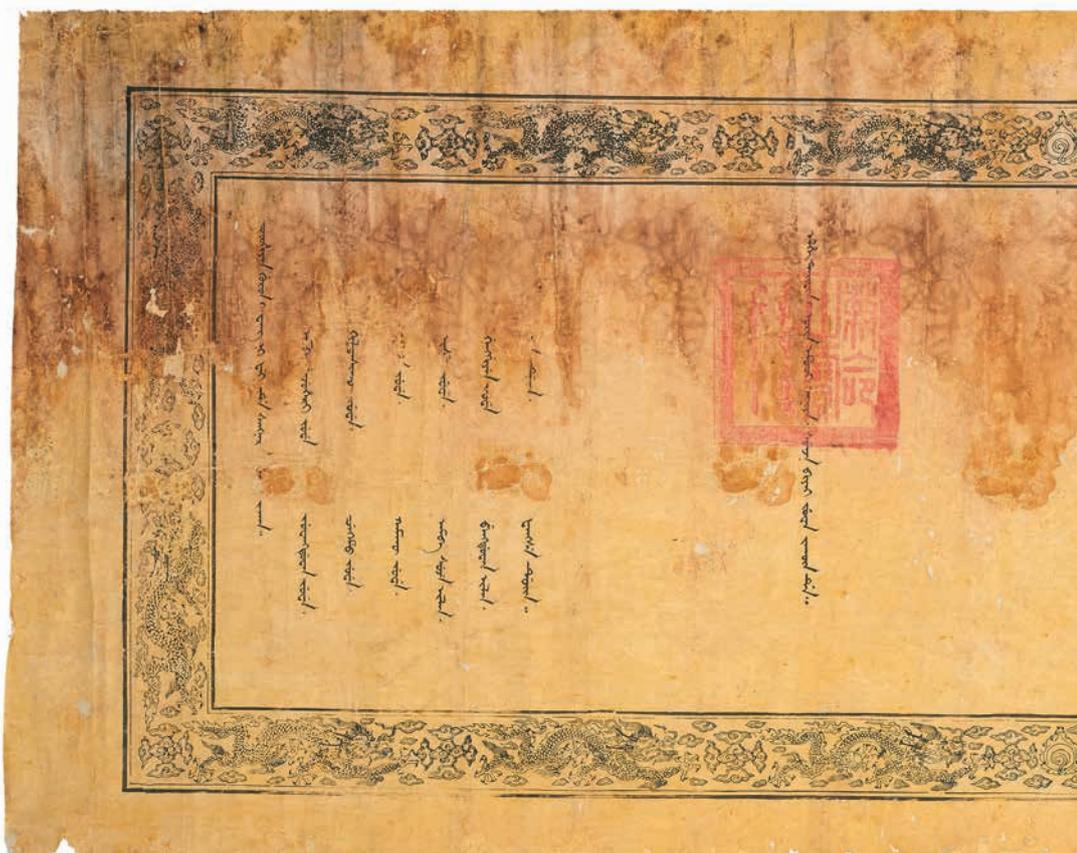
賜朝鮮國王妃禮

錦緞貳疋 倭緞貳疋  
緞貳疋 帽緞貳疋  
衣素緞貳疋 大緞叁疋  
石青素緞貳疋 彭緞叁疋  
紗肆 紡絲細肆疋

康熙二十一年六月十八日



15 清聖祖（康熙帝）詔書 康熙 20 年（1681）12 月 24 日  
 韓国・国立中央図書館蔵

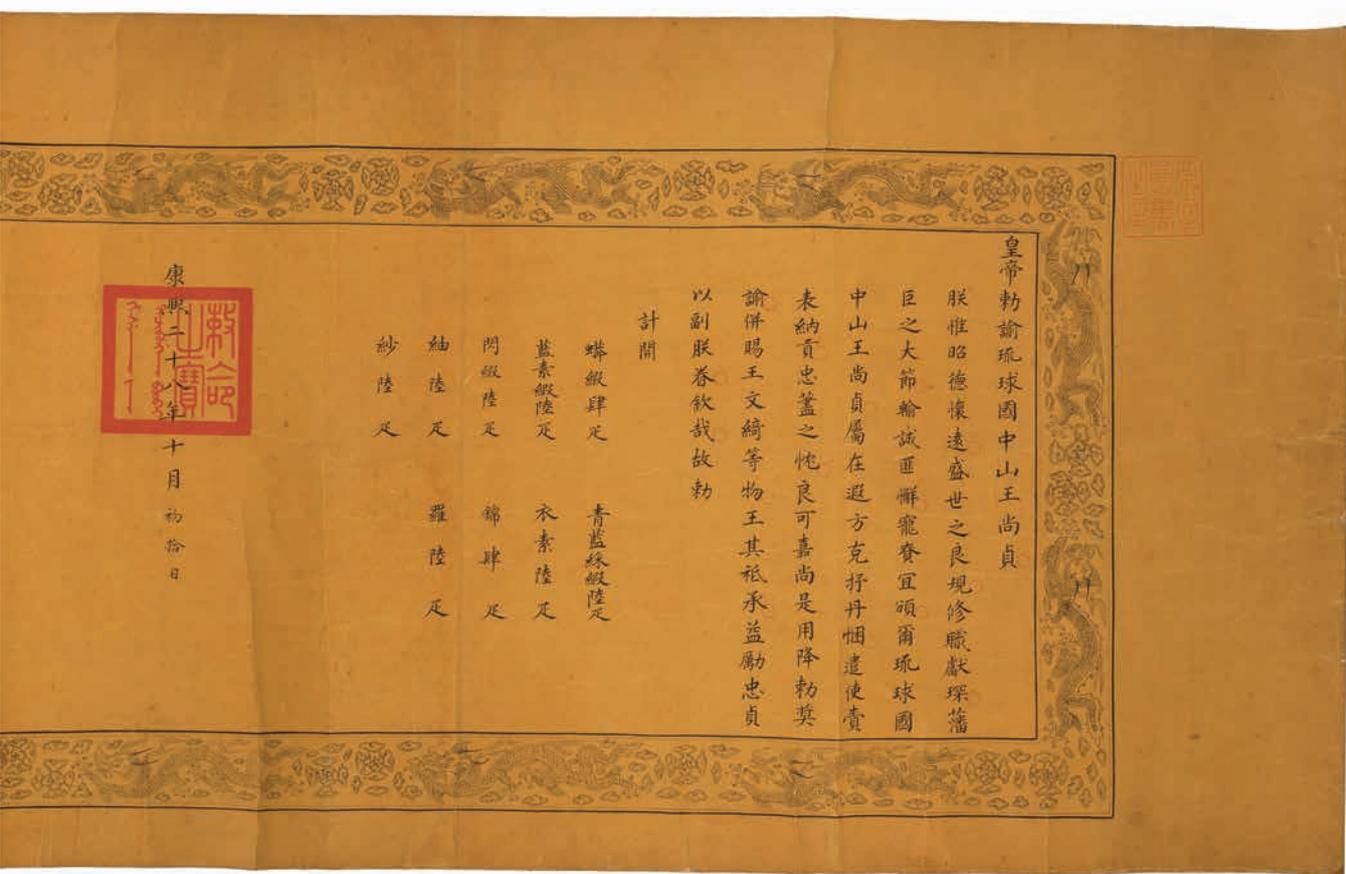


16 清聖祖（康熙帝）勅諭 [朝鮮國王妃（仁顯王后）宛]  
 康熙 21 年（1682）5 月 24 日 韓国・国立中央図書館蔵



17 清聖祖（康熙帝）勅諭〔朝鮮国王妃（禧嬪張氏）宛〕

康熙 28 年（1689）12 月 9 日 韓国・ソウル大学校奎章閣蔵



皇帝勅諭琉球國中山王尚貞

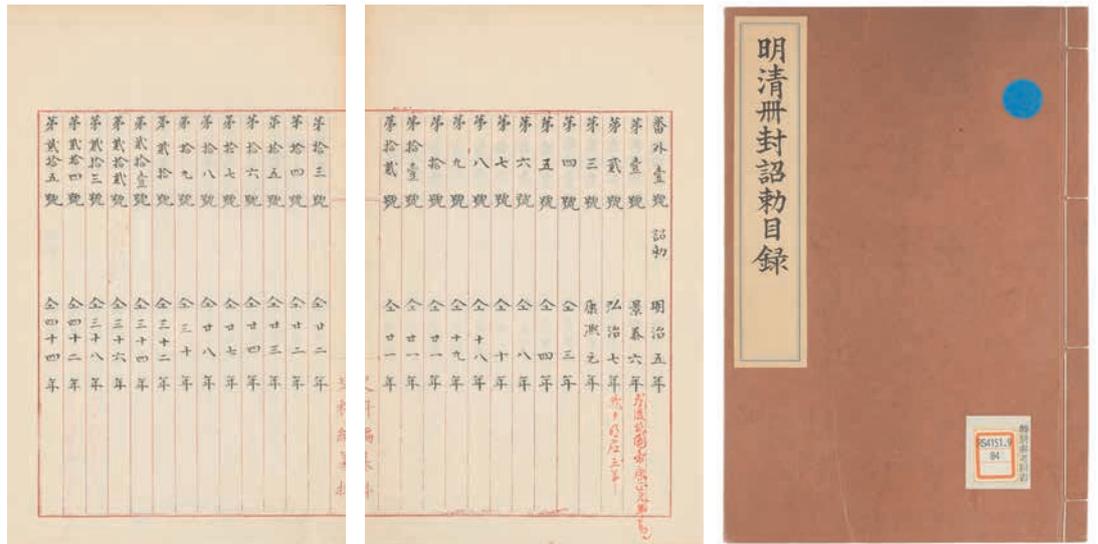
朕惟昭德懷遠盛世之良規修職獻琛藩  
臣之大節輸誠匪懈寵賚宜碩爾琉球國  
中山王尚貞屬在遐方克抒丹悃遠使責  
未納貢忠蓋之忱良可喜尚是用降勅莫  
諭併賜王文綺等物王其祇承益勵忠貞  
以副朕眷欽哉故勅

計開

- 蟒緞肆疋
- 藍素緞陸疋
- 問緞陸疋
- 袖陸疋
- 紗陸疋
- 青藍綠緞陸疋
- 衣素陸疋
- 錦肆疋
- 羅陸疋

康熙二十八年十月初十日





18 (参考1) 明清冊封詔勅目錄 明治36年(1903) 東京大学史料編纂所蔵



筒



筒(5分割)



19 清聖祖(康熙帝)勅諭写[琉球国王尚貞宛] 康熙28年(1689)10月10日  
東京・宮内庁書陵部蔵



一先年出征人內有功牌應得官者除抵軍罪外其守雲南城及在隴州控告不准等所存無幾今皆老邁不能効力茲過軍恩著兵部查明仍行補叙

一昔年存亡之秋在在用兵朕所親歷今雖承平而武備不可不謹故時加訓練盡已精銳茲特大沛恩賜護軍校前鋒及護軍各賞給一年錢糧撥什庫披甲年錢糧外省駐防之兵亦照此例

一年尚未老傷廢辭職官員及傷廢退甲兵丁酌給錢糧米石

一滿洲兵丁原係披甲効力行間因疾病年老閒住者著察加恩賜

一各直省綠旗兵丁俱應加賞著議奏

一海宇承平已久戶口日繁地畝並未加廣宜施寬大之恩共享恬熙之樂嗣後

省地方官遇編審之期察出增益人丁止將實數另造清冊奏聞其徵收錢糧

五十年丁冊定為常額續生人丁永不加賦仍不許有司於造冊之時藉端重

休養生息之意

一天下地丁錢糧既沛恩澤於三年內悉與豁免其自京城及各省房地租稅多

徵官地棲身營業宜併蠲恤以覃恩惠著察明京城內并各省每地租額數

十三年豁免一年其歷年逋欠若干一併察明免其追補

一八旗滿洲蒙古漢軍兵丁及內查薩克喀爾喀等蒙古年七十八九十以上者分別賞

賚至百歲者題明給與建坊銀兩

一軍民年七十以上者許一丁侍養免其雜派差役八十以上者給與緇一疋綿一觔米一

石肉十觔九十以上者倍之至百歲者題明給與建坊銀兩

一督撫係封疆大吏地方利弊聞見必真凡關係籌餉節用裨益兵民事宜如有確見著據

實條奏果屬可行著有成效即從優擢用

一督撫題補各官原從地方需才起見或受任之後有行事乖張貪縱虐民者該督撫不時

體訪據實奏奉勿得以曾經保舉瞻顧徇徇如故為隱庇別經發覺將該督撫一併從重

治罪

一地方大小官員當以仁慈為本妄聽奸民捏辭誣告以致陷害良民其害更甚於貪各

省督撫以下及有司官員有濫受詞狀貽累善良者事覺定從重治罪

一各處關差如有將不應納稅之物額外橫征差役回出分路津溢擾害商民者該督撫題

參若不行題參事情發覺一併從重治罪  
 一雜派項款未行禁革以安民生該督撫嚴察禁革如有仍前濫征者或經參奏或被發覺  
 定行從重治罪  
 一濫動重刑舊有嚴禁有司官員有因小事輒行夾訊並違例妄用非刑者該督撫即行察  
 參具奏從重治罪  
 一恤兵原以為民兵丁專額糧餉養生天下兵餉皆不實給以致兵不精銳且致失所應嚴  
 行申飭著各督撫提鎮不時稽查禁革如有仍前虛冒扣剋不實行支給者定行從重治  
 罪  
 一國子監監生免坐監一個月  
 一各省儒學以正貢作恩貢次貢作歲貢  
 一地方有山林隱逸懷才抱德之士著該督撫核實具奏酌與錄用  
 一滿漢孝子順孫義夫節婦該督撫官細加訪確具事實奏聞禮部核實以憑旌表  
 一除革職降級休致回籍外地方人才果有才行著聞及學問優長者著該督撫核實具奏  
 一罰贖積穀原以備賑冬月嚴寒恐鰥寡孤獨貧民無以為生著直隸各省督撫責令有司  
 官將積穀酌量賑濟毋令奸民假冒支領  
 一各處奏濟院所有鰥寡孤獨及殘疾無告之人有司留心以時養贍毋致失所  
 一天下驛遞苦累凡乘傳員後驛提驛通者著該督撫立行奏參如有容隱一併治罪  
 一各省會設兵處所有等奸民假充兵丁濶入營內夥告夥証拖累小民甚有借通賊為名  
 抄掠後實尤為大害該將軍督提鎮將嚴行約束務絕害端如有隱徇不究一體從重處  
 治  
 一各地方有豪紳劣衿衙胥積蠹或免本身田地差徭或包攬他人田地徭丁代為規避偏  
 累窮民莫此為甚該督撫行各地方官秉公嚴察如有此等情弊重加懲處  
 一官後犯賊罪應至死與不至死者俱免罪仍革職革後追贓永不叙用  
 一凡有叛逆殺死人強盜等罪牽連對質候審監禁人犯在獄年久恐無辜致死該部院直  
 省督撫確審如無憑質對情可矜疑者即行奏請釋放  
 一凡應追贓私察果家產盡絕力不能完者概與免毋得株連親族  
 一凡強盜雖同夥殺人本人未經下手者自行投首准與免罪  
 一各處盜賊或為饑寒所累或為貪官所迫實有可憐如能改過就撫者准赦其罪

20 清聖祖（康熙帝）詔書 康熙 52 年（1713）3 月 18 日 韓國・国立中央図書館蔵



軸（天） 軸端犀角

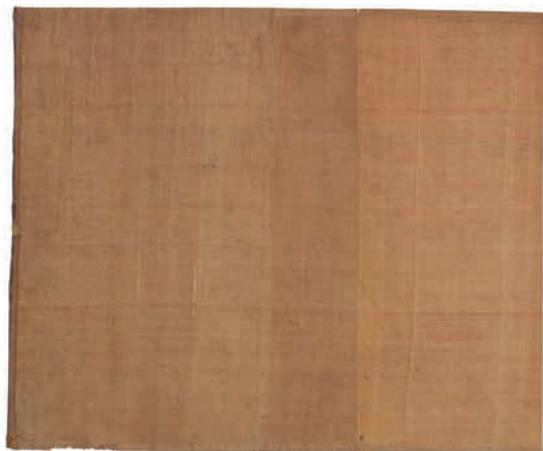
表紙題箋



卷姿

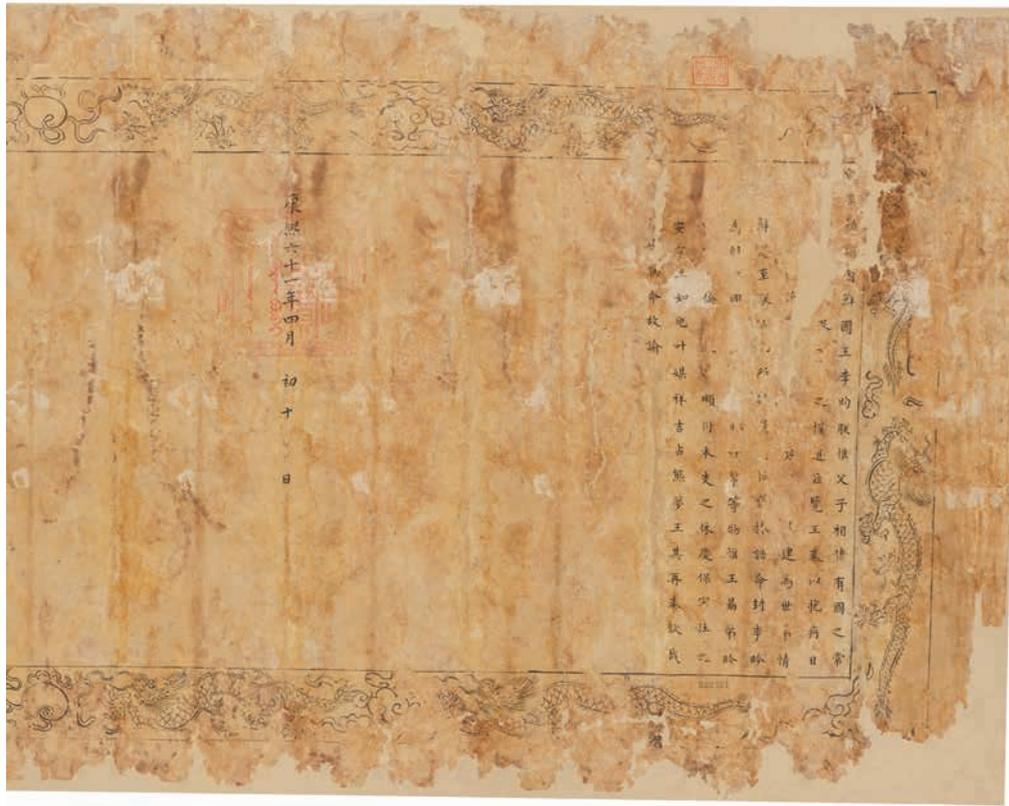


表紙



21 清聖祖（康熙帝）誥命〔朝鮮国王世弟李吟（英祖）宛〕 康熙 61 年（1722）4 月 10 日

韓国学中央研究院蔵書閣蔵





22 清聖祖（康熙帝）勅諭〔朝鮮国王世弟李吟（英祖）宛〕 康熙61年（1722）4月10日  
韓国・ソウル大学校奎章閣蔵



23 清聖祖（康熙帝）勅諭〔朝鮮国王世弟李吟（英祖）宛〕 康熙61年（1722）4月10日  
韓国学中央研究院蔵書閣蔵



軸 (天)  
軸端欠損



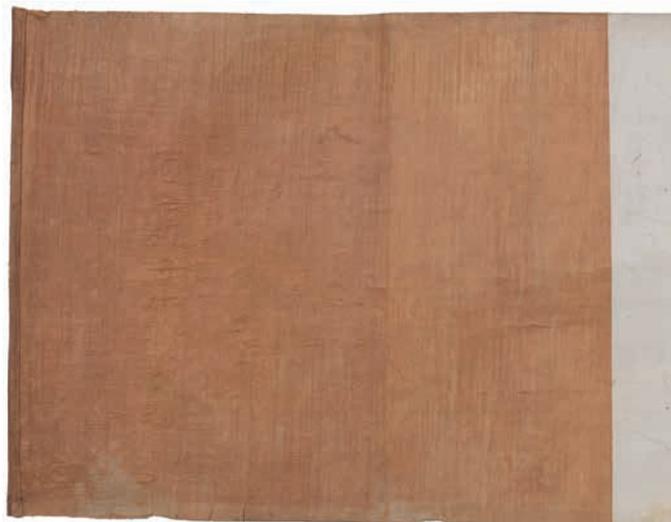
軸 (地)  
軸端犀角



卷姿



表紙



24 清世宗（雍正帝）誥命 [朝鮮国王（英祖）宛]

雍正3年（1725）1月22日 韓国学中央研究院蔵書閣蔵

皇帝勅諭朝鮮國王世弟李吟覽奏爾凡  
 王昀薨逝朕心惻然據僖順王妃金  
 氏奏稱爾聰明孝友寬弘仁恕夙有  
 長人之德為國人所願戴請冊承襲  
 朕俯順輿情特允所請茲遣官貴詔  
 誕告爾國封爾為朝鮮國王繼理國  
 政封爾妻徐氏為國王妃佐理內治  
 并賜爾及妃誥命彩幣等物爾宜永  
 矢靖共懋績承於侯服迪宣忠順作  
 屏翰於天家爾其欽哉毋替朕命故  
 諭

雍正三年正月二十二日



賜朝鮮國王禮物

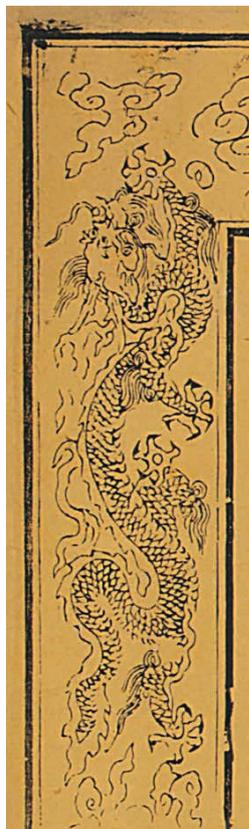
黑色狐皮褥壹件 琴等黑路皮壹百張  
 全備玲瓏鞍馬壹匹 大蟒級貳疋  
 小蟒級壹疋 粧級壹疋  
 錦級壹疋 大級貳疋  
 肆圍補級貳疋 石青級壹疋

賜朝鮮國王妃禮物

大蟒級貳疋 粧級貳疋  
 錦級貳疋 倭級貳疋  
 閃級貳疋 帽級貳疋  
 衣素級貳疋 大級參疋  
 彭級參疋 石青級貳疋  
 紡絲細肆疋 紗肆疋

雍正三年正月二十二日

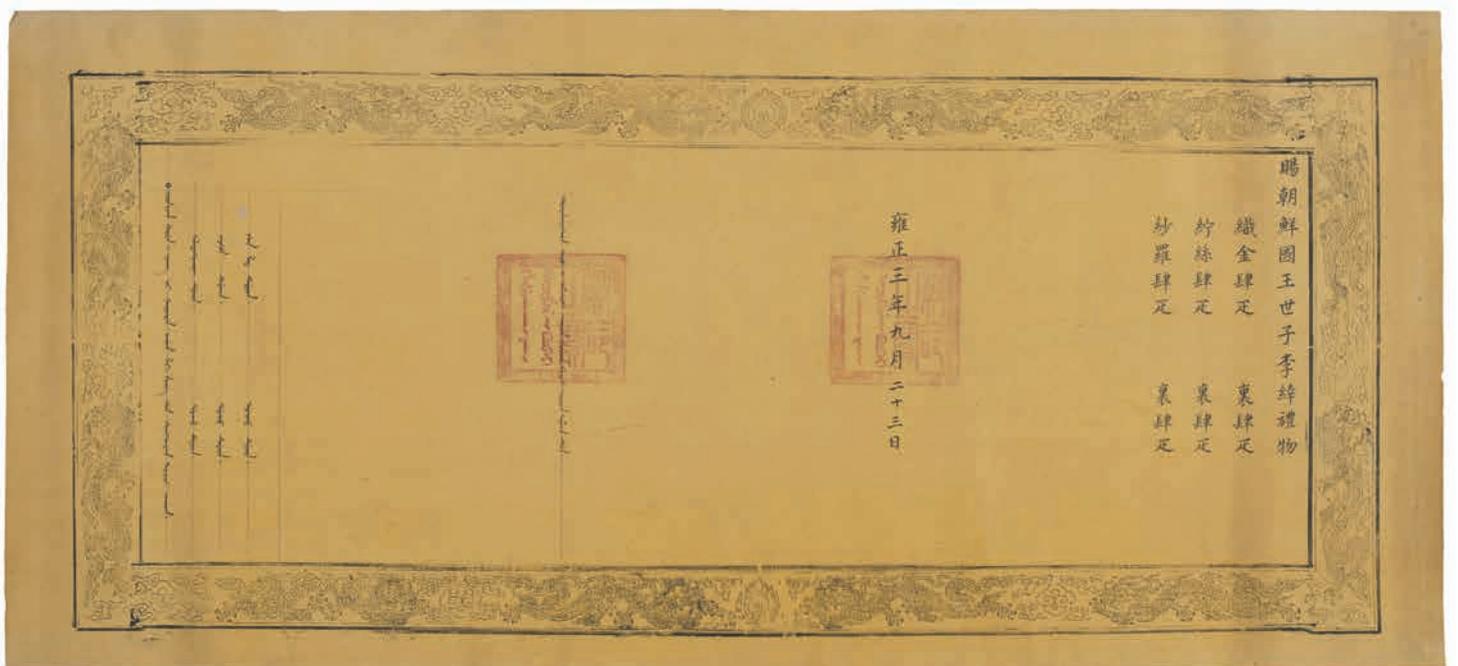
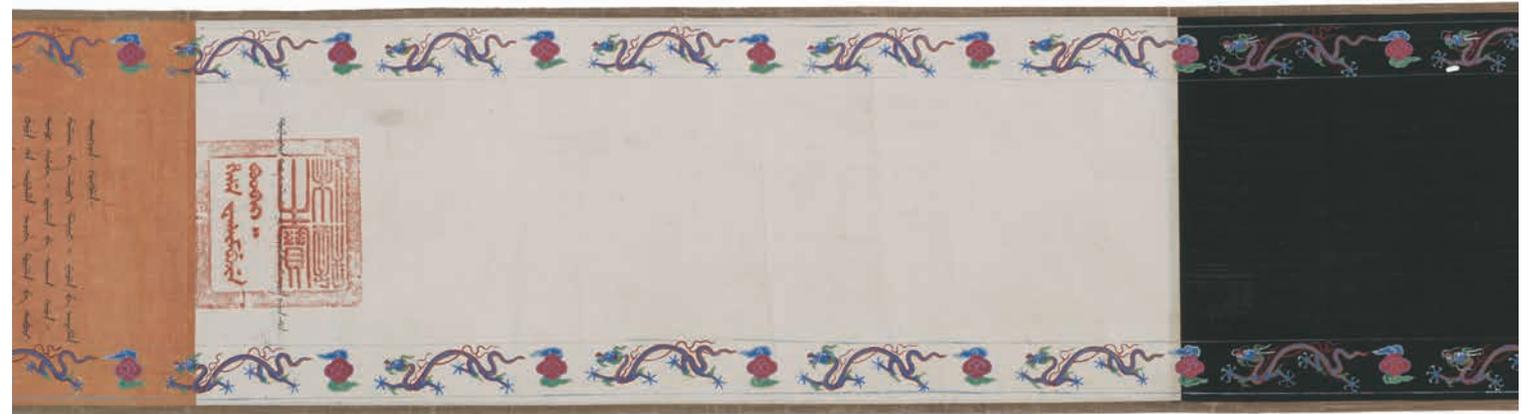




25 清世宗（雍正帝）勅諭 [朝鮮国王（英祖）・王妃（貞聖王后）宛]  
雍正3年（1725）1月22日 韓国学中央研究院蔵書閣蔵

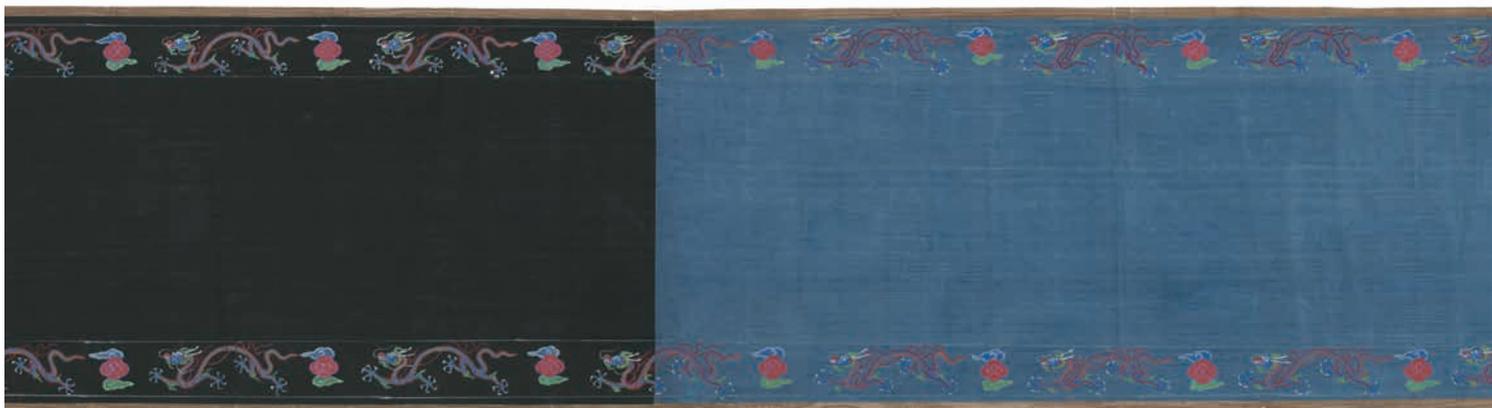


26 清世宗（雍正帝）勅諭 [朝鮮国王（英祖）・王妃（貞聖王后）宛]  
雍正3年（1725）1月22日 韓国学中央研究院蔵書閣蔵



28 清世宗（雍正帝）勅諭〔朝鮮国王世子李緯宛〕

雍正 3 年（1725）9 月 23 日 韓国学中央研究院蔵書閣蔵



表紙



軸（地） 軸端犀角

27 清世宗（雍正帝）誥命 [朝鮮国王世子李緯宛]

雍正3年（1725）9月23日 韓国学中央研究院蔵書閣蔵

天承運

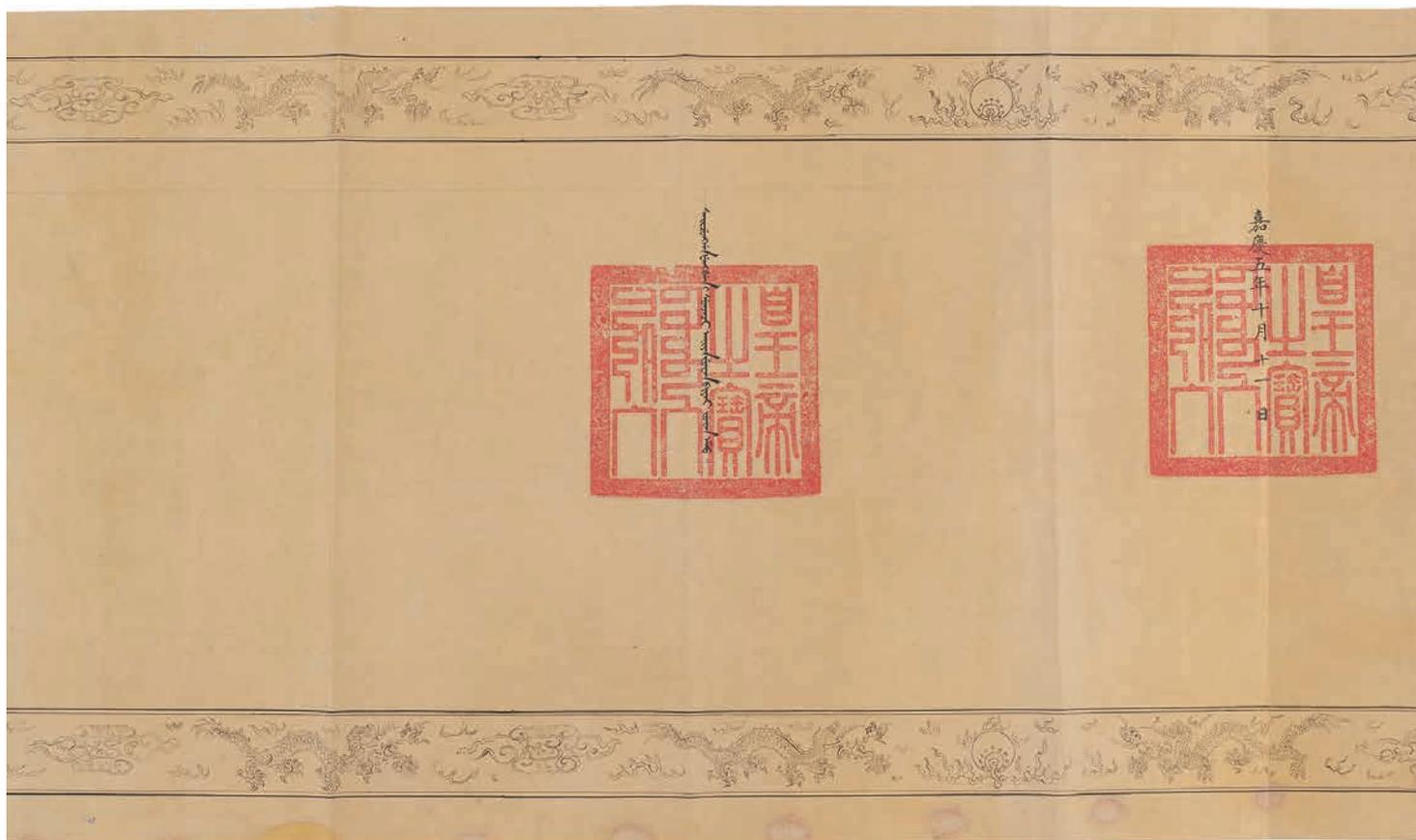
奉

皇帝詔曰建侯樹屏綏猷恢柔遠之恩崇德象賢謹  
 度重承祧之選輯共球而濟美亮采有邦綿帶礪  
 以凝禧式序在位修其禮物舊有令聞賢爾人氏  
 昭哉嗣服爾朝鮮國王嗣子李松揚芬王穎毓粹  
 韶年岐嶷協於輿情似續延其福緒當熊占之卜  
 吉早懋馳諏維燕翼以詒謀彌昭譽望勝衣閱歲  
 欣徵著代於東藩賜履基禋幸恆升儲於左海載  
 俞葵表申錫茅封專貢綸函魚頒綺幣特封爾為  
 朝鮮國王於戲連城演澤紹封章禮義之風肯構  
 膺庥繼序東溫文之德資忠移孝肅修世範於蕃  
 畿開國承家溘被恩暉於使節允綏吉祥益懋榮  
 勳欽哉

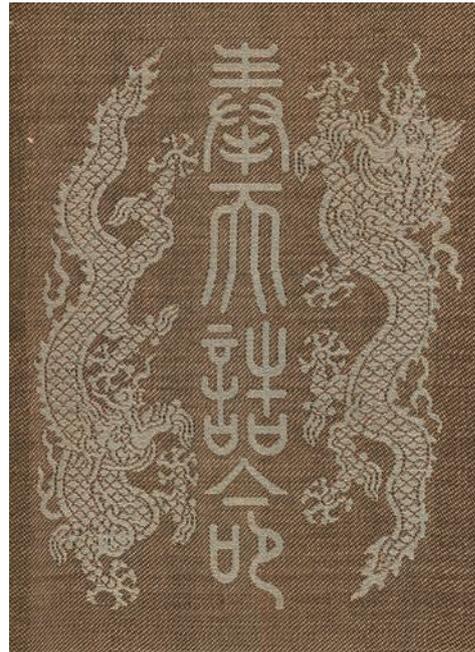
天承運

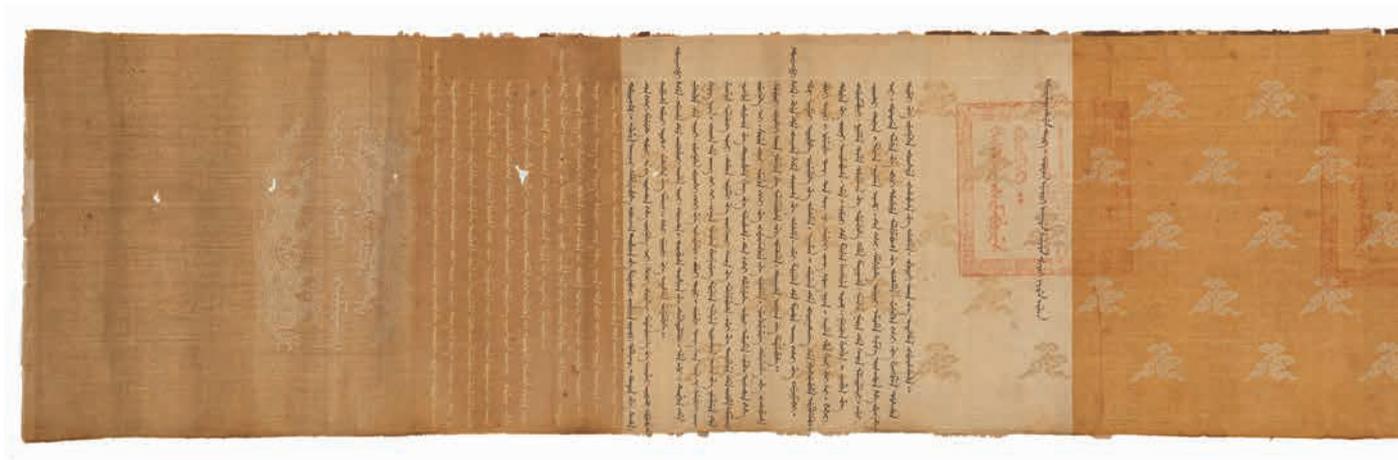
奉

皇帝詔曰建侯樹屏綏猷  
 度重承祧之選輯共球  
 以凝禧式序在位修其  
 昭哉嗣服爾朝鮮國王  
 韶年岐嶷協於輿情  
 吉早懋也取佳燕翼



29 清仁宗（嘉慶帝）詔書写 [朝鮮国王嗣子李玘（純祖）宛]  
嘉慶5年（1800）10月11日 福岡・九州国立博物館蔵

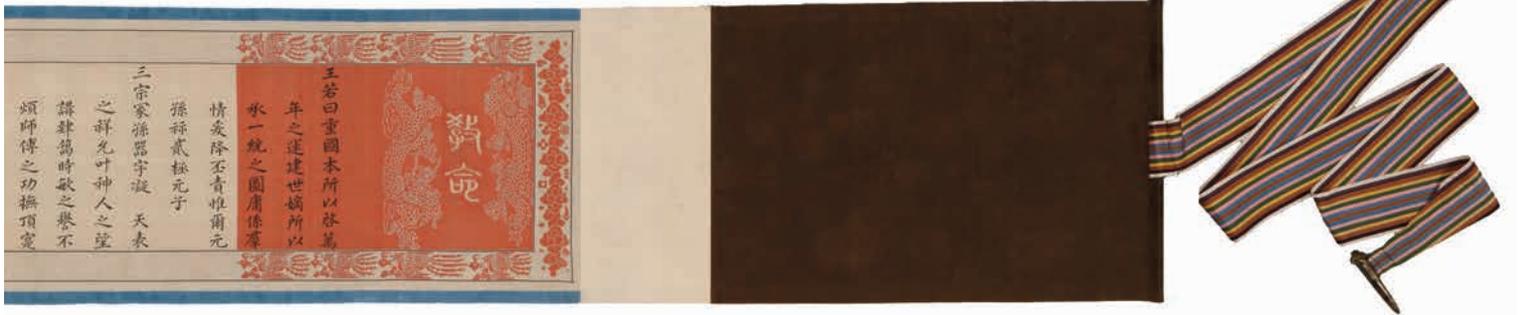




30 清世宗（雍正帝）誥命〔王子勲宛〕 雍正 13 年（1735）9 月 3 日 韓国・ソウル大学校奎章閣蔵



31 清宣宗（道光帝）誥命〔福勒洪阿宛〕 道光 25 年（1845）11 月 9 日 福岡・九州国立博物館蔵



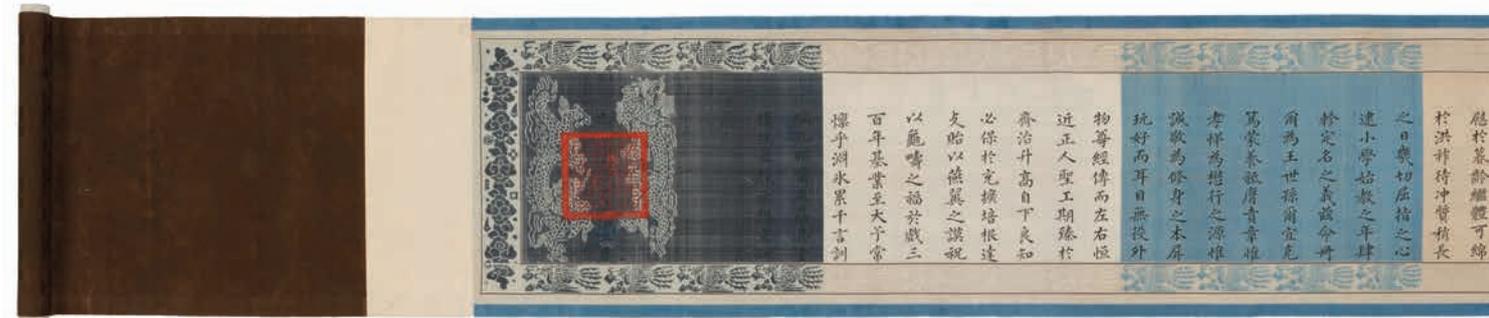
「施命之寶」



「教命」



32 (参考 2) 朝鮮景宗 (李昀) 教命 [朝鮮国王世弟李吟宛]  
 景宗 1 年 (1721) 9 月 26 日 韓国・国立古宮博物館蔵



表紙



小鉤

33 (参考 3) 朝鮮英祖 (李昀) 教命 [朝鮮国王世弟李祘宛]  
 英祖 35 年 (1759) 閏 6 月 22 日 韓国・国立古宮博物館蔵

暈榆瓊珮

軒宮參九御之班鶴駕瑤輶宸漢渺三霄之路式稽茂

典用薦明禋維

吉妃選侍

先朝肅將內職銅籤警旦克循箴史之規璆冊鐫封累

進尊崇之位方冀芝齡可駐永迓繁禧何圖榆

景難留遽悲大暮緬遺徽其未沫蠲初祀以維

皮於戲丹旒造徂壺掖之音容如在總帷展奠

几筵之歆格非遙

靈如有知尚其來享

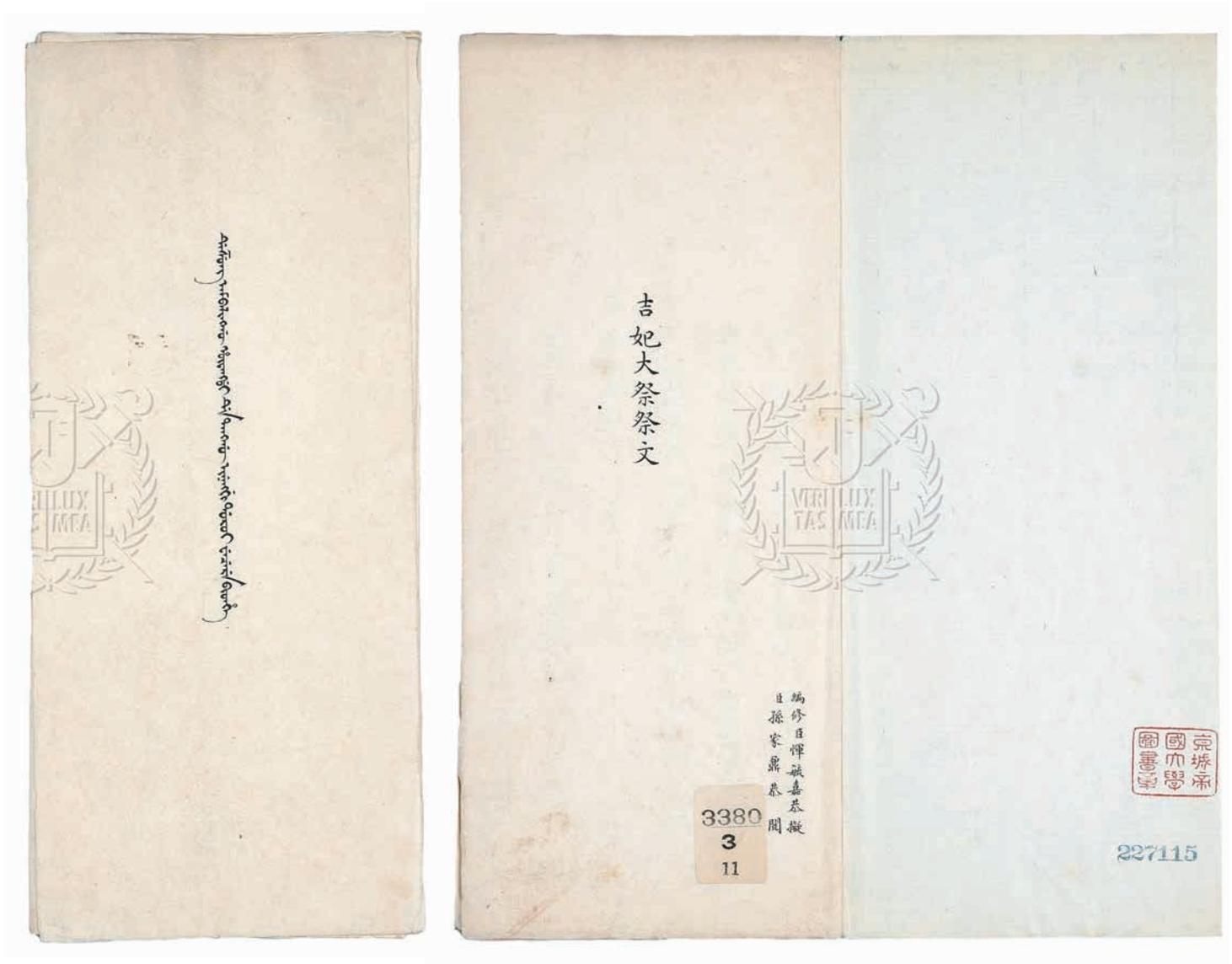
維光緒三十一年歲次乙巳十一月庚午朔越五日甲戌

皇帝遣和碩醇親王載灃初祭於

吉妃金棺前曰

吉妃金棺前曰  
先朝肅將內職銅籤警旦克循箴史之規璆冊鐫封累  
進尊崇之位方冀芝齡可駐永迓繁禧何圖榆  
景難留遽悲大暮緬遺徽其未沫蠲初祀以維  
皮於戲丹旒造徂壺掖之音容如在總帷展奠  
几筵之歆格非遙  
靈如有知尚其來享

①吉妃初祭祭文（漢文部分）



②吉妃大祭祭文（漢文・滿文表紙）

光緒 31 年（1905）

- ①吉妃初祭祭文
- ②吉妃大祭祭文

光緒 33 年（1907）

- ③先師孔子升大祀告祭長白山文
- ④先師孔子升大祀告祭西嶽文
- ⑤先師孔子升大祀告祭關里文
- ⑥先師孔子關里祭文
- ⑦先師孔子升大祀告祭松花江文
- ⑧先師孔子升大祀告祭北海文

光緒 34 年（1908）

- ⑨長白山祭文
- ⑩松花江祭文
- ⑪歷代帝王陵寢祭文
- ⑫大行皇帝初滿月祭文
- ⑬大行皇帝几筵前祇告登極祭文
- ⑭監國攝政王詣德宗景皇帝几筵前祇告受命告祭文
- ⑮東鎮祭文
- ⑯西鎮祭文

⑰南鎮祭文

- ⑱北鎮祭文
- ⑲東海祭文
- ⑳西海祭文
- ㉑南海祭文
- ㉒北海祭文
- ㉓東嶽祭文
- ㉔西嶽祭文
- ㉕中嶽祭文
- ㉖南嶽祭文
- ㉗北嶽祭文

宣統 1 年（1909）

- ㉘德宗景皇帝饗奠文
- ㉙德宗景皇帝祖奠文
- ㉚德宗景皇帝百日祭文

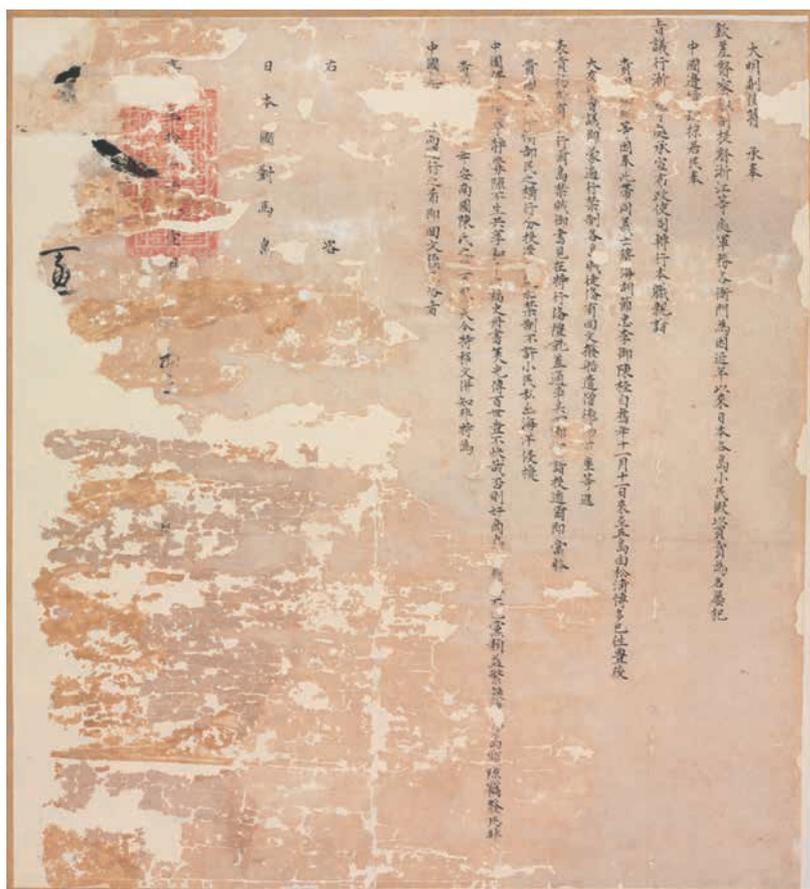
宣統 2 年（1910）

- ㉛祺皇貴太妃初祭文
- ㉜祺皇貴太妃加諡祭文
- ㉝祺皇貴太妃大祭文

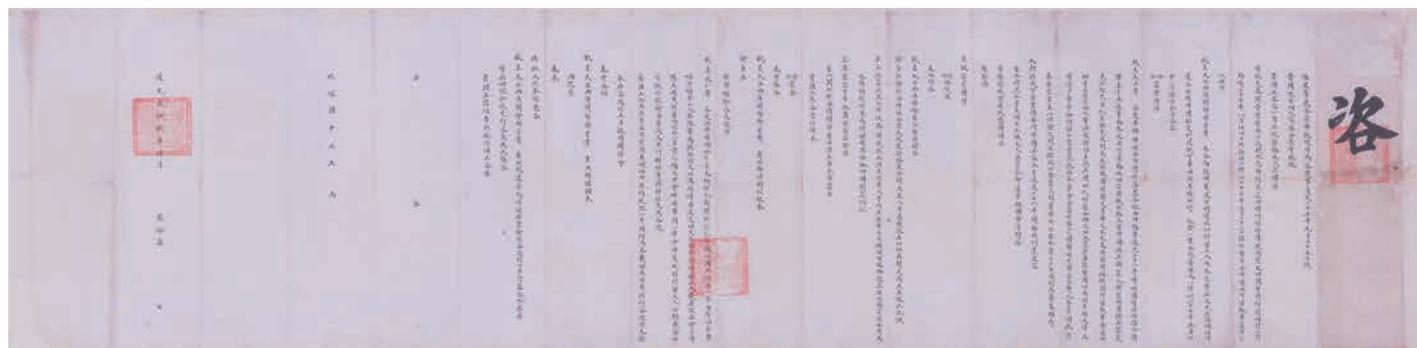
第II章 官文書



関防印「□□使□□蔣関防」



35 大明副使蔣洲咨文 [对馬島宛] 嘉靖 35 年 (1556) 11 月 3 日 東京大学史料編纂所蔵



「福建等处承宣布政使司之印」



36 福建布政司咨文 [琉球国王尚育宛] 道光 28 年 (1848) 4 月 27 日 沖縄県立図書館蔵

禮部謹  
奏為請  
旨事先經福建巡撫題報琉球國循例進  
貢兼請襲封前來臣部遵  
旨議准具題奉  
旨依議欽此欽遵到部伏查乾隆二年琉球國王世子尚穆請封  
經臣部奏請照乾隆二年  
冊封安高之例行文內閣等衙門選擇典籍中書讀講修撰編修  
檢給事中及臣部司官儀度修偉之滿漢官各數  
領引  
見恭候  
欽點二員前往等因奉  
旨大學士會同翰林院學院於內閣翰林院官員內照例揀選帶  
領引見欽此欽奉  
命以翰林院自前公冠為正使以編修周煌為副使持  
節往封在案今琉球國世孫尚溫既經奉  
旨封為琉球國中山王應  
遣正副使各一員賞捧  
誥勅前往或照乾隆二年之例或照乾隆十年之例理合奏  
聞請  
旨候

內閣  
旨  
奏請  
理為此謹  
見恭候  
欽點二員充正副使前往所有往封各事宜臣部另行照例辦  
命下之日臣部行文各該衙門遵照揀選帶領引  
禮部為容取事主客司案呈本  
部奏  
冊封琉球正副使恭請  
欽定一摺於嘉慶四年六月初分奏本

容

200637

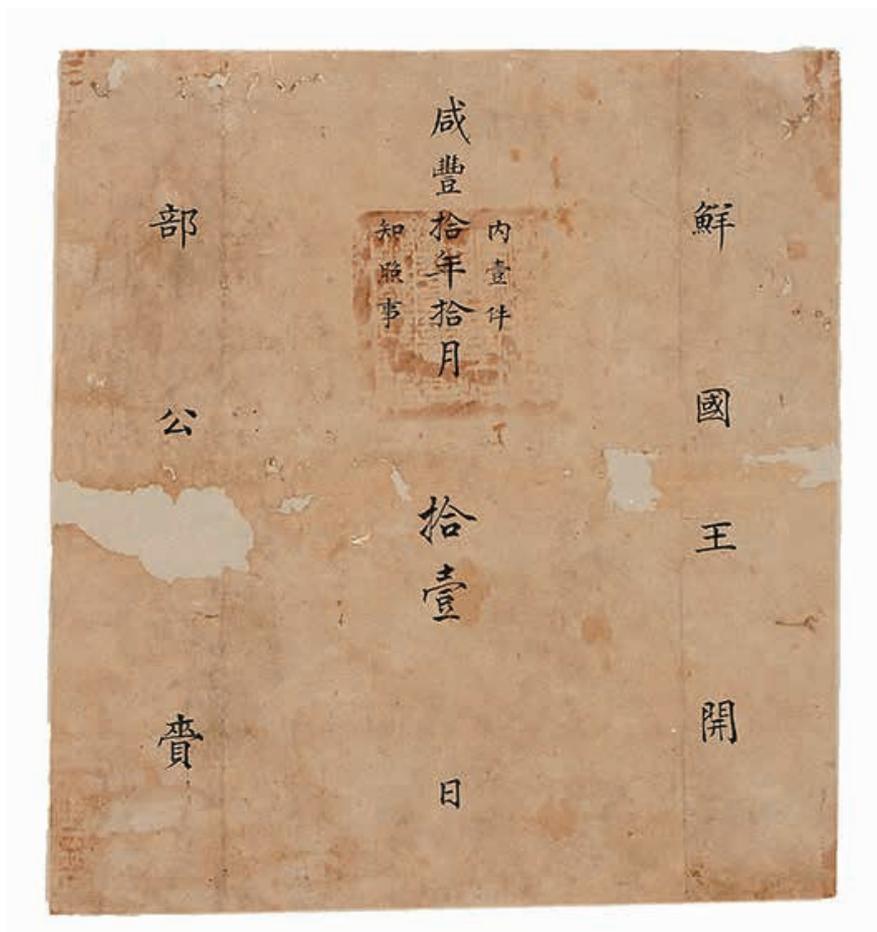
37 禮部咨文 [內閣宛] 嘉慶4年(1799) 台灣·中央研究院歷史語言研究所藏

禮部為知照事主客司恭呈朝鮮國差  
 貢正使判中樞府事徐耕輔副使禮吉  
 司憲府兼執義金景善大通官三  
 得賞從人三十名無賞從人二百四十  
 十匹俱於本月十九日到京相應知照朝  
 至咨者  
 右 咨  
 朝 鮮 國 王  
 道光拾貳年拾貳月 拾

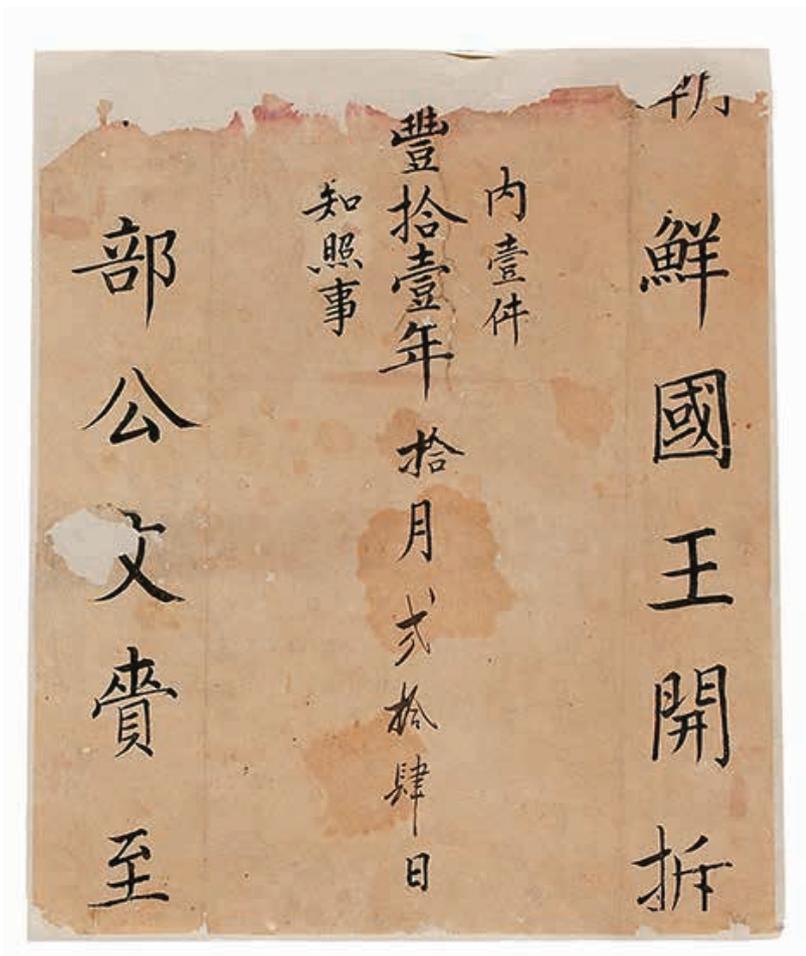
38 礼部咨文 [朝鮮国王李玼 (純祖) 宛] 道光 12 年 (1832) 12 月 19 日カ  
 韓国・国立中央博物館蔵

禮部為知照事主客司恭呈准提督會同四  
 館福公付稱  
 正副使往  
 朝鮮國王妃應在本館酌派通官隨同前往今呈  
 堂派出六品通官德祿七品通官安泰豐伸夫  
 八品通官那彥布德英等五員令其隨往等因  
 以付前來查與嘉慶八年成案相符相應知照  
 朝鮮國王可也須至咨者  
 右 咨  
 朝 鮮 國 王  
 道光拾柒年柒月 拾柒 日

39 礼部咨文 [朝鮮国王李旼 (憲祖) 宛] 道光 17 年 (1837) 7 月 17 日カ  
 韓国・国立中央博物館蔵



40 礼部咨文封筒 咸豐10年(1860)10月11日 韓国・国立中央博物館蔵



41 礼部咨文封筒 咸豐10年(1860)10月24日 韓国・国立中央博物館蔵

禮部謹

奏為請

旨事查例載朝鮮慶賀謝

恩等貢

賜不及國王正副使以下

賞賜與元旦貢同惟不賞絹布各加靴襪一雙又載兩事並至者總為一賞各等語歷經辦理在

案又嘉慶十四年奉

上諭戶部內務府各庫存貯緞足等名目往往舊時所有而近日所無遇有頒賞事宜各該處仍開

舊時名目將所缺之項用他物抵補以致名實不符殊非核實之道嗣後頒賞緞足就庫中現有

物擬用何項即開何項名目不得沿襲舊名再行抵換致有歧異等因欽此欽遵亦在案此

次朝鮮進

貢使臣在京應頒例賞緞足有無與庫貯緞足名目不符之處先經臣部開單行查內務府去

後茲據內務府查明各項緞足名目均屬相符知照前來謹將例賞各件繕寫清單恭呈

御覽伏候

命下臣部行文各衙門預備屆期送至

午門前驗看頒給至筵宴事宜應行停止

該國此次恭進貢物二分係同時恭進應照例總為

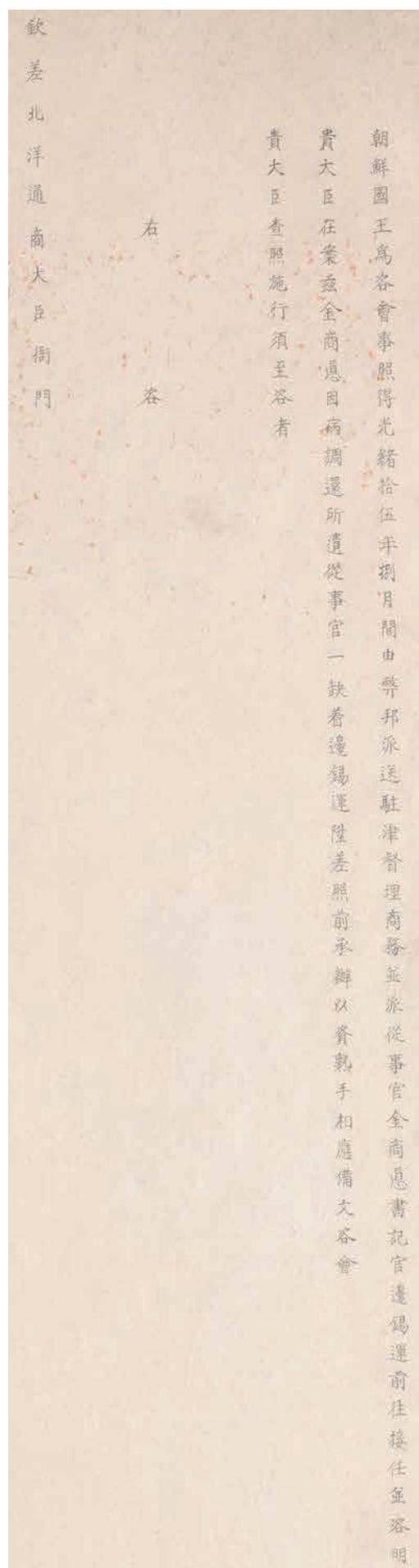
一賞合併陳明為此謹



封筒 (表)



封筒 (裏)



43 朝鮮国王李熙 (高宗) 咨文 [北洋通商大臣李鴻章宛]  
光緒 16 年 (1890) 10 月 30 日 韓国・ソウル大学校奎章閣蔵

咨



朝鮮國王

咨覆事案照

為

貴軍門咨節該查江華地方最關緊要鎮撫一營兵勇等所用槍砲無多茲由敝軍暫撥槍砲洋火各項以濟應用各項數目另單粘存請煩查核俯飭所司轉給備用仍希將所收數目見覆等因准此竊念江華地面寔為漢城門戶兵勇繞行練肆槍砲尚未措辦捍禦之方殊切憂歎茲荷

盛念撥付貳磅克虜伯鋼砲兩尊砲彈貳百箇銅五件貳百套拉火參百箇洋抬槍伍拾桿洋火貳拾萬粒俾該營兵勇賴此利器得以藉手操防仰認

貴軍門痛癢與共用意摯到動費籌畫有此傾施實深感佩不勝銜結為此相應咨覆請

照驗施行須至咨者

右

咨



大朝鮮國

大君主敬白朕之良友

大日本國

大皇帝朕深惜朝有逆臣致有十月十七日之事一時變亂延及于隣國

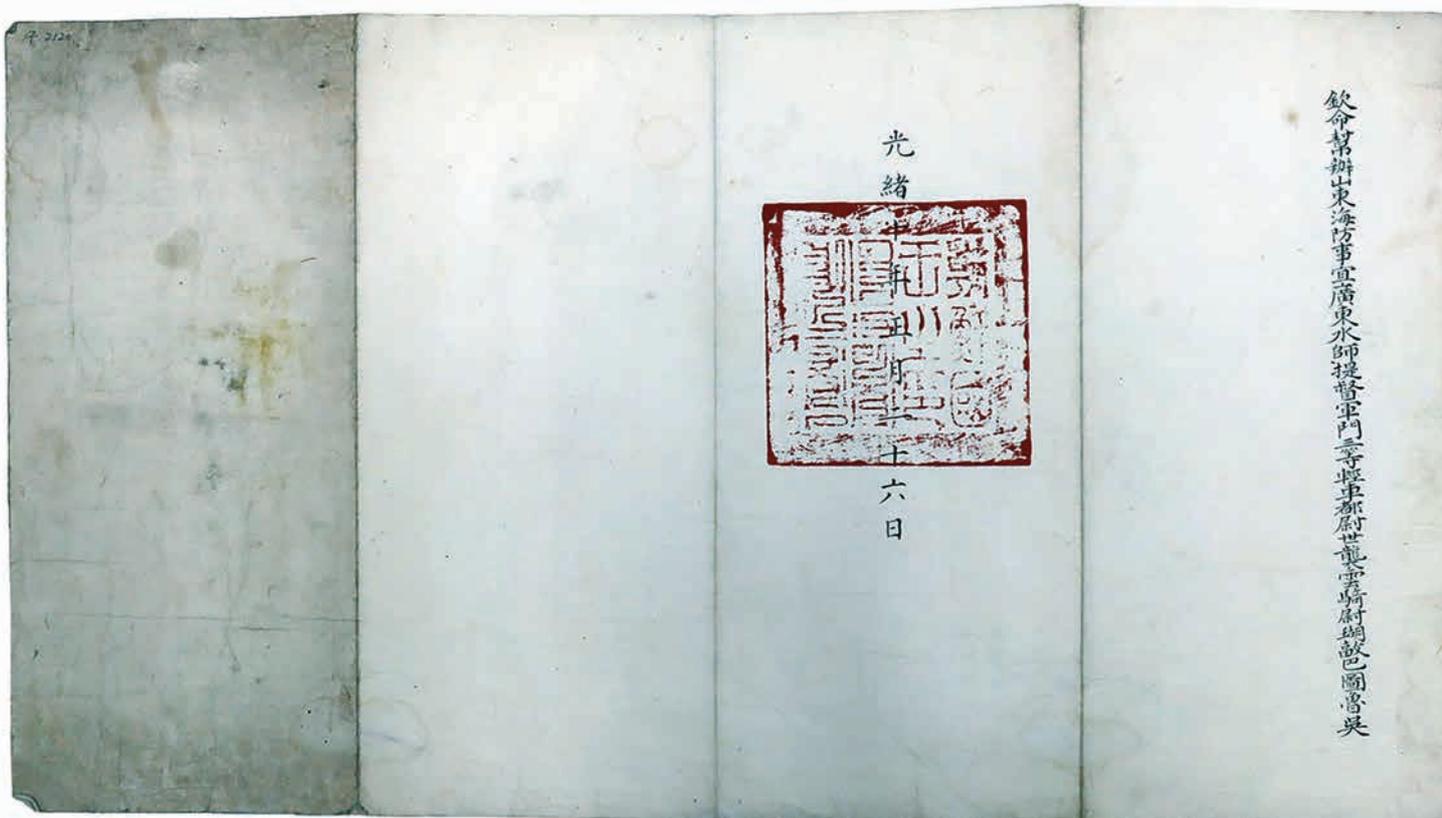
官商幾使兩國失和乃承

大皇帝惠顧邦交不忘素好 簡派全權大使伯爵井上馨前來會

議現已一切妥協朕以蕪躬涼德化導無方重貽友邦之感曷勝惋

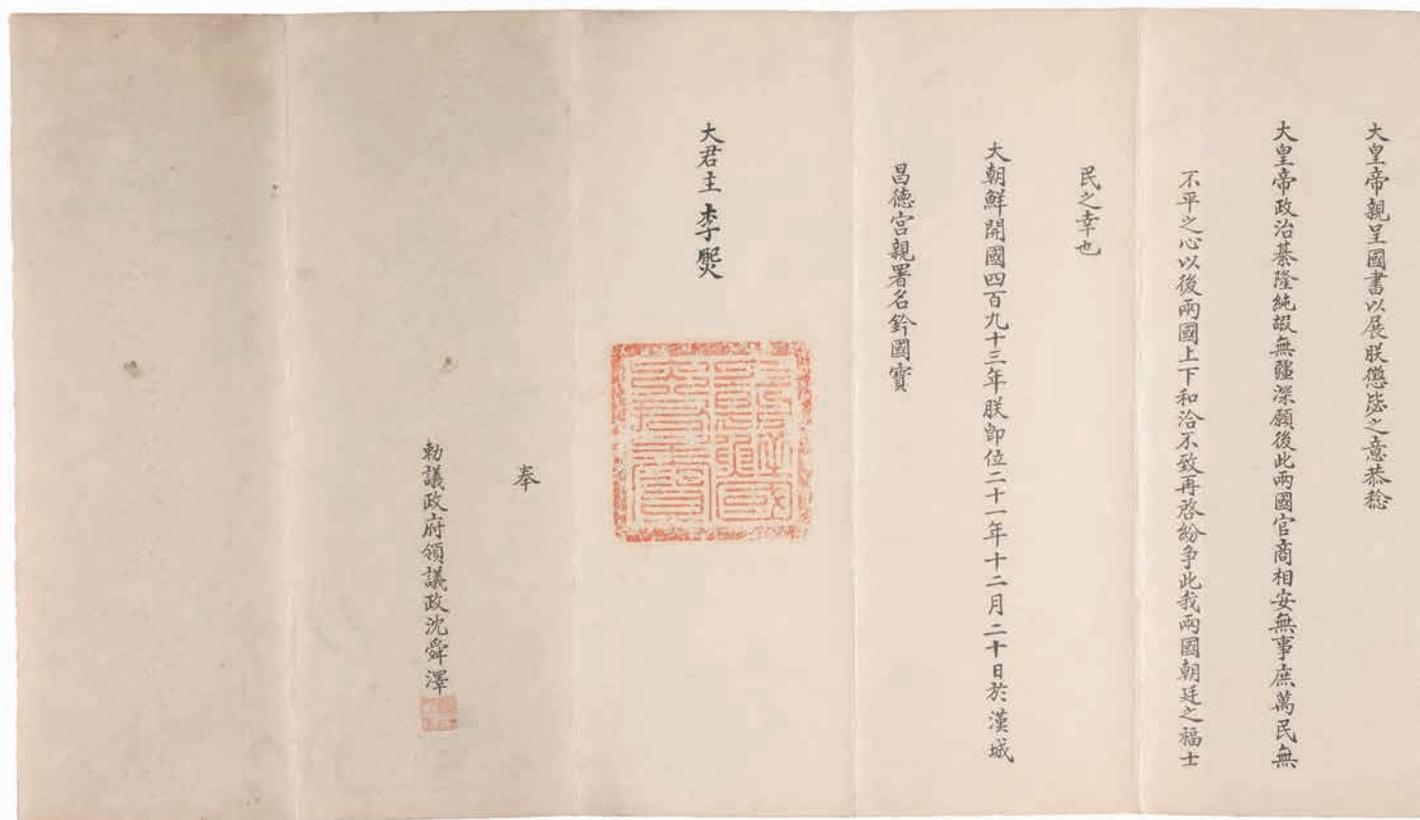
惜茲特遣禮曹參判徐相兩兵曹參判穆麟德充欽差正副大臣

前往東京覲見



44 朝鮮国王李熈（高宗）咨文 [呉長慶宛]

光緒 10 年（1884）1 月 26 日 韓国・国立中央博物館蔵



45（参考 4）朝鮮国王李熈（高宗）書 [日本天皇宛]

開国 493 年（1884）12 月 20 日 韓国・ソウル大学校奎章閣蔵



欽定大清會典事例  
光緒十一年三月  
禮部

咨會事案照吉林與朝鮮商民貿易章程前派刑部郎中

彭光舉會同朝鮮陪臣魚允中擬議十六條經

吉林將軍布

督辦甯古塔事宜大臣吳 酌改咨商本閣將大臣核定會

奏並經

總理各國事務衙門與

戶部

禮部遵

旨議覆於光緒十年二月初五日奉

旨依議欽此十一年三月

吉林將軍布 會同本閣將大臣查有花翎五品銜分發

補用知縣秦煥老成穩練熟悉情形堪以派充督理商務

委員當經具奏奉

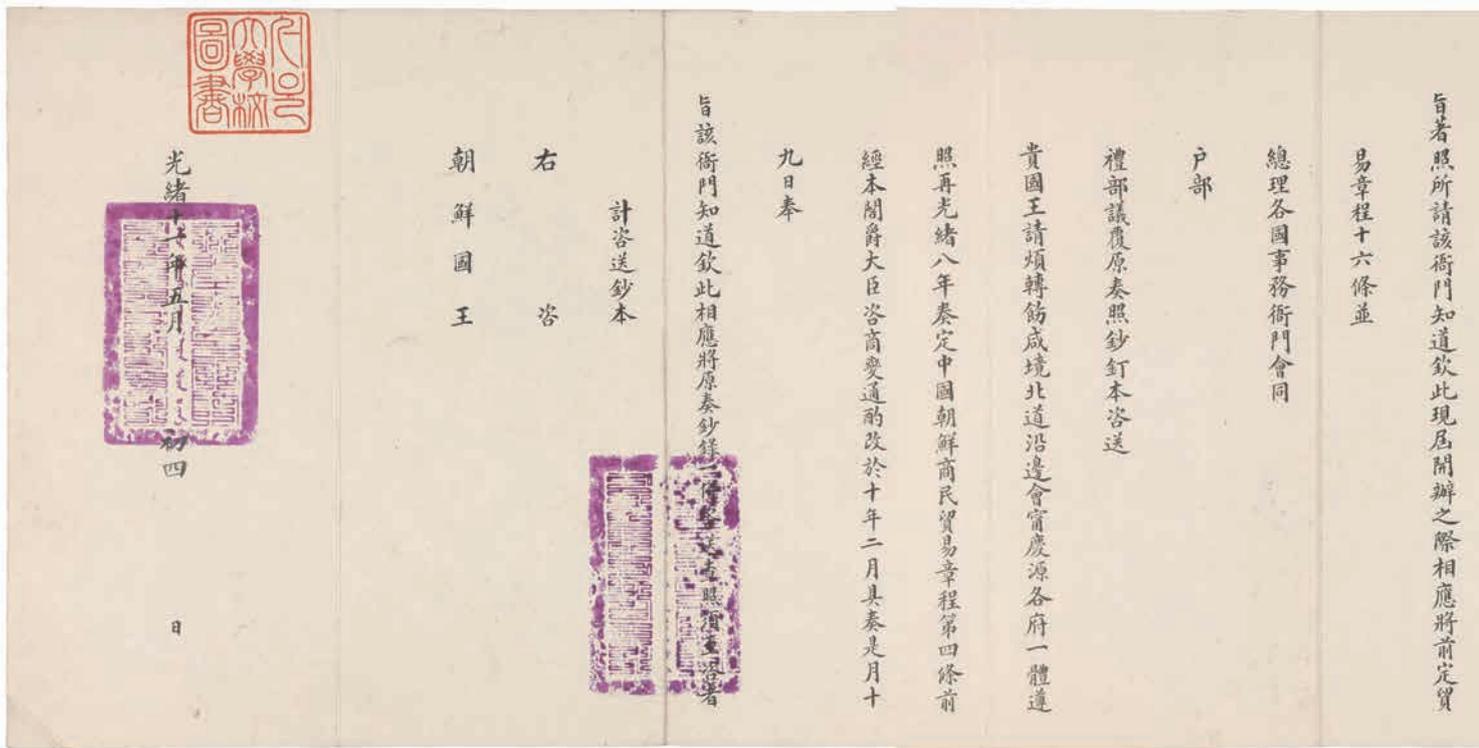


封筒 (表)



封筒 (裏)

奎章閣圖書	
品別	分類記號
	圖書番號 18096
	一冊冊數
	內附番號
서울대학교	



関防印

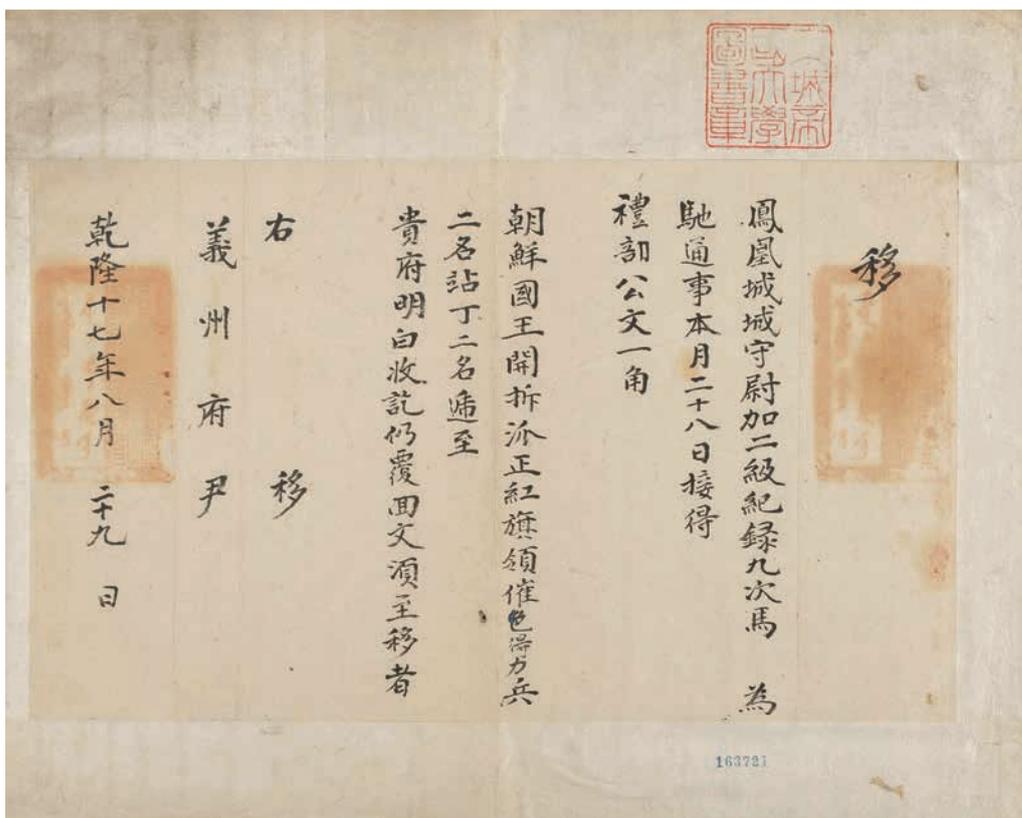
(左) hesei takūraha amban i kadaian (滿文篆書体)  
[聖旨により派遣した大臣の関防]

(中) gubci elgiyengge i jakūnci aniya sunja biya (滿文楷書体)  
[咸豐八年五月]

(右) 「欽差大臣関防」(漢文篆書体)

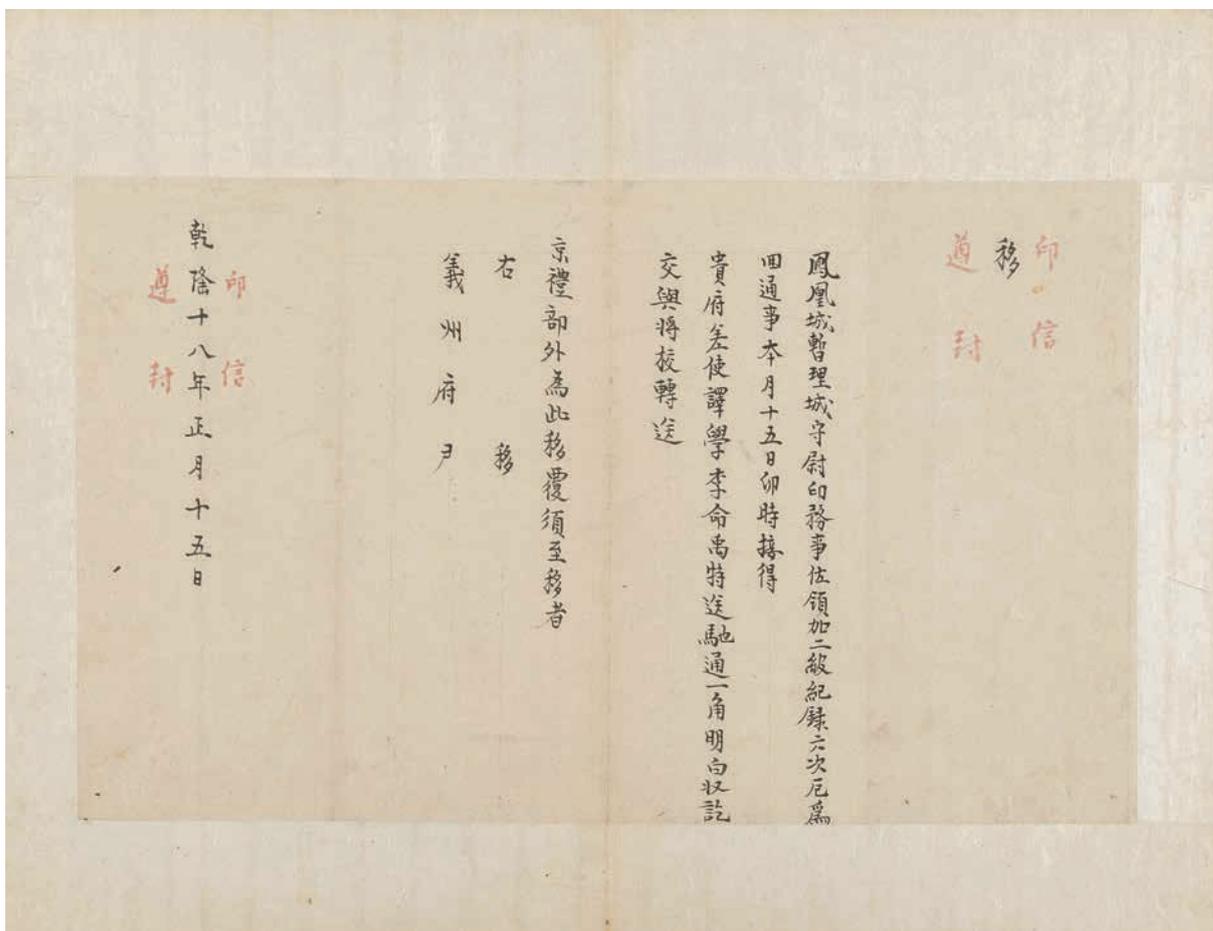
46 北洋通商大臣李鴻章咨文 [朝鮮国王李熙 (高宗) 宛]

光緒 11 年 (1885) 5 月 4 日 韓国・ソウル大学校奎章閣蔵

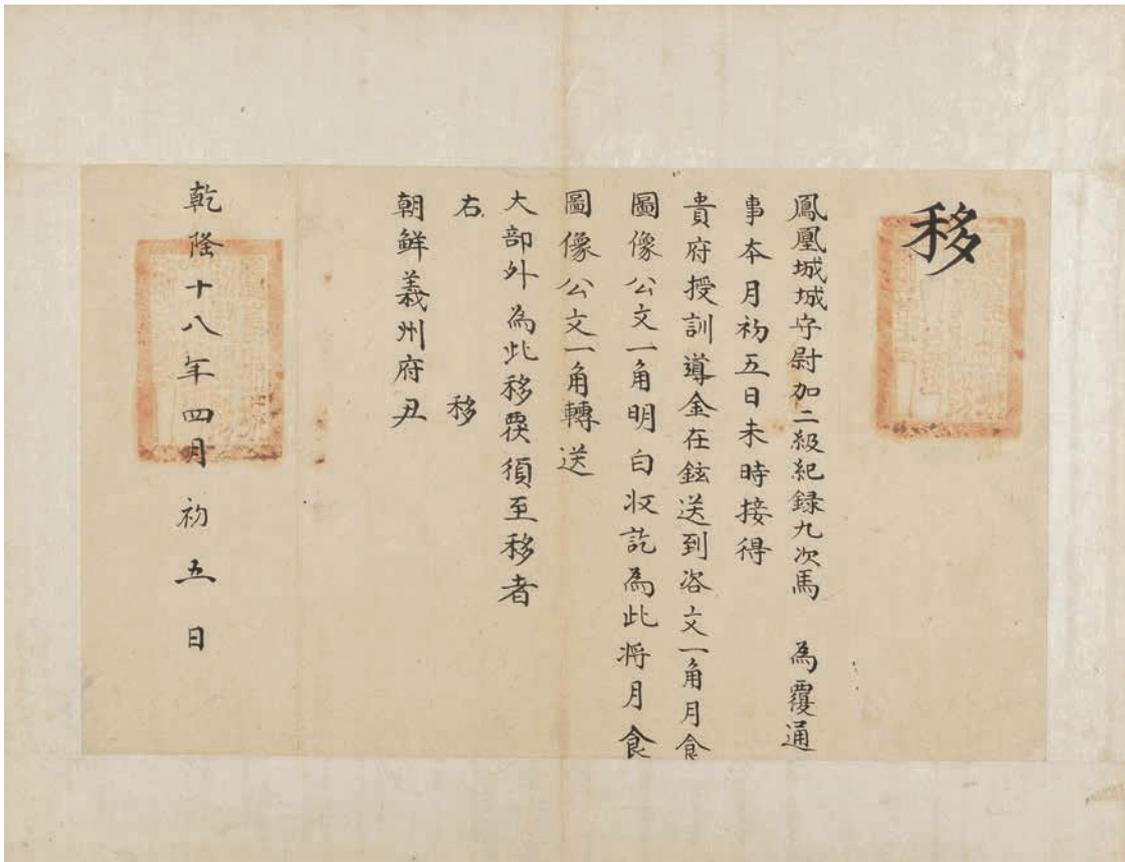


47 清人馳通  
 韓国・ソウル大学校  
 奎章閣蔵

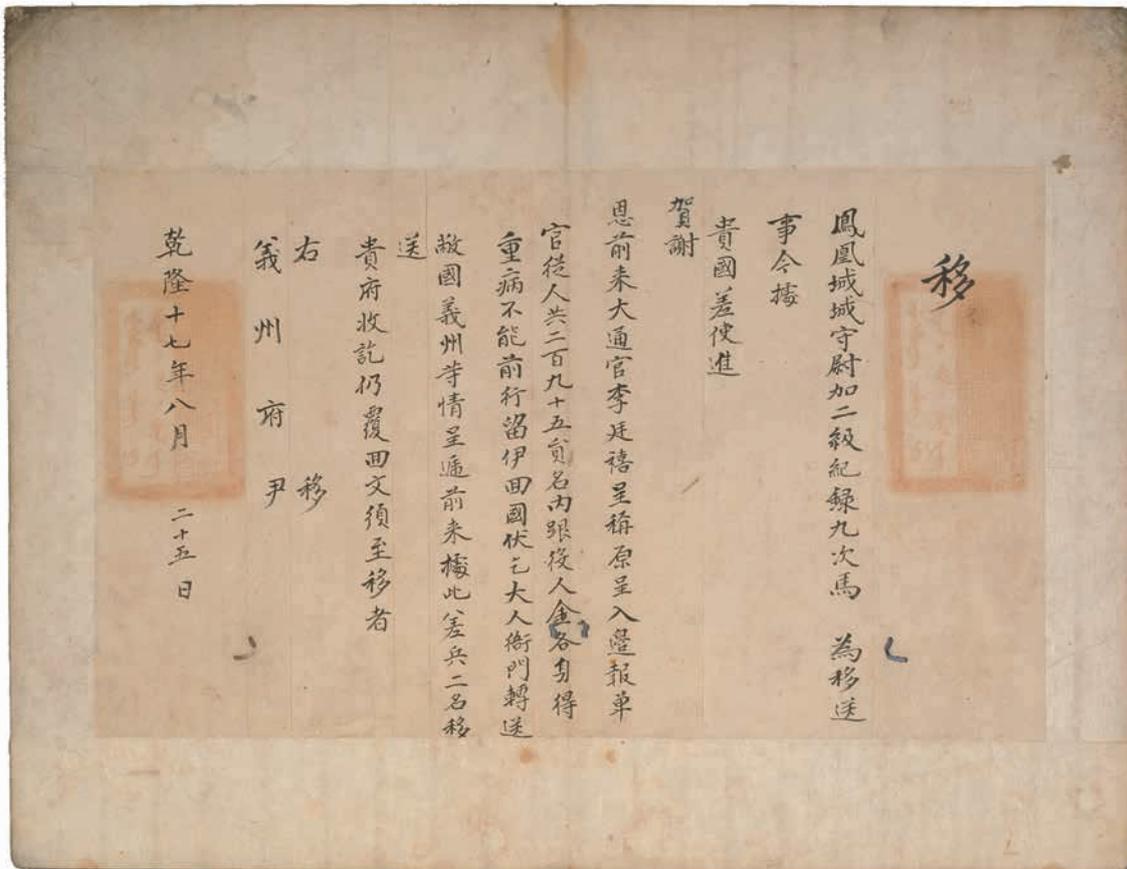
47-1 鳳凰城城守尉移文 [義州府尹宛] 乾隆 17 年 (1752) 8 月 29 日



47-2 鳳凰城城守尉移文 [義州府尹宛] 乾隆 18 年 (1753) 1 月 15 日



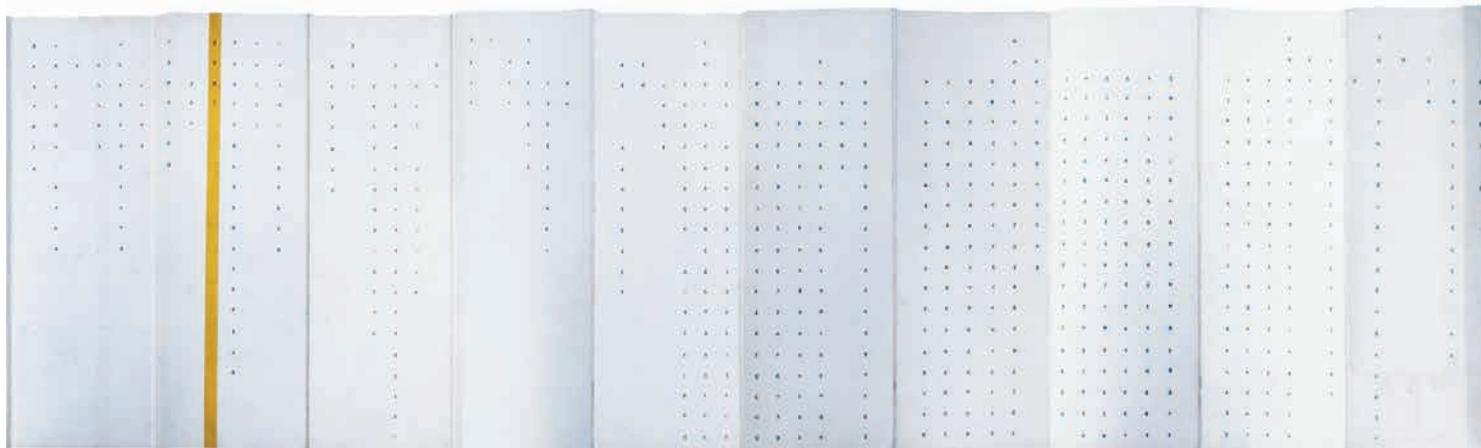
47-3 鳳凰城城守尉移文 [義州府尹宛] 乾隆 18 年 (1753) 4 月 5 日



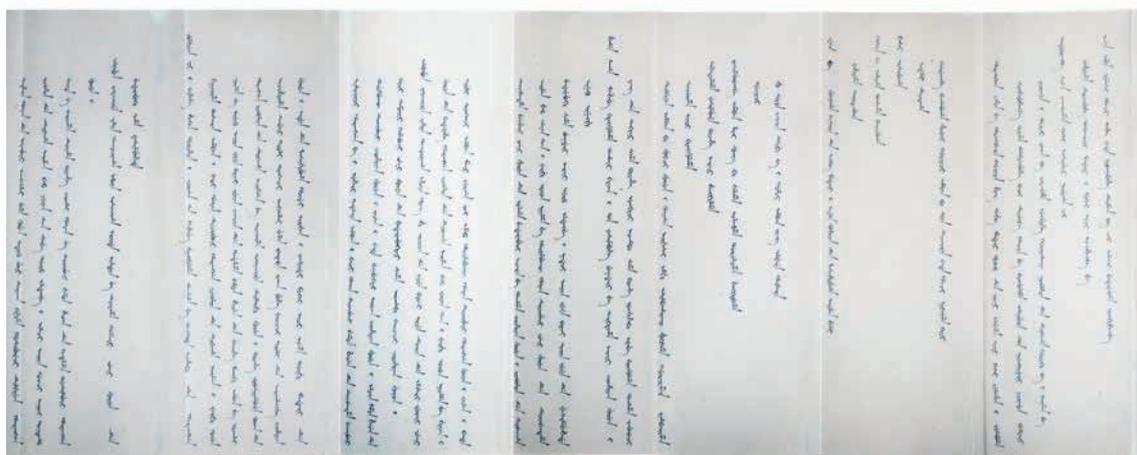
48 鳳凰城城守尉移文 [義州府尹宛] 乾隆 17 年 (1752) 8 月 25 日

韓國・国立中央博物館蔵

第三章 上奏文書



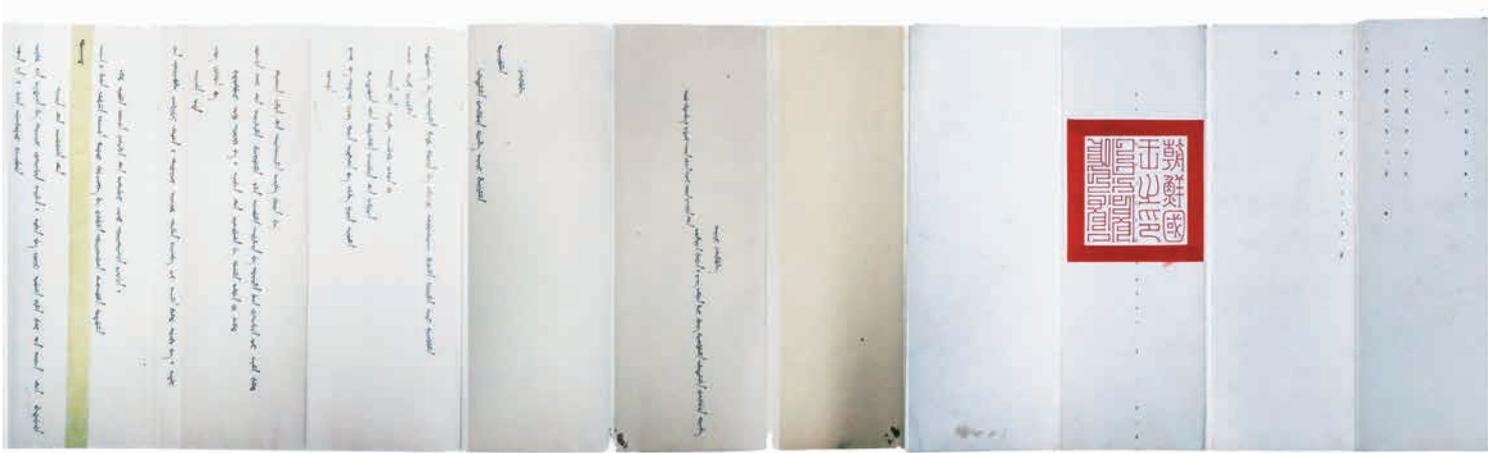
裏に表紙Aを貼付



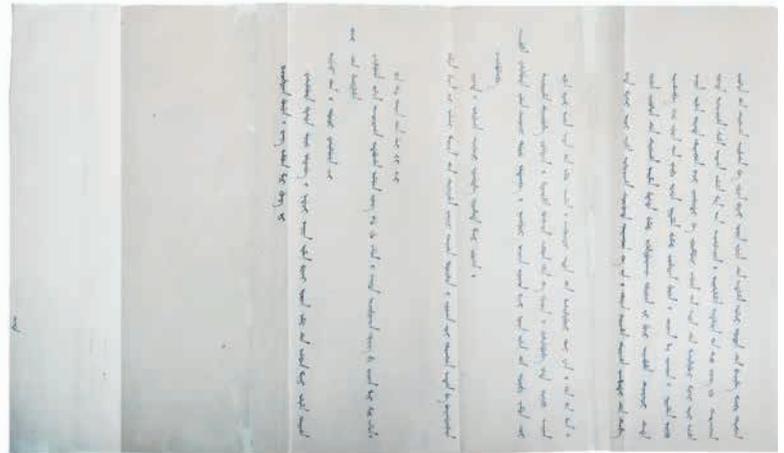
表紙B



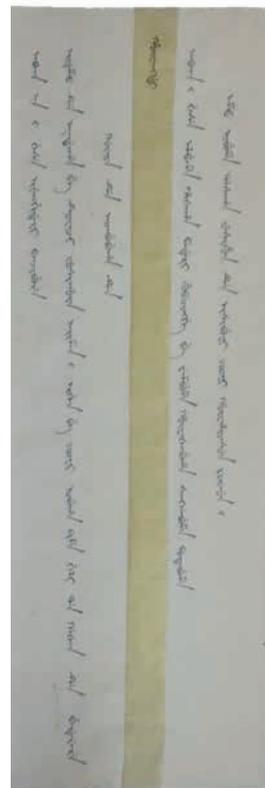
表紙A



「朝鮮國王之印」



裏に表紙Bを貼付



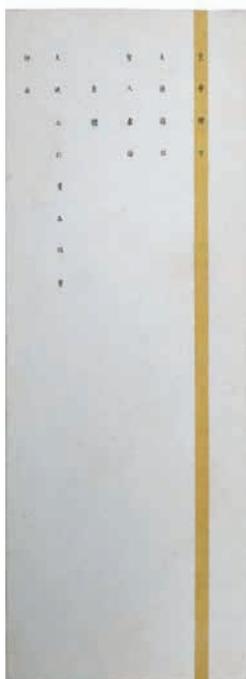
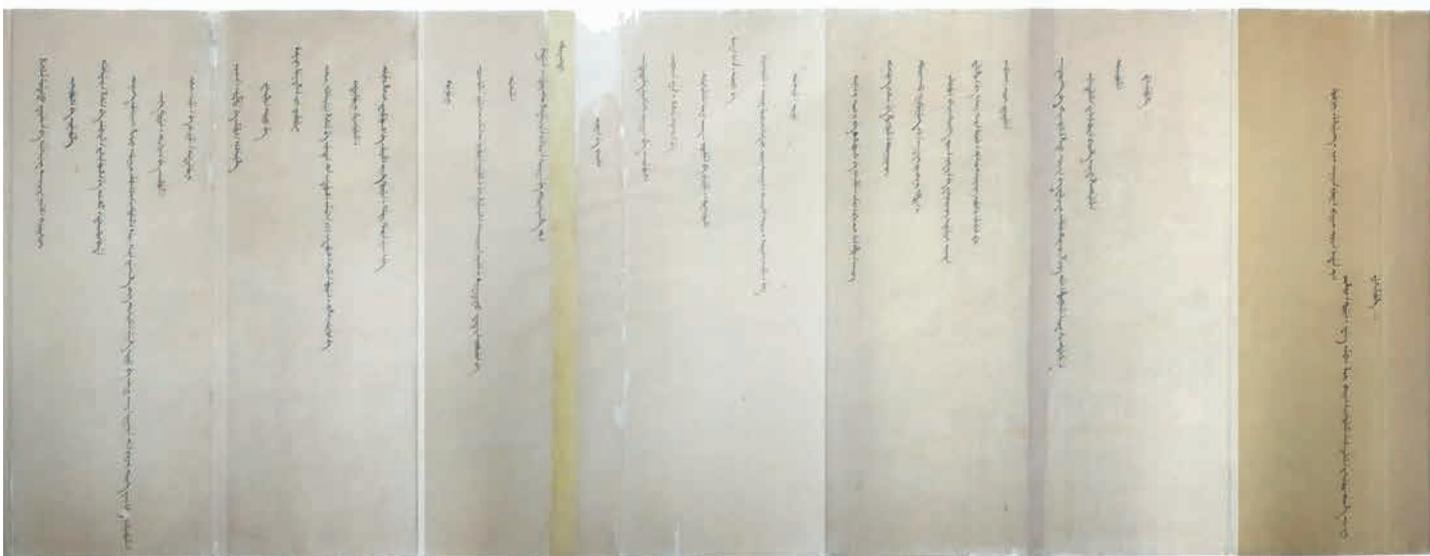
黄綾籤（満文）



黄綾籤（漢文）

49 朝鮮国王李玠（純祖）表文 [清宣宗（道光帝）宛]  
道光7年（1827）10月28日 韓国・国立中央博物館蔵

上書「皇帝陛下」



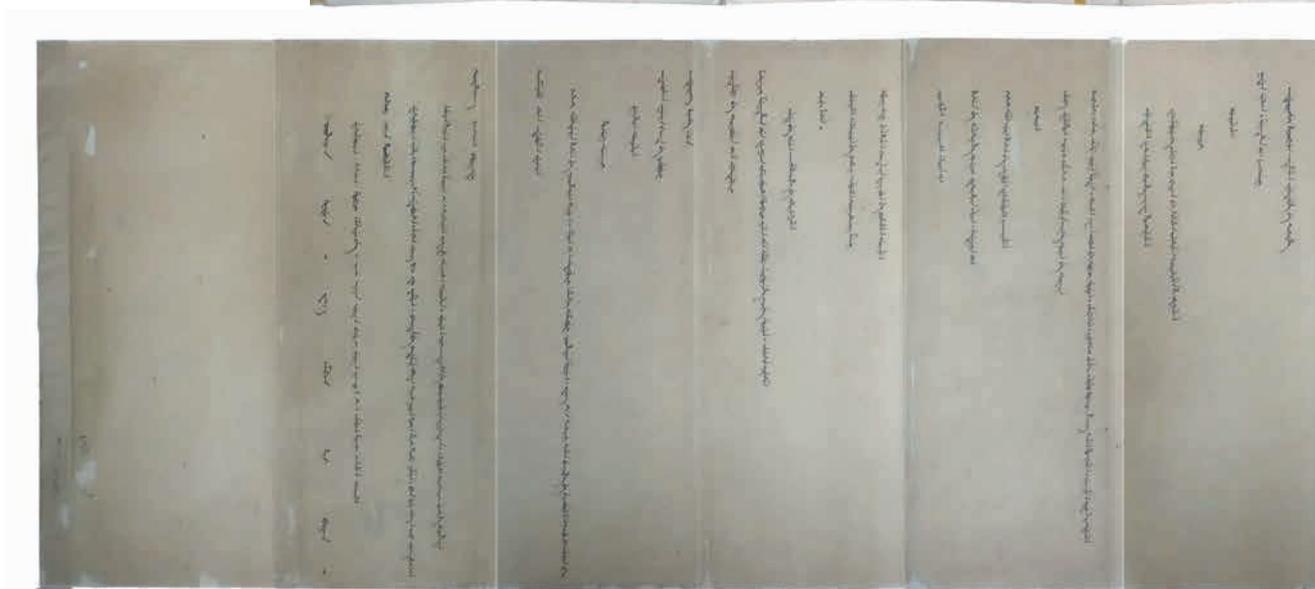
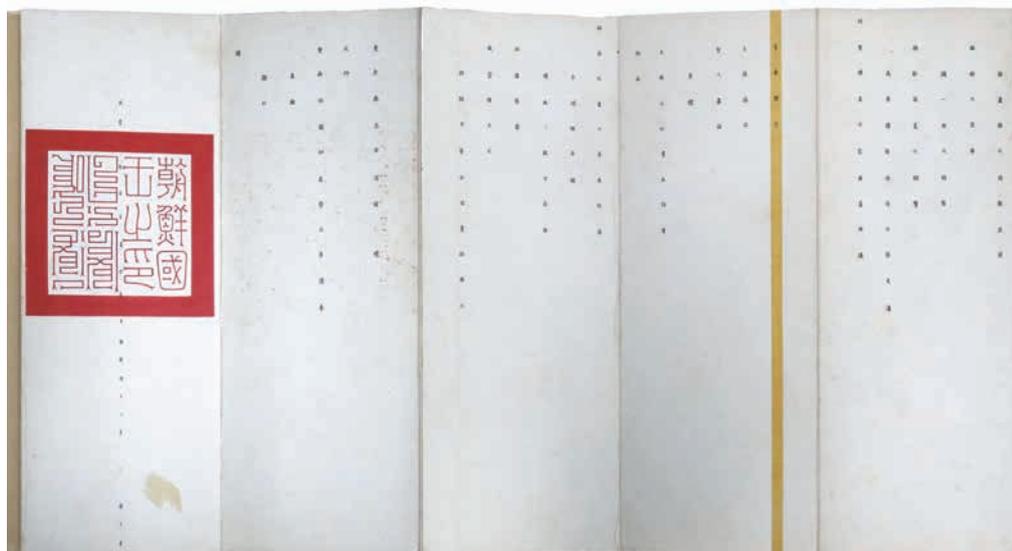
黄綾籤 (漢文)  
上書「皇帝陛下」



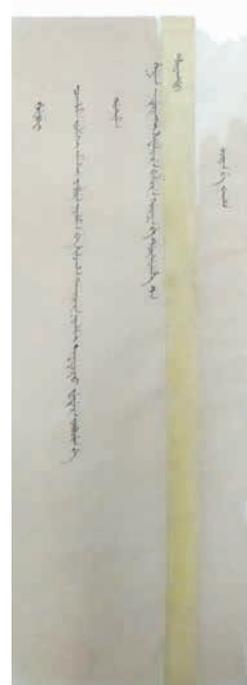
表紙B



表紙A

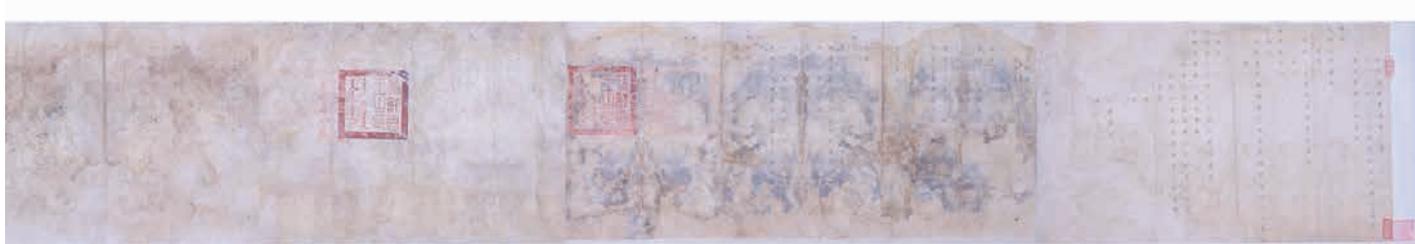


「朝鮮國王之印」



黄綾籤 (滿文)

50 朝鮮国王李昇 (哲宗) 表文 [清文宗 (咸豐帝) 宛]  
咸豐2年 (1852) 10月27日 韓国・国立中央博物館蔵



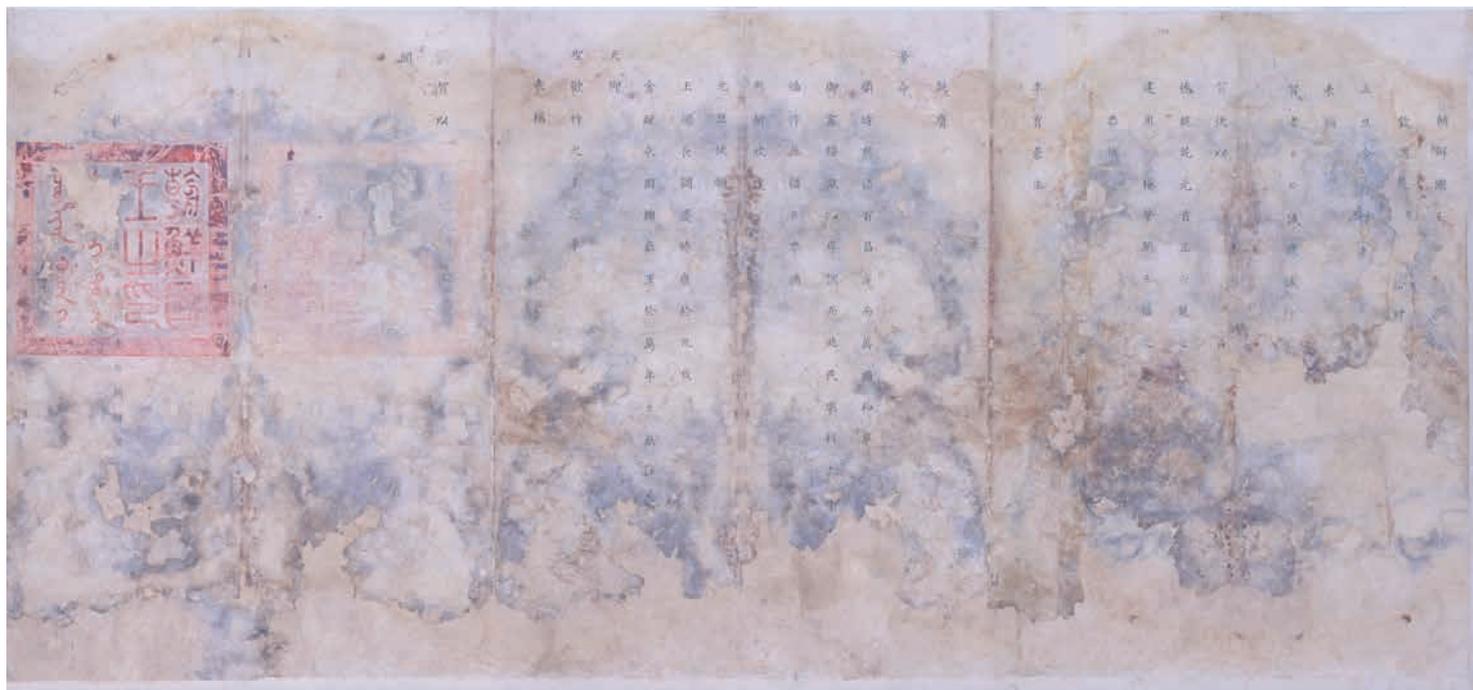
51 朝鮮国王李焯（肅宗）表文〔清聖祖（康熙帝）宛〕 康熙 13 年（1674）10 月 4 日カ



53 朝鮮国王李吟（英祖）奏本〔清高宗（乾隆帝）宛〕 乾隆 28 年（1763）2 月 12 日



51-56 「琉球朝鮮国王進呈表文」 中国・福建師範大学図書館蔵



52 朝鮮国王李吟（英祖）表文〔清高宗（乾隆帝）宛〕 乾隆24年（1759）1月1日

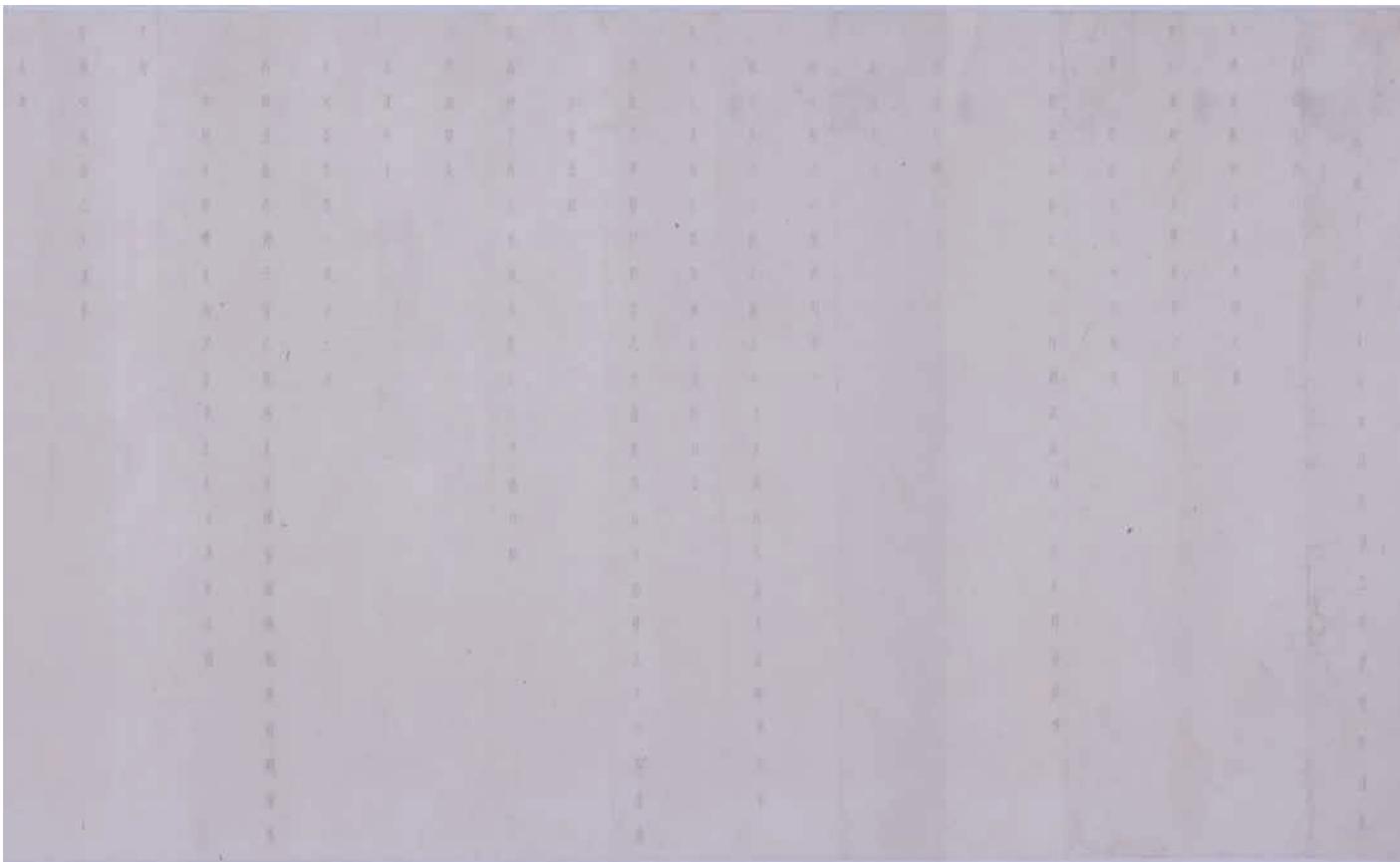


54 朝鮮国王李琿（純祖）表文〔清仁宗（嘉慶帝）宛〕 嘉慶16年（1811）11月8日



55 朝鮮国王李玘（純祖）表文 [清仁宗（嘉慶帝）宛]

嘉慶 20 年（1815）11 月 22 日 中国・福建師範大学図書館蔵

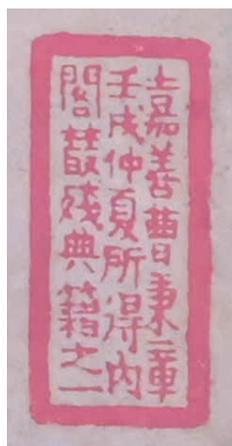




卷末収蔵印「杜盦藏」

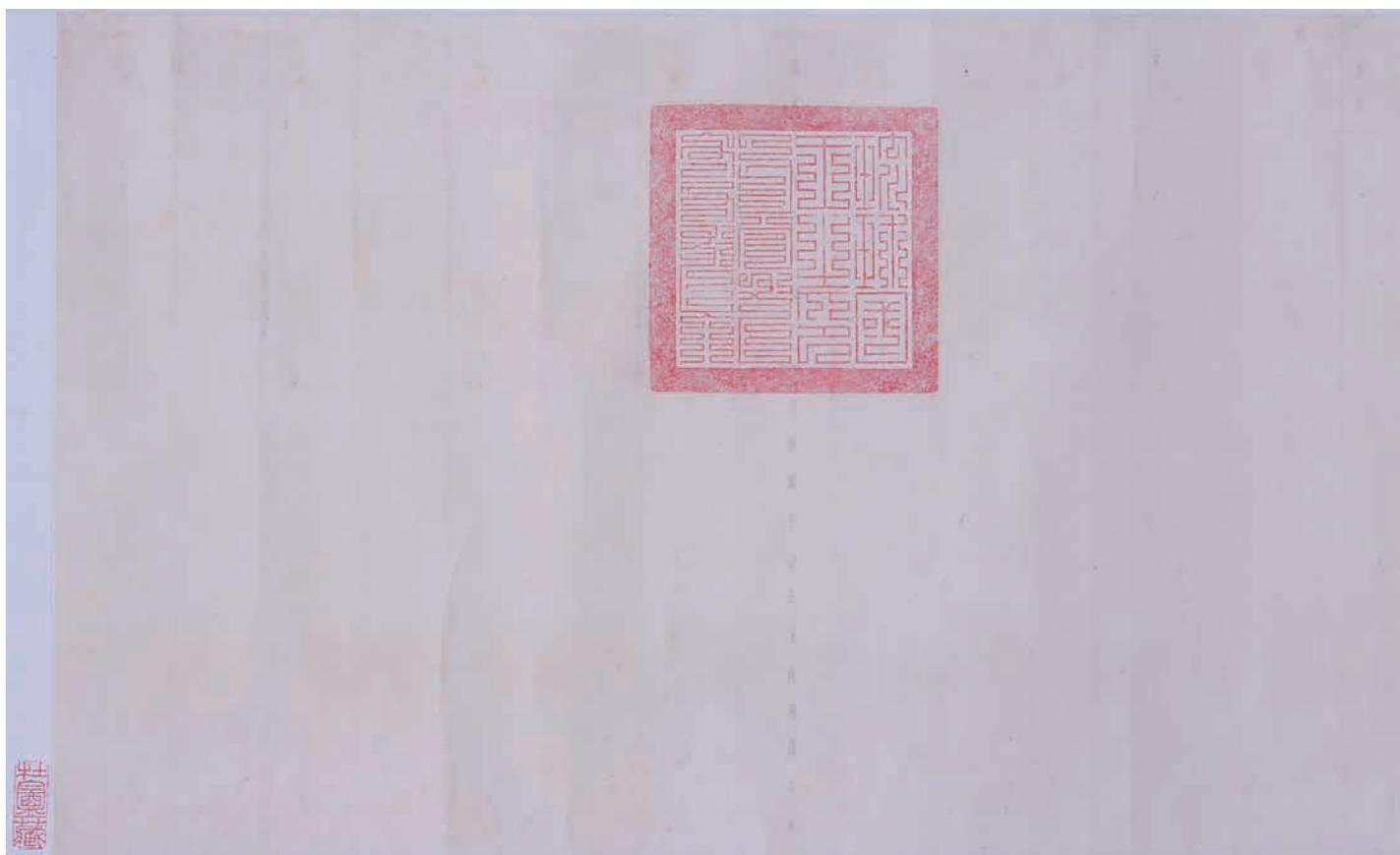


引首割印「玉硯堂」



卷首収蔵印

「嘉善曹秉章壬戌仲夏所得內閣鼓殘典籍之一」



56 琉球国王尚灝表文 [清宣宗 (道光帝) 宛]

嘉慶 10 年 (1830) 8 月 7 日 中国・福建師範大学図書館蔵

朝鮮國王 王 日 李 世 宗 承 准 禮  
 言 乾 隆 貳 拾 叁 年 拾 貳 月 貳 拾 壹 日 承 准 禮  
 部 咨 節 該 主 客 司 案 呈 禮 科 抄 出 本 部 題 前 事  
 內 閣 議 得 閩 浙 總 督 兼 管 福 建 巡 撫 印 務 楊 應  
 璩 疏 稱 朝 鮮 國 難 民 金 廷 松 等 拾 肆 名 被 風 飄  
 至 閩 省 體 照 前 例 給 與 口 糧 銀 米 衣 服 等 項 詳  
 訊 供 情 詳 請  
 題 報 委 員 伴 送 來 京 遣 發 回 國 等 因 具  
 題 前 來 查 向 例 朝 鮮 難 民 輒 至 閩 省 該 撫 委 員 伴  
 送 來 京 安 插 館 內 送 至 該 國 交 界 地 方 本 年 福  
 撫 題 報 朝 鮮 難 民 金 應 深 等 肆 拾 壹 名 伴 送 來  
 京 經 臣 部 照 例 辦 理 在 案 今 朝 鮮 難 民 金 廷 松

覽 道  
 表 刊  
 朝鮮國  
 知道了該部知  
 290423

聞 謝 以  
 聖 無 任 激 切 屏 營 之 至 謹 奏  
 天 仰 仁 日 曠  
 殊 和 願 浸 清 己 深 義 止 窮 黎 之 感  
 德 難 涓 滴 未 效 母 替 下 國 之 戴

皇帝陛下  
 聖 慈 風 濤 起 飛 俾 波 臣 以 無 溺  
 天 地 垂 陽 幸 丘 民 之 歸 全  
 仁 活 至 及 於 賤 流  
 字 視 何 異 於  
 內 服 茲 蓋 伏 遇  
 功 俾 造 化  
 惠 覃 肖 翹 日 照 霜 墜 之 方 盡 入 輿 誌 陸 行 水 涉 之  
 利 同 出  
 王 塗 遂  
 使 樓 泛 之 遐 喉 用 能 環 復 千 載 上 天 敢 不 俯 勵 微  
 悃 仰 佩

奏 稱 祝 之 至 謹 奉  
 謝 者 以 此 跪 控 誠 恐 誓 首 誓 首  
 洪 恩 宥 護 伏 以  
 圖 蒙 品 而 不 遺 遠 人  
 接 回 伏  
 皇 靈 而 有 濟  
 曲 候 微 命 實  
 眷 小 邦 伏 念 日 久 恭 藩 封 介 在 荒 裔 河 海 東 注 之  
 深 揚 厲 百 年 星 辰 北 拱 之 心 梯 航 萬 里 豈 料 滌 到  
 之 燕 庶 王 荷 津 遣 之

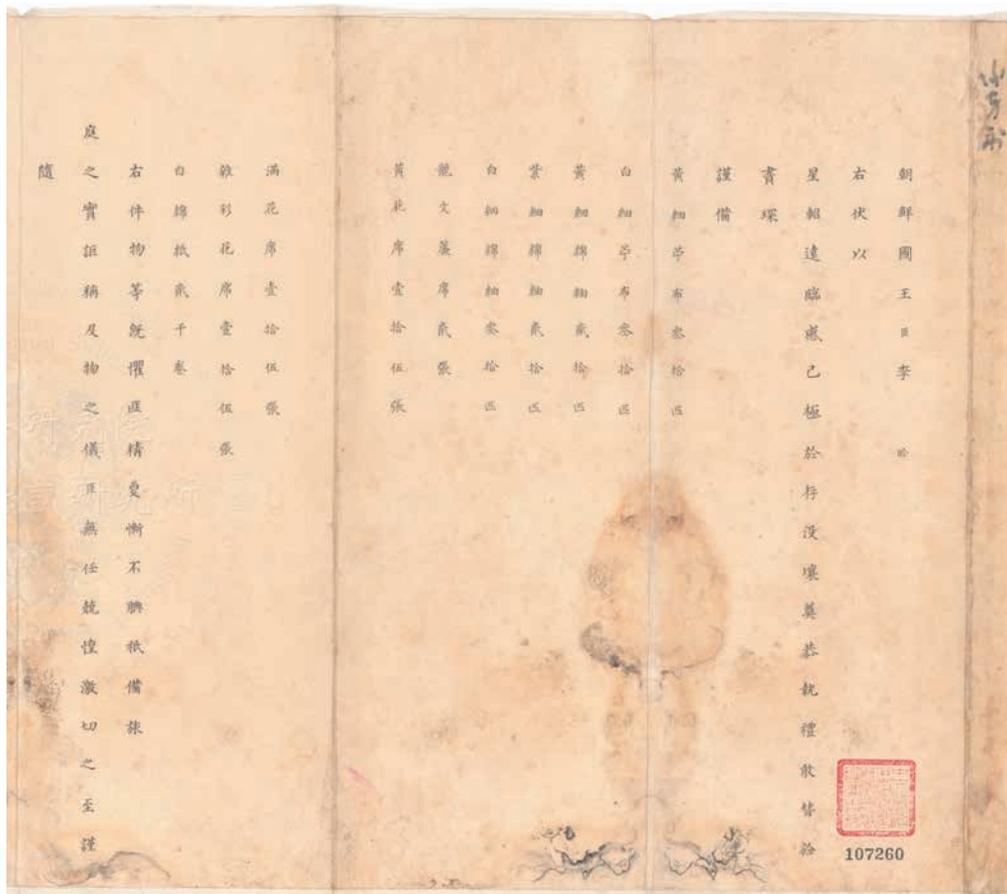
旨 依 議 欽 此 欽 遵 等 因 又 承 准 禮 部 咨 節 該 主 察  
 司 案 呈 本 年 拾 壹 月 初 柒 日 據 福建 委 員 覆 大  
 使 張 世 傑 將 朝 鮮 雜 民 金 延 松 等 解 送 到 京 除  
 照 例 給 糧 安 插 外 差 八 品 通 官 烏 林 布 將 金 延  
 松 等 拾 肆 名 於 拾 壹 月 拾 捌 日 令 其 起 身 送 至  
 文 界 轉 交 該 國 收 領 沿途 需用 驛 遞 車 輛 口 糧  
 食 物 照 例 給 發 所 有 知 照 該 國 王 咨 文 交 付 烏  
 林 布 帶 去 至 交 界 交 該 國 官 員 轉 送 該 國 王 等  
 因 得 此 除 欽 遵 外 日 與 一 國 臣 民 不 勝 感 戴 頌

覽道  
 表 刊  
 朝鮮國王  
 李 吟

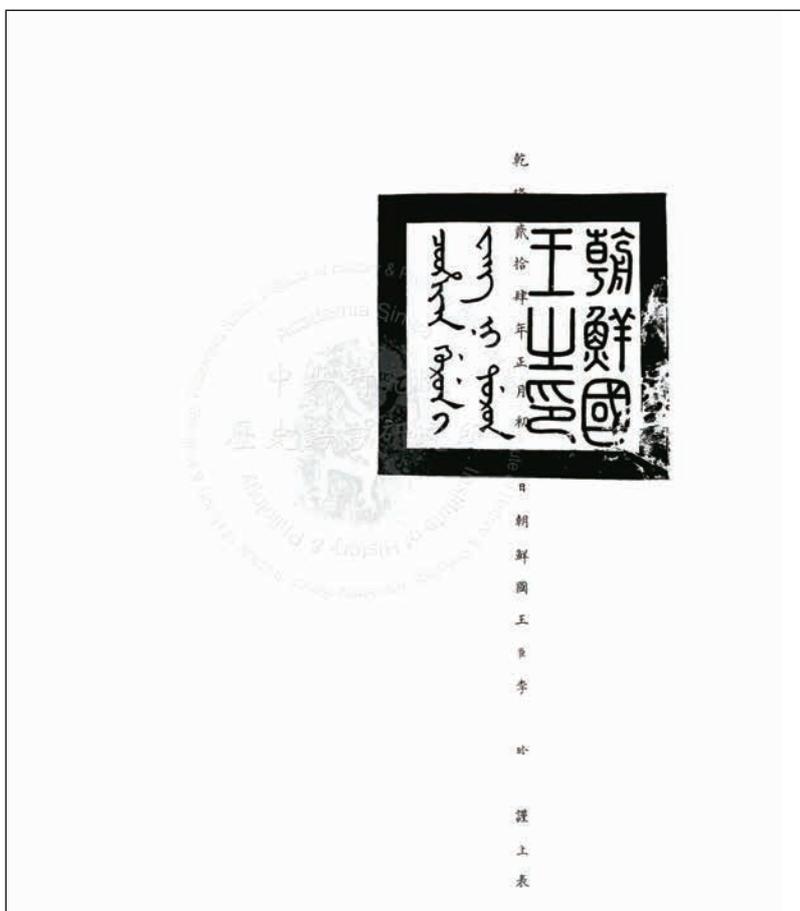
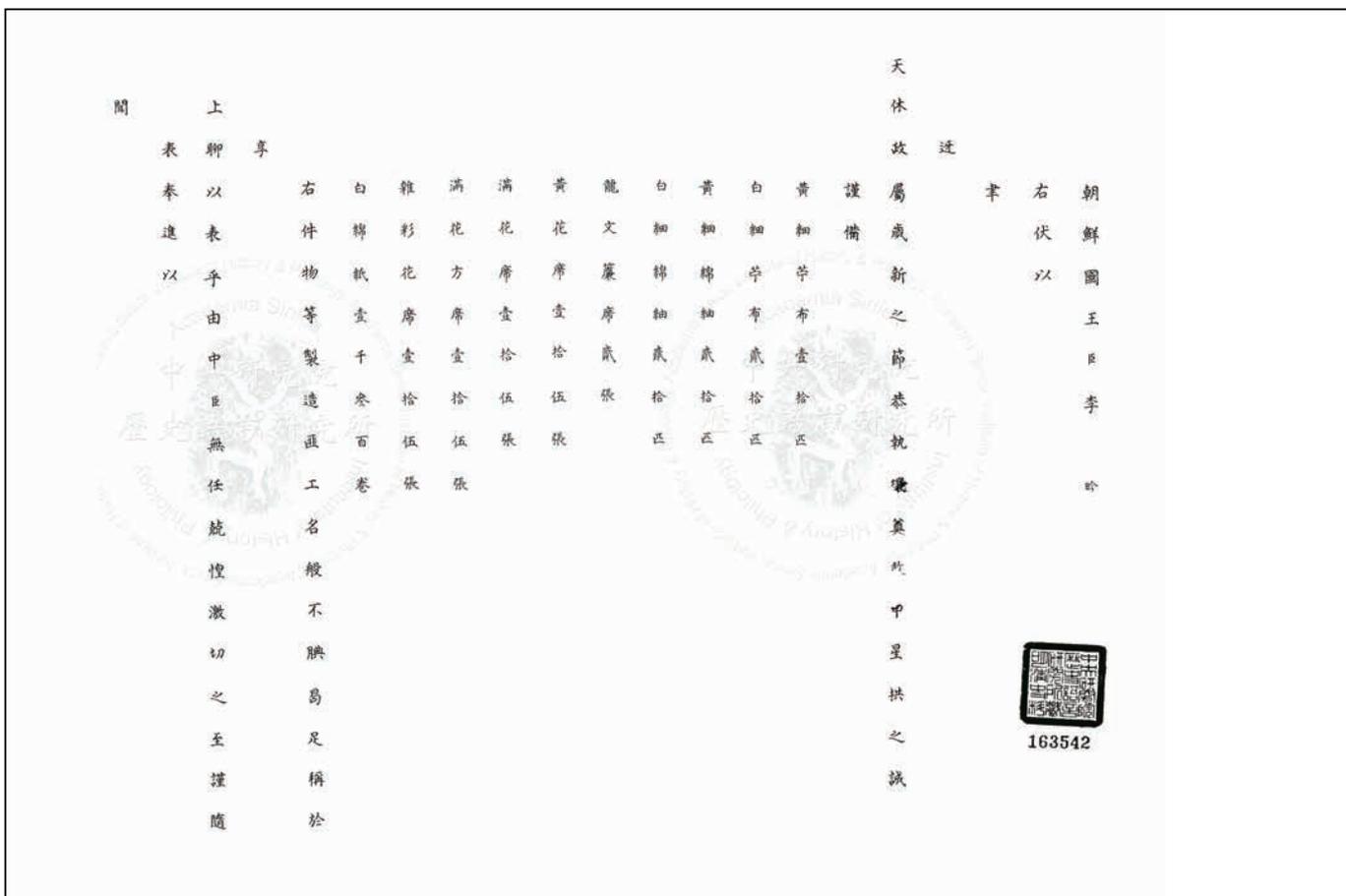
朝鮮國王  
 李 吟

57 朝鮮国王李吟（英祖）表文 [清高宗（乾隆帝）宛]

乾隆 24 年（1759）10 月 27 日 台湾・中央研究院歷史語言研究所藏



58 朝鮮国王李吟（英祖）表文 [清高宗（乾隆帝）宛]  
 乾隆 28 年（1763）2 月 12 日 台湾·中央研究院歷史語言研究所藏



59 朝鮮国王李吟（英祖）表文 [清高宗（乾隆帝）宛]  
 乾隆 24 年（1759）1 月 1 日 台湾・中央研究院歷史語言研究所藏

# I 皇帝文書

皇帝から臣下への下行文書（詔令文書）として、明には詔・誥・制・勅・冊・諭・書・符・令・檄があり、全て内閣から頒発された。清では詔・誥・制・勅・諭・旨などを内閣から頒発することも、軍機処から「寄信」という形式で諭旨が発された。こうした皇帝文書の内、朝鮮・日本・琉球などの周辺諸国に対しては詔書・勅諭・誥命などが発給された。このうちIでは符驗・詔勅・誥命・祭文を取り上げる。

## 1 明太祖（洪武帝）符驗 一卷

絹本織字 三三・三〇×六二・七

洪武二年（一三九〇）

韓国・国立中央博物館 呂斗（徳寿）一七八四

本史料は朝鮮に洪武二年（一三九一）に与えられた、朝鮮の外交使節の明往来に用いられた。国立中央博物館では「織物馬牌」の名称で登録している。

廓は雲龍文であり、中央部に「皇帝聖旨、公差人員、經過驛、分持此符驗、方許應付馬疋、如無此符、擅便給驛、各驛官吏不行執法、循情應付者、俱各治以重罪、宜令準此」（読点は引用者による）という文言と馬一匹が織り込まれている。末尾には「洪武二十三年」（一三九〇）と織り込まれた上で、年月のところに「制誥之寶」が押印され、次行に「通字陸拾捌號」と墨書されている。枠外の左上に「通字陸拾捌號」の墨書と割印がある。

符驗とは、明が国内の駅伝利用に関して、衙門に給付した文書である。万曆『大明会典』卷一四九「兵部三十一、駅伝五によると、あらかじめ指定した衙門に対して「符驗」を給付していたという。『明史』卷七十四「志五〇」職官三十一尚宝司によると、符驗の形は、船馬の状を織り、起馬用は馬字、双馬用は達字、単馬用は通字、起船用は水字、

並船用は信字とした。

一三八五年に高麗は曆日と符驗を明に請求し、元から給付されていた「鋪馬蒙古文字」の符驗八道を納付した。そして翌年の正月に明太祖は双馬四道、単馬二道、起船二道の符驗を高麗に頒降した。一三九一年に朝鮮は、高麗が受領した八部を明に納め、明から新たな符驗七部を交付された。その七部のうちの一部が、現在、国立中央博物館に現存する本符驗である。

乾隆帝七〇歳の賀を祝う朝鮮の赴京使（一七八〇年）に随行した朴趾源が書いた『熱河日記』「皇明馬牌（後掲）に洪武二三年製作の通字六十七号（赤馬一匹）、通字六十八号（青馬一匹）、通字七十号（赤馬一匹）、達字三十号（赤馬二匹）、万曆二七年製作の達字十三号（赤馬二匹）、達字十六号（赤馬二匹）を尚瑞院で目撃したとの記載があり、一八世紀後半まで尚瑞院に所蔵されていた。徐聖鎬によると、一八一一年には通字六十八号一部が備辺司に確認されており、敬奉閣に移されたとみられるという。しかしこの通字六十八号は、国立中央博物館の遺物カードでは一九〇九年に大韓帝国帝室博物館が近藤佐五郎（骨董商と推定される）より購入した記録があるといい、一時期流出していたものとみられる。その後、帝室博物館↓李王家博物館↓国立中央博物館と変遷した。（辻大和）

〔参考〕서성호（徐聖鎬）「呂斗 一七八四『織物馬牌』의 正體와 明符驗（徳寿 一七八四 織物馬牌の正体と明符驗）」『東垣学術論文集』二六二（二〇一五年）、辻大和「朝鮮の対明朝貢使節が携帯した文書…符驗と勘合」『韓国朝鮮文化研究』一六、二〇一七年

## 2 明太祖（洪武帝）符驗 一卷

絹本織字 三三・三〇×六二・七

洪武二年（一三九〇）

韓国・国立古宮博物館 창덕（昌徳）二七四四五

本史料は朝鮮に洪武二年（一三九一）に与えられた、朝鮮の外交使節の明往来に用いられた。景福宮内に所在する国立古宮博物館では「織物馬牌」の名称で登録している。全体に水浸の跡が残り、状態は良好でない。

廓（三三・三〇×六二・七）は五爪雲龍文で、中央部に「皇帝聖旨」からはじまる文言（前掲Iと同I）と馬二匹が織られている。末尾には「洪武二十三年」（一三九〇）と織られ、次行に「達字参拾號」の文言が墨書されている。年のところに「制誥之寶」が押印され、枠外の左上に「達字参拾號」の墨書があつて割印がなされている。

一八世紀後半に尚瑞院所蔵の符驗を見つけた朴趾源の『熱河日記』「皇明馬牌（後掲）には「赤馬二疋一軸、達字三十號」とあり、本史料を見ると、馬が二匹であり、一致する。

本史料は昌徳宮伝来品であるが、どのようにして尚瑞院から昌徳宮に伝わったかは未詳である。なお古宮博物館では木軸も合わせて伝来しており、『熱河日記』「皇明馬牌」にも「烏木（黒檀）軸」と記されている。（辻大和）

【参考史料】「皇明馬牌」

朴趾源『熱河日記』「口外異聞」〔燕巖集〕卷一四より

〔翻刻〕

皇明馬牌。

尚瑞院所蔵皇明馬牌、深黄無紋綾、烏木軸一卷、長二尺四寸、廣五尺有咫、沿邊刺繡螭龍、中繡鞍具赤馬一疋。制誥「皇帝聖旨、公差人員、經過驛、分持此符驗、方許應付馬疋。如無此符、擅便給驛、各驛官吏不行執法、循情應付者、俱各治以重罪。宜令準此。洪武二十三年月日」。字皆黑線刺繡、年號上安玉璽。其文曰、制誥之寶、左旁細書、通字七十號、下方聯幅、安小璽之半。又赤馬一疋一軸、通字六十七號。又青馬一疋一軸、通字六十八號。赤馬二疋一軸、達字三十號。盖洪武庚午由群山島發船、朝金陵時、所賜符驗四度也。又赤馬二疋一軸、萬曆二十七年月日、達字

十六號。又赤馬二疋一軸、達字十三號。制誥及年號黑線刺繡、四沿螭龍、上安璽寶、皆同洪武制。左旁細書、通達幾字號、皆不刺繡、似是臨時。寫其第幾字號、皆具書印半璽出給也。洪武通字六十七號、青馬以下八馬、皆無鞍勒。蓋萬曆己亥遼陽路梗、由椴島至登州下陸、以朝北京時、所賜符驗二度也。每一軸、貯朱漆皮筒、鍮錫粧飾、更貯鹿皮囊。未知、當時使還、不爲還納、何也。抑皇明舊例、外國使臣由水路朝天者、因爲頒給歟。今此熱河之行、亦有給馬之旨、則似當傳給符驗。而道次互違、未見其應付勘合之何様制度也。

#### 〔現代語訳〕

尚瑞院に所蔵されている皇明馬牌は、濃黄色で無文の綾絹を黒檀の軸に巻いたもので、高さ二尺四寸（当時、周尺の一尺は約二〇cm）、幅は五尺一咫（二咫は八寸）、沿辺に螭龍（みずち）を刺繡し（実際は織字、以下も同様）、中に鞍具と赤馬一頭を刺繡する。制誥には「皇帝の聖旨。公務で派遣される人員が駒を通過する際、この符驗を分かち持つていれば、馬を給付することを許せ。この符驗がないのに勝手に駒馬を支給したり、各駒の官吏で法を守らず情に従って給付する者がいれば、いづれも重罪に処しなさい。この聖旨に従うように。洪武二十三年月日」とある。文字はすべて黒線の刺繡で、年号の上に玉璽を押す。また「制誥之宝」の左側に「通字七十号」と細書きし、後方の枠外に小璽の割印を押す。ほかに赤馬一頭の一軸があり、「通字六十七号」である。青馬一頭の一軸もあり、「通字六十八号」である。赤馬二頭の一軸は「達字三十号」である。思うに洪武二十三年（一三九〇）に群山島から船を発して金陵（南京）に朝貢する時に下賜された符驗四通であろう。

また赤馬二頭の一軸で、「万曆二十七年月日、達字十六号」のもの、赤馬二頭の一軸で、「万曆二十七年力」達字十三号」のものもある。制誥・年号は黒線の刺繡で、四辺

に螭龍、上に玉璽を押すことは、みな洪武の制と同じである。「玉璽」の左旁に細書する通・達の数字文字はみな刺繡ではなく、その時々に応じた記載であるようだ。その何字何号を（後方に）写して、すべてその字に添えて半璽で印を押している。

洪武の「通字六十七号（赤馬）」より後に記した「通字六十八号」の青馬以下の八馬にはみな鞍勒（馬具）がない。思うに「万曆二十七年の二つの符驗は」万曆己亥に瀋陽と遼陽の路が塞がり（後金による瀋陽・遼陽の占領は実際には一六二一年）、椴島より登州に至って上陸し、北京に朝貢する時に下賜された符驗二通であろう。

一軸ごとに朱漆の皮筒に入れて真鍮と錫にて裝飾し、さらに鹿皮の袋に入れてある。当時、使者が帰還しても返納しなかったのはなぜなのだろうか。もともと皇朝（明）の旧例では、外国の使臣で水路で朝貢する者に頒給されるきまりであったのだろうか。今、この熱河行きのも道でも、馬を給付せよという勅令があれば、符驗が支給されるのだろうか、「馬で行く使節とは」経路が互いに異なっているため、給付される勘合の制度がどのようなものかはわからない。（渡辺美季）

### 3 明宣宗（宣德帝）符驗 一通

絹本織字 三三×五七・五

宣德二年（一四二七）

台湾・国立歴史博物館 八四三〇

「駅伝符」として登録され、廓の中だけが伝来している、両端は欠損しているもようである。

廓は雲龍文で、中央部に「皇帝聖旨」からはじまる文言（前掲1・2と同一）と馬二匹が、末尾に「宣德二年」（一四二七）が織り込まれ、次行に「達字式伯拾貳號」の文言が墨書されている。年月のところに「制誥之宝」が押印され、廓外の部分は現存していないようである。

伝来経路については未詳であるが、蘇同炳は「某帰国僑領」が国立歴史博物館に寄贈したものであると記し、国立歴史博物館サイトでは一九六四年の謝東発の遺贈であると説明するため、中華民国外交官などを歴任した謝東発（一八八〇—？年）の旧蔵品であると考えられる。（辻大和）

〔参考〕蘇同炳『明代駅通制度』中華叢書編審委員会（台北、一九六九年）、台湾・国立歴史博物館 <https://collections.culture.tw/html/collectionsweb/collection.aspx?cid=MANHENZUM11>

### 4 明孝宗（弘治帝）符驗 一面

絹本織字 九九〇×六〇・九

弘治四年（一五〇一）

那谷寺 資料番号二七五

符驗（登録名は馬符）が、恐らくは明製の錦織とともに組み合わされ、額装されている。縁金は七宝で、上下は錦織（菊二重蔓金襴）、風帯は万曆錦七宝文であるという。裏面は裏張りをし、渋塗りされている。

馬符本体は廓に五爪雲龍文があり、中央部に「皇帝聖旨」からはじまる文言（前掲1・3と同一）と馬一匹が織られている。末尾に「弘治拾肆年」（一五〇一）と織られているが、次行には何字何号の記載がない。また年月のところには「制誥之宝」の押印がない。現存が確認される明代符驗のなかで、号数および押印がない符驗は当該符驗のみと考えられる。

高寿仙によると、天津博物館に弘治一四年の符驗一通が所蔵され、法量は三〇・〇×六〇・〇cmであるといい、図版を見ると「制誥之宝」が押印され、号数が墨書されている。那谷寺所蔵の符驗は未発行のまま官庫等にあってたものが、流出したものと考えられる。

伝来経路については未詳であるが、清水藤九郎の「那

谷寺記録管見」から、那谷寺を寛永年間に再興した金沢藩主前田利常（一五九三—一六五八年）が同寺に寄付した可能性が高い。『前田利常展』図録によると、利常は文物に対する関心が国内外にあり、長崎を窓口とした中国や南蛮文化に及んだ。寛永一四年（一六三七）に利常は家臣の矢野所左衛門に、主として近畿および長崎で名物裂を収集するよう命じ、所左衛門らは中国から輸入される織物類を価かまわず買い求めたという（『三壺問書』巻一六「利常公長崎御調物の事」）。これが今日に伝わる名物裂であるとされ、同寺が所蔵する中国陶磁類（「万曆赤絵大花瓶」や「華南三彩五耳壺」）もこのころ求められたという。江戸時代から本符験の存在は知られており、鳥翠台北室『北国奇談巡杖記』（一八〇七年）巻一「加賀国西部」那谷寺の略記には「大守より寄付せられし。そが中に馬封といふものあり」として記述があり、「馬封」の図が掲載されている。

同寺所蔵の一八九一年調査記録には「唐朝馬符 一幅」とあって当初は掛け軸であったものが、一八九七年刊『那谷寺誌』には「馬符 壹面」とあり、一八九一年から一八九七年の間に額装されたものとみられる。

【図】「馬封」『北国奇談巡杖記』巻一（所収）

京都大学附属図書館（谷村文庫）蔵・部分



（辻大和）

〔参考〕和田文次郎編『那谷寺誌』（和田文次郎、一八九七年）、清水藤九郎「那谷寺記録管見」（『小松市立博物館研究紀要』七、一九七二年）、前田利常展 図録（石川県美術館、一九七六年）、高寿仙「明代符牌制度述略」（『故宮學刊』五、二〇〇九年）、新修小松市史 資料編九 寺社（小松市、二〇一〇年）

5 明成祖（永楽帝）勅諭写 一通

紙本墨拓 七三・六×一五八・七

永楽五年（一四〇七）五月二六日

東京大学史料編纂所 内務省引継地図一〇二八一

足利義満へ宛てた勅諭の模刻。一四世紀後半から一五世紀初めに倭寇が横行すると、明は日本にその統制を求めた。これに応じた義満は、応永一三年（一四〇六）、堅中圭密を正使とする使節を明へ派遣し、貢物とともに捕らえた倭寇を献じた。本勅諭は、それをうけて翌年に出されたもので、義満の倭寇討伐と捕虜の献上を嘉し、賢徳を讃えている。

本勅諭の原本は所在不明で、模刻および筆写本の形で今日に伝わっている。模刻に関しては近世に津藩で作成されたとの記録もあるが、後掲6の解説に述べるように、少なくとも二つの版が存しており、本勅諭写はそのうちのひとつ。かつて内務省が所蔵していたもので、それ以前の伝来経緯は不明。

印影は類例と酷似し、字形も努めて原本を忠実に模したものと考えられる。ただし、近世に原本を実見した者による採寸記録と本勅諭写の実寸とを比較すると、料紙の横幅に顕著な差異がある。模刻に際して、料紙の袖・奥および本文末尾と年月日の間を詰めたものであろう。また同じ近世の記録によると、原本には朱圈点が打たれ、料紙は一枚紙で龍や雲形が描かれていたようである。

（岡本真・須田牧子）

〔参考〕岡本真・須田牧子「永楽五年付足利義満宛永楽帝勅諭諸本について」（『東京大学史料編纂所附属画像史料解析センター通信』一〇三二〇二四年）

6 明成祖（永楽帝）勅諭写 一通

紙本墨拓 七一・〇×一六〇・四

永楽五年（一四〇七）五月二六日

古河歴史博物館 古文書・古記録二〇二四/B二八〇

前掲5と同じ勅諭の模刻。下総古賀藩の家老を務めた鷹見忠常（泉石）の旧蔵品で、「鷹見泉石関係資料」として重要文化財に指定されている。料紙の奥裏下部に「近藤守重珍藏」とあり、かつて近藤守重（重蔵）が蔵していたものが、忠常の手にわたったことがわかる。

字形等は5とほぼ同様だが、本文末尾と年月日の間は6の方がより狭く、逆に料紙の奥側は6の方がより広い。また5は九枚の紙を横に貼り継いでいるのに対し、6は六枚である。その他、原本の虫損箇所や表現や、字面の欠如の有無など、細部には明らかな差異が存している。そのため、両者は版が異なると判断される。

（岡本真・須田牧子）

〔参考〕同前

7 明宣宗（宣德帝）勅諭 一通

紙本墨書 四七・三×一一九・七

宣德八年（一四三三）六月六日

藤井齊成会有鄰館

永享五年（一四三三）に渡航した遣明使節の正使龍室道淵へ宛てた勅諭。龍室に僧録司右覚義を特授し、日本へ帰った後には京都五山龍寺の住持とする旨を諭したものである。

僧録司は明の正六品衙門で、北京に置かれ、礼部のも

とで仏僧と寺院を統括した。右寛義は僧録司に属する従八品の職。龍室を同職に任じたのは、明国内で実務にあたらせるためではなく、使者として来貢した褒美として肩書きを授けたものと理解される。

足利義満の後を継いだ義持は対明断交に踏み切り、約二〇年間、使節の往来は途絶した。足利義教の代に久しぶりに遣明使節が派遣されることとなり、その際に正使に任じられたのが、龍室である。彼は明の寧波府鄞県の出身で、三〇歳で来日し、剃髪して筑前国聖福寺に入り、長門国東隆寺を経て聖福寺へ出世した。そして正使として渡航した後、北京に上って表文を奉り貢物を献じて帰国の途についたが、杭州まで来たところで客死した。なお、彼は派遣に先だつて天龍寺の公帖をうけ、五山の長老として渡航しており、本勅諭に改めて天龍寺住持とする旨が記された経緯は明らかでない。

本勅諭の料紙は二紙からなり、七・八行目の間に継ぎ目がある。皇帝のみが使用を許された五爪龍とともに雲形が描かれているが、料紙全体のなかではややアンバランスな位置にあることから、伝来の過程で、奥側を切つて縮めたのかもしれない。また、墨書された本文の所々に朱圈点が打たれているが、末尾の「哉」の右下のものは下半分が切れているため、下部についても同様の可能性がある。

なお、本勅諭は貼紙題簽に「宝左齋蔵」とあることから、内藤虎次郎（湖南）の旧蔵であることが知られる。それ以前の伝来経緯は不明。有鄰館の設立者藤井善助は、コレクション形成の過程で内藤らに教えを乞い、内藤が罹病し療養生活を余儀なくされた際には、その愛蔵品を担保として転地保養に協力したとされる。（岡本真）

〔参考〕玉村竹二『五山禅僧伝記集成』講談社、一九八三年、藤井善三郎『祖先文化へのまなざし——永遠の美』（藤井齊成会有鄰館、二〇一四年）、伊藤幸司『日明外交を支えた被唐人——魏天と龍室道淵——』大庭康時ほか編『島嶼と海の世界』高

志書院、二〇二〇年）  
8 清太宗（ホンタイジ）詔諭 一通

紙本墨書 五二・七×一〇・三六

崇徳二年（一六三七）一月二八日

韓国・国立中央図書館 B 二古朝五—一四三三—一七九

韓国・国立中央図書館には、清代の公文書が計一〇通所蔵されている。それぞれ裏打ちされて「清太宗詔諭」という表題で一括されている。そのうち本来は一紙であった満漢合璧の文書が、満文部分と漢文部分に分断され、それぞれ裏打ちされたものが二件含まれるため、実質的には八通（8・9・10・13・14・15・16・20）である。

いずれの文書も「清太宗詔諭」という題目で請求番号が付されているが、実際には太宗（ホンタイジ）の文書は三通に過ぎず、残りの五通は清聖祖（康熙帝）のものである。収蔵当時の登録カードには「清太宗詔諭」という題目で「一〇通」と記載されており、最初から「清太宗詔諭」という題目のもと、分断された形で収蔵されたと考えられる。原本の保存状態は必ずしも良好ではなく、欠損や汚損が激しいものや、落書きが見られるものもある。このため二〇一九年以降、これらの文書の原本閲覧は中止されている。

文書の右上にはすべて「朝鮮総督府図書館蔵書之印」が押されており、さらに右下には「朝鮮総督府図書館圖書登録番号」の青印が確認される。その青印内部には「昭和二・一〇・一〇／古二二二九」と記載されていることも共通している。ここから、これらの文書が朝鮮総督府によって一括して入手され、昭和二年（一九二七）一〇月一〇日に図書館に登録されたものであることが判明する。文書のうち、「清太宗詔諭」（8）に初めて注目した中村栄孝によれば、この文書は昭和天皇の弟である秩父宮が一九二九年に朝鮮を訪問した際、朝鮮総督府図書館

長であった萩山秀雄が秩父宮の閲覧のために披露した「新収秘蔵」の古文書の一つであり、中村自身もこの際に実物を閲覧したという。

なお、朝鮮総督府がこれらの文書をどのような経緯で入手したのかについては、現時点では明らかにならず、今後の課題である。（林慶俊）

清の朝鮮侵攻（丙子之役）終結に際して、清太宗が朝鮮国王李倧（仁祖）に下した詔諭の原本と考えられる。「清太宗詔諭」のうち、「皇帝勅諭」として登録されている。

黄紙に墨書されていて、外廓がない。年月日のところに漢文の「制誥之宝」が押印されている。この印文は「大元伝璽之宝」として知られているものである。文書の様式上、本来「制誥之宝」は誥命に押されるべきものだが、その政治的象徴性のため、ホンタイジは誥命以外の様々な文書にも意図的に「制誥之宝」を押していた。本詔諭や9・10もその一例である。欠損部分があるが、全文は『同文彙考』別編卷二「節使に」「丁丑定約条年貢論」として収録されている。そこでは割注で「互勅諭」とするが、原本（8）には冒頭に「寛温仁聖皇帝、朝鮮国王に詔諭す」、最後に「茲詔示」との記述があるので、実際には詔諭ないしは詔であるとみなすことができる。また『大清太宗文皇帝実録』（順治初纂漢文本）収録のテキストとは異なるがある。

本詔諭の内容は、朝鮮が明との通交を断ち、年号を用いないこと、朝鮮の王世子を人質として送ること、朝鮮が船などを送ること、朝鮮が清に朝貢使節を送ること、逃亡者を送還すること、朝鮮が清の諸臣と婚姻を結ぶこと、城の修築を許さないこと、ワルカ（実際にはフルハとクルカ）と交易を許さないこと、朝鮮の対日貿易を許すこと、などである。同詔諭は朝鮮総督府図書館が所蔵

していた時期に『青丘学叢』にその写真が掲載され、中村栄孝が原文を翻刻したことがあった。解放後は国立中央図書館の所蔵となった。鈴木開が内容の詳しい検討を行っているほか、貿易品について辻大和が検討している。(辻大和)

〔参考〕中村栄孝「満鮮関係の新史料―清太宗朝鮮征伐に関する古文書(『青丘学叢』一、一九三〇年)、中村栄孝「清太宗朝鮮征伐に関する古文書(『日鮮関係史の研究』下、吉川弘文館、一九六九年)、홍성우(洪性鳩)「국립중앙도서관 소장 『清太宗詔諭』에 대하여」(『大邱史學』一三三、二〇一六年)、구법진(丘凡真)「崇徳年間 清朝의 朝鮮王室 冊封과 冊封文書」(『명칭사연구』五二、二〇一九年) 洪性鳩(林慶俊訳)「韓国所蔵清朝(清)文書について」(『学習院大学国際センター年報』五、二〇一九年)、鈴木開「丙子の乱と朝清関係の成立」(『朝鮮史研究会論文集』五五、二〇一七年)、辻大和「朝鮮王朝の対中貿易政策と明清交替」(汲古書院、二〇一八年)

9 清太宗(ホンタイジ)勅諭 一通  
紙本墨書 五二・二×一四九・七  
崇徳二年(一六三七)六月四日  
韓国・国立中央図書館 B二古朝五一・四三・七一七八

「清太宗詔諭」の「皇帝勅朝鮮王諭」に含まれる史料である。清の朝鮮侵攻(丙子之役)後、清太宗(ホンタイジ)が派遣したイングルダイやマフタなどの将官に対して朝鮮が払った銀を返還する勅諭である。廓に五爪雲龍文が印刷された黄紙を用い、本文末尾の年号部分に漢文の「制誥之宝」が押し印されている。右側に欠損部分があるが、補修されている。

『同文彙考』別編卷二「鐫弊」に「[丁丑]還所遺英馬兩將銀勅」として欠損部分も含め全文が収録されている。それによるとイングルダイとマフタに銀二千兩、通事三人に銀各五百兩が朝鮮から渡されたという。『承政院日記』崇禎一〇年(一六三七)四月一四日条には備辺司がイン

グルダイ、マフタに各二千兩、鄭命壽(明守)らに各五百兩の銀貨を贈給する計画を啓して認められた記事があり、本史料からその後銀貨贈給が実施されたことがわかる。(辻大和)

10 清太宗(ホンタイジ)勅諭 一通

紙本墨書 五四・八×一一一  
崇徳二年(一六三七)十一月七日  
韓国・国立中央図書館 B二古朝五一・四三・七一七〇

「清太宗詔諭」の「皇帝勅朝鮮王諭」として登録されている。清の朝鮮侵攻(丙子之役)後の十一月に、清太宗(ホンタイジ)が朝鮮国王李倬(仁祖)に対して送った文書である。廓に五爪雲龍文が印刷された黄紙を用い、本文末尾の年号部分に漢文の「制誥之宝」が押し印されている。右側に廓を含め、欠損部分があり、補修されている。

『同文彙考』別編卷四「軍務」に「論量勢徵兵勅」として欠落部分を含め、全文が掲載されている。それによると、侵攻により朝鮮国内が空虚となったこと、民間徴兵が順調にいかないこと、牛疫が蔓延したことを清皇帝が慮る内容となっている。

昭顯世子が瀋陽に抑留されていた期間の史料『瀋陽日記』によれば、十一月七日が冬至であり、清朝皇帝は祭祀を行い、諸王を宮闕門外の別廷に会同させ、朝鮮の昭顯世子、鳳林大君らも参列した。前後して朝鮮から正使として崔鳴吉が瀋陽を来訪していた。(辻大和)

11 清聖祖(康熙帝)勅諭 一通

紙本墨書 五八・四×一七四・一  
康熙一三年(一六七四)五月二六日  
ソウル大学奎章閣 九一五二二

康熙帝の皇后である黒舍利氏(He-sheri/赫舍利氏)が崩御したことを知らせる勅諭である。「皇后(黒舍利氏)崩逝勅諭」として登録されている。

廓は五爪雲龍文であり、右側に漢文、左側に満文が配されている。漢文では欠損箇所がある。満漢それぞれ年月のところに満漢合璧の「勅命之宝」(Hese-i-taciure boobai)印が押し印されている。漢文末尾には「京城帝國大學圖書印」が押し印されている。

『同文彙考』原編卷一六「陳慰進香」に、「[甲寅]頒皇后崩逝勅」として漢文全文が収録されている。割注に「宜都額真頭等侍衛胡等來」とあるが、勅使の正確な名は未詳である。当史料は最近まで現存が確認されていなかったが、ソウル大学奎章閣の所蔵古文書整理の過程で見つかったものである。(辻大和)

〔参考〕김정우(金昌洙)・丘凡真・최형보(崔享輔)「규장각한국학연구원 소장 조선왕실 책봉 관련 滿漢合璧 문서 연구」(奎章閣韓國學研究所藏朝鮮王室冊封 關連滿漢合璧文書研究)『奎章閣』六五、二〇二四年

12 清聖祖(康熙帝)勅諭 一通

紙本墨書 五七・三×一七三・五  
康熙一四年(一六七五)一月一六日  
ソウル大学奎章閣 五二二四七九

頭宗の子李焯(肅宗)を朝鮮国王に、妻金氏を朝鮮国王妃に冊封する誥命の頒布を知らせる勅諭である。

廓は五爪雲龍文であり、右側に漢文、左側に満文が配されている。満文・漢文の年月のところにそれぞれ満漢合璧の「勅命之宝」(Hese-i-taciure boobai)印が押し印され、廓右上には「서울大学圖書」印が押し印されている。

漢文の冒頭が「皇帝勅諭朝鮮国王嗣子李焯」となっていて「世子」ではない。これは金昌洙ほかの研究による

と、肅宗が朝鮮国内で世子となったのち、清に冊封を要請する前に頤宗が逝去したためであるといい、満文でも「Sidz」(世子)ではなく「Sira ju」(継承する息子)と表記されている。

『同文彙考』原編卷一「封典一」に「頒誥命彩幣勅」として全文が掲載されている。割注から一等侍衛の桑額ら<sup>サンゲ</sup>が勅使としてきたことがわかる。金昌洙ほかの研究によると、内大臣樹西泰、一等侍衛の桑額、三等侍衛の恩格が勅使として当文書をもたらした。

当史料は最近まで現存が確認されていなかったが、ソウル大学奎章閣の所蔵古文書整理の過程で見つかったものである。(辻大和)

〔参考〕同前

### 13 清聖祖(康熙帝)詔書 一通

紙本墨書 八〇・〇×二七六・八(満文)／八〇・〇×二六〇・一(漢文)

康熙一四年(一六七五)二月一日

韓国・国立中央図書館 B二古朝五一四三三六一七七一

康熙帝が皇子の胤祚を皇太子に冊封したことを知らせる詔書である。無地の黄紙が使用されていることから、詔令文書の一つである詔書と判断される。現在は漢文と満文の二枚の文書に分かれているが、各文書の左の端に「皇帝之宝／han i boobai」の半印が押されていることから、本来は漢文と満文が一紙に記された満漢合璧文書であったと考えられる。

胤祚は、康熙一三年(一六七四)、孝誠仁皇后ヘシエリ(heseri／赫舍里)氏の第二子として生まれたが(第一子の承祚は康熙一一年「一六七二」に四歳で夭折)、皇后は出産中に死去した。翌年、康熙帝は嫡子胤祚を皇太子に冊封した。本史料はその際に頒布された詔書である。

本文書は冒頭の「奉天承運」の部分をはじめとして一

部が欠損している。冒頭には補修された下紙に鉛筆で「奉天承運」の字が書かれている。それ以外は清『聖祖実録』一四年二月丙寅(一三日)条に関連記事があるため、ここから詔書の内容を確認することができる。また詔書とともに頒布された「恩款三十条」は『同文彙考』原編卷十一進賀四「頒冊立皇太子詔」に転載されている。

一方、朝鮮『肅宗実録』には肅宗二年(一六七六)二月一三日・一四日・一五日に清から勅使が到着し、詔書を頒布したという記事があるので、内容には触れていない。『同文彙考』の割注から勅使は「散秩大臣ト等」であったことがわかる。(林慶俊)

〔参考〕송미령(宋美玲)「清康熙帝의 皇太子 册封과 位相」『明清史研究』三三、二〇一〇年、洪性鳩「국립중앙도서관 소장 『清太宗詔諭에 대하여』」(『大邱史学』二二、二〇一六年)、洪性鳩(林慶俊訳)「韓國所蔵清朝(満文)文書について」『学習院大学国際センター年報』五二、二〇一九年

### 14 清聖祖(康熙帝)詔書 一通

紙本墨書 七八三×一七二・六(満文)／七八五×二二二・八(漢文)

康熙一五年(一六七六)二月一日

韓国・国立中央図書館 B二古朝五一四三三六一七三六

康熙帝が頒布した詔書である。前掲13同様に漢文・満文の二紙に分かれているが、実際は一つの文書である。形式は前掲13とほぼ同一である。漢文・満文部分とも、年号の二文字目の「熙」と「aini」の字に掛けて満漢合璧の「皇帝之宝／han i boobai」の玉璽が押されている。漢文部分の右下がやや欠損し、満文部分の左下が大きく欠落している。

康熙帝の太皇太后とは、太宗(ホンタイジ)の側妃で順治帝の生母でもある孝荘皇太后である。孝荘皇太后は、順治帝の逝去後に即位した康熙帝を支持した後見人であった。また皇太后とは、順治帝が最初の皇后である

静妃を廃してから皇后となった孝惠章皇后である。彼女は康熙帝の即位とともに仁憲皇太后となった。本史料は、前掲13にて布告された皇太子冊封を記念して、太皇太后と皇太后に尊号を捧げたことを伝える内容である。清『聖祖実録』一五年正月癸巳(一〇日)・甲午(二日)・乙未(二日)条に、この詔書に関わる内容が記されているが、朝鮮『肅宗実録』には関連記事が見当たらない。

ただ『同文彙考』原編卷九「進賀三」頒尊号太皇太后皇太后詔」に、この詔書をもたらした勅使の構成とおおよその日程が記されている。これによれば、上使は「宜都額真一等侍衛加二級噶」であり、副使は「二等侍衛加一級費」であった。これらの勅使は、二月一日に北京を出発して二七日に鴨緑江をわたり、三月一五日に漢城に入った。そして二七日に漢城を離れて四月一五日に鴨緑江をわたり帰国したという。(林慶俊)

〔参考〕同前

### 15 清聖祖(康熙帝)詔書 一通

紙本墨書 七八四×一九三・四

康熙二〇年(一六八一)二月二日

韓国・国立中央図書館 B二古朝五一四三三六一七四

太皇太后と皇太后に尊号を捧げたことを公布する詔諭である。漢文部分のみが現存しているが、文書の形式が前掲13・14と同様であり、文書の左端に「皇帝之宝」の半印が押されていることから、本来は満文部分が連結されていたと考えられる。半印(玉璽の右半分)には「皇帝之宝」という漢文の印文のみが確認できるが、欠落している左半分には「han i boobai」という満文の印文があったはずである。保存状態については、三行目から九行目にかけての下部が一部欠損していることを除き、おおむね良好である。

本文書に登場する太皇太后と皇太后は、前掲14でも尊号が捧げられている孝莊皇太后と仁憲皇太后を指す。『同文彙考』原編巻一〇一進賀四「頒討平吳世璠詔」によると、この詔書とほぼ同時期に、三藩の乱を引き起こした呉三桂の孫である呉世璠を平定したことを知らせる詔書が下されたことがわかる。清『聖祖実録』の該当部分を確認すると、三藩の乱平定後、臣下たちが康熙帝に尊号を受けるよう請願したが、康熙帝はこれを拒絶し、代わりに太皇太后と皇太后に尊号を奉ることを決定した経緯が記されている。このような背景のもと、結果として「頒討平吳世璠詔」と本詔書が同時に朝鮮に送られたものと考えられる。

さらに、朝鮮『肅宗実録』八年（一六八二）二月己亥（二二日）条には、この詔論を受け取った朝鮮側の記録が残されており、参照できる。（林慶俊）

〔参考〕洪性鳩「국립중앙도서관 소장 『清太宗詔諭』에 대하여」『大邱史学』二二二・二〇一六年、洪性鳩（林慶俊訳）『韓国所蔵清朝（満文）文書について』『学聖院大学国際センター年報』五、二〇一九年

## 16 清聖祖（康熙帝）勅諭 一通

紙本墨書 五〇・七×二七・六

康熙二年（一六八二）五月一八日

韓国・国立中央図書館 B二古朝五一・一三三・一七二七

肅宗の継妃・仁顯王后閔氏に対する冊封誥命とともに発給された礼物回賜の勅諭である。冊封誥命の現存は確認できない。

肅宗六年（一六八〇）、肅宗の最初の正妃である仁敬王后金氏が病死すると、翌年五月、肅宗は閔氏に教命・金宝・玉冊（御冊）を授ける冊妃礼を行い、これを継妃とした。同年一〇月、冊封奏請使（兼冬至使）が北京へと派遣され、肅宗八年七月六日、清使（内閣学士阿蘭泰ら）が

漢城に到り、「誥命勅一道、賜礼物勅一道」をもたらした。『同文彙考』補編巻之九「詔勅録、清『聖祖実録』二十一年五月一〇日条」。

この時、清使はモンゴル王妃の冊封に倣って、閔氏に直接誥命を授与しようとした。朝鮮側はモンゴルと同待遇となることを避けようと、一六三九年の仁祖継妃趙氏（莊烈王后）の冊封時の記録や『大明会典』などを示して抵抗したが、清使は趙氏冊封時のように「清使↓国王↓内官（内侍）↓閔氏」という形で授与するのであれば「清使が」殊に帝命を直接伝える意味がない」と朝鮮側の要請を認めず、「清使↓内官↓女官↓閔氏」という形での授与を指示した。これにより清使は昌徳宮の正殿である仁政殿にて勅書を宣布した後、便殿である宣政殿の門外に赴き、内官・女官を介して誥命・賜物を閔氏に授与した（朝鮮『肅宗実録』八年七月辛亥「六日」条）。

本文書は、黄紙の「印辺龍箋」に満文・漢文で記されている。圏点・声点を示す朱丸点や罫線などはみられない。漢文と満文の年号・年月日の上から満漢合璧の「勅命之宝」の玉璽が、年号の二字目（「熙」）にかけて押されている。なお後述するように、肅宗は一六八九年に閔氏を庶人に落とした際に、冊妃時に与えた教命・冊宝などを没収・焼却したが、本文書は焼却しなかったとみられる。（渡辺美季）

〔参考〕洪性鳩（林慶俊訳）『韓国所蔵清朝（満文）文書について』『学聖院大学国際センター年報』五、二〇一九年、桑野栄治「朝鮮肅宗代の王妃冊封にみる朝清関係」『久留米大学文学部紀要』三七、二〇二二年

## 17 清聖祖（康熙帝）勅諭 一通

紙本墨書 五三・二×二二・一

康熙二十八年（一六八九）二月九日

ソウル大学奎章閣 五三三六六

肅宗の王妃・禧嬪張氏（張玉貞）に対する冊封誥命とともに発給された礼物回賜の勅諭である。冊封誥命の現存は確認できない。

肅宗一五年（一六八九）七月、肅宗は王妃閔氏に与えた教命・冊宝・章服を回収して承政院に焼却させ、閔氏を庶人に落とし、王子（後の景宗）を産んでもまない側室の禧嬪張氏を正室とした（朝鮮『肅宗実録』一五年五月丁酉「二日」条）。翌八月、冊封奏請使（兼謝恩使）が北京へと派遣され、肅宗一六年正月二日に清使（翰林侍読学士馬頭ら）が漢城に到り、「誥命勅一道、賜礼物勅一道」をもたらした（『同文彙考』補編巻九「詔勅録」）。

この時の誥命授与に関して、清使は前回の閔氏冊封の方式を踏襲しようとしたが、朝鮮が仁祖継妃趙氏の前例踏襲を希望したところ、これを認めた。このため国王が仁政殿にて清使から誥命を受領して内侍に授け、宣政殿の庭にて医女がこれを読み上げ、内侍から王妃に誥命が伝授された。桑野栄治によれば、以後これが王妃冊封のモデルケースとみなされるようになったという。

本文書は、黄紙の「印辺龍箋」に満文・漢文で記されている。圏点・声点を示す朱丸点や罫線などはみられない。漢文と満文の年号・年月日の上から満漢合璧の「勅命之宝」の玉璽が、年号の二字目（「熙」）にかけて押されている。記載された礼物の品目と数量は閔氏に与えられた勅諭と同じである。

なお本文書は未修復のため、まだ高精細画像は撮影されておらず、熟覧も保護用の薄紙の上から行った。（渡辺美季）

〔参考〕桑野栄治「朝鮮肅宗代の王妃冊封にみる朝清関係」『久留米大学文学部紀要』三七、二〇二二年

18 (参考) 明清冊封詔勅目録

紙本墨書 二六・五×一七・九

明治三六年(一九〇三)

東京大学史料編纂所 RS四一五一・九八四

明治政府が一八七九年に琉球を日本へと併合した際に首里城から接収し、東京の内務省総務局文書課に移管した明清詔勅の目録。東京帝国大学史料編纂掛(現、東京大学史料編纂所)が明治三六年(一九〇三)に作成した。その後、詔勅原本は一九二三年の関東大震災に伴う火災で焼失したとみられる。

目録には一〇一六七号の文書番号とその年号が記されているが、第一四四号は抹消表示となっているため、実際の総数は一六六六である。その他に番外として明治五年(一八七二)の明治天皇による琉球藩設置の勅諭、清代の勅諭三点が載る。(渡辺美季)

〔参考〕嶋嶋敏「影印本『旧琉球藩評定所書類』について」『東京大学史料編纂所研究成果報告』二〇一六―一 琉球王府発給文書の基礎的研究『東京大学史料編纂所』二〇一六年、真栄平房昭「琉球処分と軍隊・歴代宝案のゆくえ」『尚家文書』新出史料を手がかりとして―『沖繩史料編纂紀要』四一、二〇一八年

19 清聖祖(康熙帝)勅諭写 一通

紙本墨書 六二・二×一九九・七

康熙二八年(一六八九)一〇月一〇日

宮内庁書陵部 E1・一九

康熙二七年(一六八八)の朝貢(翌年九月到北京で上表・納貢)を受けて、清聖祖(康熙帝)が、琉球国王尚貞に下した「入貢を嘉尚し贈品を頒賜する勅諭と目録」の写本である。

琉球国王に発給された詔勅は、過去に日本本土に流出

したとみられる明代勅諭二点(一四五四・一四八七年)、および一六五三年に清に返却した明代の詔書(一六〇三年)・勅諭(一六二九年)各一点の計四点が現存しているが、清代に発給された詔勅の現存は今のところ確認できない。しかしこの勅諭写と同年に朝鮮に発給された勅諭(本書17)などとの比較から、清代の勅諭の用紙の一種である「印辺龍箋・表裏二層黄紙」や玉璽「勅命之宝」を細部まで丁寧に模写したものであることが確認できる。満文はわずかな書き損じがあるものの概ね正確で、「満文を熟知しているわけではないが、ある程度は知っている人材」の関与をうかがわせる。

本勅諭写にはまた附属の外筒(直径七・五、全長八〇・七cm)も残されている。五分割できる竹製の筒で、金地に五爪龍二匹が黒線にて描かれている。清では、勅諭には「金漆画龍勅筒」という三尺三寸(約一〇五cm)の専用の筒があったことから、この外筒も「実物」を忠実に模造した可能性が高い。

本勅諭写は徳川幕府の文庫である紅葉山文庫の旧蔵本で、享保元年(一七二六)六月一〇日、將軍宣下前の徳川吉宗が文庫からこれを借り出している(「幕府書物方日記」)。従って、それ以前に琉球ないしは薩摩から幕府か幕府関係者へ献上されたものとみられるが、記録がなく今のところ献上の経緯は不明である。なお『明清冊封詔勅目録』(前掲18)に「第拾八號 康熙廿八年」とあることから、本勅諭写の原本は王国滅亡時まで首里城内に保管されていたことがわかる。文書的重要性から原本が一時的にせよ国外に持ち出されることは想定し難く、写本の作成や筒の模造は城内かそれに準ずる場所にて、王府の指示と監督のもとで行われたものと考えられる。

なお明清両代とも、琉球宛の贈品(礼物)頒賜の勅諭では本文と目録が一紙に併記されるが、少なくとも清代の朝鮮宛の冊封勅諭では本文と目録は別紙に記されて

いる。その理由は今のところ不明である。(渡辺美季)

〔参考〕大庭脩「徳川吉宗と康熙帝―鎮国下での日中交流」大修館書店一九九九年、白井和樹「圖書寮紅葉山文庫目録(二)―史部」『書陵部紀要』六九、二〇一八年、渡辺美季「琉日関係における明清詔勅」『第十二回琉球・中国交渉史に関するシンポジウム論文集』沖繩県教育委員会二〇二〇年

20 清聖祖(康熙帝)詔書 一通

紙本墨書 八三・〇×一四八・〇

康熙五二年(一七二三)三月一八日

韓国・国立中央図書館 B二古朝五―一―三三―一七五

本文書は、左右が切断された形で残存している。無地の黄紙で、文書の左端には漢文の「皇帝之宝」が、右端には満文の「han-i booha」がそれぞれ半印の形で押印されている。このことから、本書は詔書であると判断できる。文書の形式から考えると、満漢合璧の形態であった可能性が高いと推測されるが、これを裏付ける確証はない。左右の切断以外に、第一行から第一三行にかけての下部が欠損しており、一部の文字が判読できない。

文書前後の欠落により、いつ、どのような目的で発給された文書であるかは明確ではない。しかし、いわゆる「盛世滋生人丁」に関する記述(一一行)が含まれていることから、これが布告された康熙五一年(一七二二)二月二十九日以降に作成された文書であると推定される。また、発給目的については、清『聖祖実録』五二年三月乙未(二八日)条に、康熙帝が六旬万寿節を迎えて公布した詔書の記録があり、その一部が本文書の文面と一致していることから、この文書は康熙帝の六旬聖寿恩詔に該当すると考えられる。

さらに朝鮮の『同文彙考』原編巻一一「進賀五」五紀昇平詔にも本文書の全文が収録されている。同書補編巻九「詔勅録」には、この文書をもたらした清の勅使が、康

熙五二年五月二十七日に朝鮮の漢城に到着したことも記されている。(林慶俊)

〔参考〕洪性鳩「국립중앙도서관 소장 『清太宗詔諭에 대하여』 『大邱史學』 一三二・一三六号、洪性鳩(林慶俊訳)『韓國所藏清朝(滿文)文書について』 『學智院大學國際センター年報』 五二〇一九年

## 21 清聖祖(康熙帝)誥命 一卷

絹本墨書 三二・〇×四六・〇

康熙六一年(一七二二)四月一〇日

韓國中央研究院藏書閣 登録番号なし

本文書は、康熙六一年(一七二二)に康熙帝が朝鮮の延祜君李吟(後の英祖)を王世弟に冊封するために発給した誥命である。清朝は朝貢国を冊封する際、冊封文書として勅諭と詔書を授与していた。朝鮮の場合、勅諭は冊封を告知する「冊封勅諭」と、礼物を下賜する「礼物勅諭」の二種類にわかれている点(琉球は両者が一紙にまとめて記される)、また通常は外藩に対して与えられる誥命まで下賜されていた点が特徴である。すなわち清は朝鮮に対して、朝貢国に与える詔書・勅諭と、外藩に与える誥命の三点を同時に発給していたと言える。本誥命に関しては、礼物勅諭(後掲22)が蔵書閣に、冊封勅諭(後掲23)がソウル大学奎章閣にそれぞれ所蔵されている。

本誥命は五色の絹布が用いられ、上下に雲紋・飛龍紋が、左右には昇降龍と「奉天誥命/abkai hesel goming」の篆書が彩色で描かれている。左側に満文、右側に漢文が墨書された満漢合璧の形式で、中央で両文が合う構造になっている。年月日は漢文で「康熙六十一年四月初十日」、満文で「elhe taifin i ninju emuci aniya, dain biyai juman del」と墨書されている。また、その上には満漢合璧の玉璽「制誥之宝/hese wasimbua boobai」が漢文年号の二字目「熙」にかかる形で押されている。

清代の誥命は、五品以上の爵位を授与する際に発給される公式文書であり、その対象は国内の官僚(官僚封贈誥命)に限定されるものではなく、モンゴルやチベットの王公(冊封誥命)にも及んでいた。清代の誥命に関しては、光緒『大清会典』巻六〇「工部」都水清吏司に規定があり、その発給対象は、①宗室の低位成員、②モンゴル王公、③五品以上の文武官(六品以下は勅命)となっていた。一方、光緒『大清会典』巻三九「礼部」主客清吏司には、朝貢国に対して「詔・勅」を発給すると規定するのみで、誥命については記載がない。外藩ではない朝鮮になぜ誥命が下賜されたのかについては、記録も乏しく、制度の実態が明確ではないため、文書の現存例の詳細な対照検討が必要とされる。

本冊封誥命と、韓国に現存する官僚封贈誥命(後掲30)を比較すると、以下のような相違点が確認できる。①材質と色彩の差異・冊封誥命は右から順に紅・藍・黒・白・黄の絹布で構成されている。一方、官僚封贈誥命は紅および黄の部分が白色紵絲で織られており、三色となっている。②「奉天誥命」の記載方法・冊封誥命では篆文の「奉天誥命」が墨書されているが、官僚封贈誥命では織り出されている。③文様の構成・冊封誥命は外廓に雲紋・飛龍紋が彩色で描かれているが、官僚封贈誥命には外廓が存在しない。また、官僚封贈誥命には全面に雲紋が織り出されているが、冊封誥命には見られない。

冊封誥命は朝鮮だけでなく、モンゴルやチベットにも発給された事例が確認されており、一部の原本は現存している。しかし琉球に対して誥命が発給された記録はなく、その理由は不明である。これに関連して丘凡真は、使節団の人的構成に基づき、清代の国際秩序における朝鮮の位置付けを琉球や安南よりもモンゴルに近いと論じたことがある。この見解は、冊封誥命の発給方式とも関連している可能性があり、今後のさらなる研究が求められる。

この冊封誥命が発給されたのは、延祜君が王世弟に冊封されたためであったが、その背景には複雑な経緯があった。国王の後継者として世弟を冊封する決定は、朝鮮内部の政派間抗争の結果によるものであり、これは清と朝鮮の関係において初めての事例であった。そのため清による王世弟冊封の実現までに、両国間での交渉が必要となった。

康熙六〇年(一七二一)、朝鮮は清に遣使して様々な交渉ルートを駆使して冊封の承認を試みた。最終的に康熙帝の側近であるチャンミン(Cangmin/常明)という朝鮮系旗人の助力を得たことで、この目的は達成された。これにより、翌年、康熙帝は延祜君の王世弟冊封を正式に承認し、内閣学士アクトゥン(Akūn/阿克敦)を正使として朝鮮に派遣した。本誥命は、その際に朝鮮側に頒賜されたものであると考えられる。(林慶俊)

〔参考〕송호오(宋康鎬)『정황제의 조선왕실 책봉고명』 『朝鮮國王世弟李吟(英祖) 冊封誥命을 中心으로』 『文獻と解釈』 七四、二〇一六年、丘凡真「清の朝鮮使行人選과 大清帝國體制」 『人文論叢』 五九、二〇〇八年、정호연(張乙演)「清代 조선왕실 冊封誥命과 조선 敎命의 형태 비교연구」 『藏書閣』 二四、二〇一〇年、심영환(沈永煥)「장서각 소장 滿漢合璧文書の 만주어 傳寫」 『태동고전 연구』 四二、二〇一九年、정은주(鄭恩主)「정종연간 王世弟 冊封과 사신 왕래의 정치적 함의」 『歴史教育論集』 八四、二〇一三年、金昌洙・丘凡真・崔亨輔「『간정각 한국학 연구원 소장 조선왕실 책봉 관련 滿漢合璧 문서 연구』」 『奎章閣』 六五、二〇一四年

## 22 清聖祖(康熙帝)勅諭 一通

紙本墨書 五九・二×一五・三・六

康熙六一年(一七二二)四月一〇日

ソウル大学奎章閣 五二二五五

延祜君を王世弟に冊封する際に21の誥命と同時に発

給された勅諭である。冊封の際、清は朝鮮に対して冊封勅諭と礼物勅諭を授与したが、本文書はそのうちの冊封勅諭に該当する。延祜君については、王世弟冊封文書三点（誥命・冊封勅諭・礼物勅諭）のうち、誥命・礼物勅諭が蔵書閣に所蔵されていることは以前から広く知られていた。しかし、これらと対をなす冊封勅諭については、長らく行方不明の状況であった。この冊封勅諭が二〇二三年ソウル大学奎章閣から「再発見」され、これにより文書三点の全容を確認することが可能となった。

本文書は黄紙に墨書されており、満漢合璧の形式である。比較的損傷が少ない満文部分（左側）に対し、漢文部分（右側）は損傷が激しく、多くの文字が判読できない。しかし幸いにも全文が『同文彙考』原編巻二「封典二」頌誥命彩幣勅」に謄写されており、これに基づいて文面を復元することが可能である。ただし一部の記載には異同が見られるため、慎重に比較検討する必要がある。なお、年号の部分には、満漢合璧の玉璽「勅命之宝／hesei tacibure boobai」が漢文年号の一字目「康」にかかる形で押されている。

金昌洙らの研究によれば、実物を観察すると、幾つかの特異な点が確認されるという。第一に、用紙の上下左右の枠線および枠内の龍が印刷ではなく、手描きである点である。第二に、枠線を区切る外郭線が細い単線で描かれており、他の勅書に見られるような、一本が太くもう一本が細い二重直線で構成された枠線形式とは明確に異なっている。さらに文書の上下枠にはそれぞれ四匹の龍が描かれ、合計で八匹が配置されている。一方、左右枠にはそれぞれ二匹ずつ、合計で四匹の龍が描かれている。上下枠の龍は文書の中心に向かって配置されているのに対し、左右枠の龍は上方を向いている。この配置形式は、国王に対する冊封勅諭（後掲25）で上下枠に合計一二匹の龍が印刷されている形式とは相違する。

国王宛の冊封勅諭と王世弟宛の冊封勅諭で龍の総数が異なることから、両者の間に意図的な等級づけがなされていたことがうかがえる。このような龍の配置や数量の差異は、文書の受領者の地位や格式を象徴的に示すための重要な要素であったと考えられる。（林慶俊）

〔参考〕宋康鎬「정 황제의 조선왕실 책봉고명—朝鮮國王世弟李昉（英祖）冊封誥命을 중심으로—」『文獻と解釈』七四、二〇一六年、沈永煥「장서각 소장 滿漢合璧文書の 만주어 傳寫」『대동고전연구』四二、二〇一九年、鄭恩主「정종 연간 王世弟 冊封과 사신 왕래의 정치적 함의」『歴史教育論集』八四、二〇二三年、金昌洙・丘凡眞・崔孝輔「千장각 한국학 연구원 소장 조선왕실 책봉 관련 滿漢合璧 문서 연구」『奎章閣』六五、二〇二四年

### 23 清聖祖（康熙帝）勅諭 一通

紙本墨書 五九〇×一五二・九

康熙六二年（一七二二）四月二〇日

韓國中央研究院藏書閣 登錄番号なし

王世弟に冊封された延祜君に対して、21の誥命・22の冊封勅諭とともに発給された礼物回賜の勅諭である。黄紙に墨書されており、満文（左側）・漢文（右側）による満漢合璧の形式である。年号と年月日の上に、満漢合璧の玉璽「勅命之宝／hesei tacibure boobai」が、漢文年号の二字目（「熙」）の上限から押されている。漢文部分には礼物の品目と数量が「織金肆疋 裏肆疋、紵絲肆疋 裏肆疋、紗羅肆疋 裏肆疋」と記載されており、満文にもこれに対応する内容が記されている。

文書の枠装飾は印刷ではなく手描きで、上下枠にはそれぞれ四匹の龍が描かれ、合計で八匹が配置されている。また、左右枠にはそれぞれ二匹ずつ、合計で四匹の龍が描かれており、上下左右の枠に描かれた龍の総数は一二匹である。この総数は、冊封勅諭（22）の龍の数と一致している。文書の格式と受領者の地位を象徴する要素

と考えられる。（林慶俊）

〔参考〕同前

### 24 清世宗（雍正帝）誥命 一卷

絹本墨書 三一〇×四五〇・〇

雍正三年（一七二五）一月二日

韓國中央研究院藏書閣 登錄番号なし

雍正帝が英祖を朝鮮国王に冊封する際に発給した誥命である。康熙六〇年（一七二一）、肅宗の崩御に伴い、王世子が即位して景宗となった。しかし、景宗は健康状態が芳しくなく、後継者を持つこともなかったため、王位をめぐる派閥間の抗争が激化した。このような状況の中、有力派閥である老論派は、景宗の異母弟である延祜君を後継者として支持し、清との交渉を通じて、王世弟の冊封を求めた。翌年の康熙六一年（一七二二）、清は延祜君を王世弟として正式に冊封し、その地位を承認した。その後、景宗が崩御すると、延祜君がその後を継ぎ、英祖として即位した。英祖が朝鮮国王として即位するにあたり、その地位を正式に承認するため、清が発給した誥命がこの文書である。

文書の材質は五色の絹布が用いられた巻物であり、左右には昇降龍とともに「奉天誥命／abkai hesei gonimg」という篆書が墨書されている。この文書の形式は、延祜君が王世弟に冊封された際の誥命（前掲21）と同様である。満文（左側）・漢文（右側）による満漢合璧の形式で、年月は漢文で「雍正三年正月二日」、満文で「huwaliasun tob i ilaci aniya, aniya biyai orin juwe de」などと記されている。また年号と年月日の上に、満漢合璧の玉璽「制誥之宝／hese wasimuhna boobai」が年号の一字目（雍）の下限にわずかにかかる形で押されている。（林慶俊）

25 清世宗（雍正帝）勅諭 一通

紙本墨書 六二・二×一七〇・五

雍正三年（一七二五）一月二二日

韓国学中央研究院蔵書閣 登録番号なし

英祖とその王妃である貞聖王后を冊封する際に、前掲24の誥命とともに発給された冊封勅諭である。黄紙に龍が印刷された「印辺龍箋」に墨書されており、満文（左側）・漢文（右側）による満漢合璧の形式である。満文は左側、漢文は右側に記され、年号と年月日は漢文では「雍正三年正月二十二日」、満文では「huwailiyasun tob i ilaci aniya, aniya biyai orin juwe deǰ ɣaŋ ɣoŋ ɣoŋ ɣoŋ」。また満漢合璧の玉璽「勅命之宝／hesei tacibure boohai」が漢文年号の二字目「正」にかかる形で押されている。

前掲22の王世弟冊封勅諭とほぼ同一の形式であるが、文書の上下左右の枠に印刷されている龍の数に違いが見られる。具体的には、本文書では上下枠にそれぞれ六匹の龍が印刷されており、合計で一二匹となっている。一方、前掲22の王世弟冊封勅諭では上下枠にそれぞれ四匹ずつ、合計で八匹が描かれている。また左右枠の龍の数は、本文書も王世弟冊封勅諭も同数で、それぞれの枠に二匹ずつ計四匹が配置されている。

従って上下左右枠の龍の総数を比較すると、国王宛の冊封勅諭（本文書）では一六匹が印刷されているのに対し、王世弟宛の冊封勅諭（前掲22）では一二匹が描かれており、四匹少ないことがわかる。この違いから、国王と王世弟の間に意図的な等級づけが行われていたことが確認できる。

〔参考〕同前

（林慶俊）

26 清世宗（雍正帝）勅諭 一通

紙本墨書 六三・一×一七〇・三

雍正三年（一七二五）一月二二日

韓国学中央研究院蔵書閣 登録番号なし

前掲24の冊封誥命とともに発給された礼物回賜の勅諭である。黄紙に龍が印刷された「印辺龍箋」に墨書されており、満文（左側）・漢文（右側）による満漢合璧の形式である。年号と年月日は漢文では「雍正三年正月二十二日」、満文では「huwailiyasun tob i ilaci aniya, aniya biyai orin juwe deǰ ɣaŋ ɣoŋ ɣoŋ ɣoŋ」。その上に満漢合璧の玉璽「勅命之宝／hesei tacibure boohai」が漢文年号の二字目「正」にかかる形で押されている。文書の枠装飾として、上下左右に描かれた龍の総数は冊封勅諭と同じく一六匹である。文書の形式や押印、龍の装飾などから、冊封勅諭との一貫性が見られ、両者が一体のものとして扱われていたことがわかる。

〔参考〕同前

（林慶俊）

27 清世宗（雍正帝）誥命 一卷

絹本墨書 三一・〇×四五二・〇

雍正三年（一七二五）九月二三日

韓国学中央研究院蔵書閣 登録番号なし

英祖の子である孝章世子李緯を王世子に冊封する際に清から発給された誥命である。英祖は雍正二年（一七二四）に即位すると同時に、李緯を敬義君に封じ、翌年には王世子に冊封して、李緯は孝章世子となった。この誥命は、清からの正式な王世子承認を示す冊封文書として発給されたものである。文書の形式は、英祖に対する冊封誥命（前掲21・24）と同様である。

なお孝章世子は、雍正六年（一七二八）にわずか九歳

で急逝したため、王位を継ぐことはなかった。その後、英祖は次男である思悼世子を廃位し、その際に世孫の李祘を孝章世子の養子として入籍させた。この李祘が後に王位を継いで正祖として即位すると、孝章世子は真宗として追尊された。

〔参考〕同前

（林慶俊）

28 清世宗（雍正帝）勅諭 一通

紙本墨書 五八・〇×二二四・二

雍正三年（一七二五）九月二三日

韓国学中央研究院蔵書閣 登録番号なし

孝章世子李緯を王世子に冊封する誥命とともに発給された礼物回賜の勅諭である。これと対をなす冊封勅諭の現存は確認できない。文書の形式は英祖に対する礼物勅諭（前掲26）と同様である。

〔参考〕同前

（林慶俊）

29 清仁宗（嘉慶帝）詔書写 一通

紙本墨書 五五・七×一八九・五

嘉慶五年（一八〇〇）一月二一日

九州国立博物館 B 11

清仁宗（嘉慶帝）が朝鮮国王の嗣子である李玠（純祖）を朝鮮国王に冊封する旨を記した詔書。料紙は龍文黄紙で、龍文は手書になる。薄墨で押界を引き、本文を記すが、満文の部分は欠損したものとみられる。漢文・満文いずれも、年号の第二字（「慶」字）に重ねて満漢合璧の朱方印「皇帝之宝」を押す。朝鮮の場合、詔勅の正本は使節が宣読後に持ち帰ることが規定されており（総論参照）、これが遵守されていたとす

ば、本文書は正本でないことになる。料紙は薄く、龍文が粗雑に手書され、宣読と関係する圏点（読点・声点）は確認されない。一方、「皇帝之宝」の印影に特段不審なところも観察されない。あらかじめ交付用として作成された副本であろうか。後考を俟ちたい。

通例、朝鮮国王を冊封する詔書の結尾句は「特茲昭示、咸使聞知」であるが、本文書は「欽哉」を使用する。詔書の本質に鑑みれば、冊封の事実を天下臣民に公布するとの意思を表す前者が適格的であるが、あえて後者を使用することで、李珣個人を論す体裁をとる。これが何に起因するのかは未詳であるが、「欽哉」は朝鮮国王宛勅諭と王妃・世子宛誥命、ならびに琉球国王・世子宛勅諭で常用される文言である。なお、本文書の本文とほぼ同一のテクストが朝鮮『純祖実録』即位年一月壬寅（二四日）条と『同文彙考』原編統一封典一に収録される。「朝鮮国王嗣子李珣」の箇所は、前者が「朝鮮国王李珣」とし、後者は「朝鮮国王嗣子姓某」に置き換える。いずれも純祖の諱ないし姓・諱を犯すことを憚ったものである（避諱）。

本文書の作成前後の状況をみると、正宗の在位末期にあたる嘉慶五年（一八〇〇）二月、李珣は王世子に冊封されており、六月二八日に正宗が薨去したことをうけ、七月四日、王に即位した（『純祖実録』純祖大王碑文、『濔源系譜』）。八月三日、李珣は「朝鮮国権署国事」として告訃奏文・請承襲奏文・請諡咨文を告訃兼請諡請承襲使（正使具敏和）に託し、清に派遣した（『純祖実録』即位年八月癸丑「三日」条）。一方、仁宗は九月二二日に冊封使（正使明俊）を任命した（清『仁宗実録』嘉慶五年九月二二日条）。一月二四日、漢城の仁政殿で「迎勅及受弔儀」が執り行われ、本詔書と勅諭・祭文がもたらされたことがわかる（前掲『純祖実録』即位年一月壬寅「二四日」条）。

迎勅儀の最中、李珣は詔書・勅諭を指して「皇誥・皇勅」と呼称している。金昌洙らによると、正祖十二年（一七八八）成立の『同文彙考』原編一封典は、詔書を「冊封誥」、誥命を「賜国王詔」と誤って分類している。こうした詔書と誥命を混同する認識が李珣の受封時には存在したのであろう。しかし、純祖（李珣）代以降の増補になる原編統一封典一は、純祖受封にかかると本詔書を「賜国王詔」、勅諭を「頒冊封彩幣勅」と（正しく）分類する。なお、勅諭に「齋詔誥告爾國封爾爲朝鮮國王」とあるように、詔書は冊封の事実を朝鮮国内に布告する機能を帯びていた。

誥命については、『純祖実録』と『同文彙考』続編のいずれからも存在を確認できない。冊封に際し、誥命は必ず発給されるものであったのかを検討する必要がある。嘉慶元年以降、皇帝印の押印位置が従来の年号第二字から年数へと下降する傾向があることは（本詔書は第二字）、嘉慶年間に皇帝文書の性格に変化が生じたことを示唆する。そうした変化が冊封関連文書にも影響を及ぼしている可能性もあろう。

本文書の伝来については、宗伯爵家の旧蔵であることが特筆される。対馬の宗家文庫から流出した資料群の一部は、一九九七年に国（文化庁）が買上げ、二〇〇一年に独立行政法人国立博物館（現・独立行政法人国立文化財機構）に移管された。このときの買上対象からは外れたが、後年に寄贈された資料群が存在する。なかでも出色の資料は、徳惠翁主（高宗の王女、一九二一―一九九一年）が一九三一年に宗武志に嫁したときに持参した婚礼調度類であるが、その一つの朱漆塗筆筒の抽斗に納入されていたのが本文書である。日本では、婚嫁に際して妻が家伝文書の一部を持参し、その家格・由緒の正しさの証とすることがあった。そうした婚礼の習俗に鑑みれば、宗伯爵家か

らの要請にもとづき、李王家が本文書を徳惠翁主に託したのではないかと推測される。（荒木和憲）

〔参考〕国立古宮博物館『徳惠翁主（二〇一二年）何新華』清代朝貢文書研究『中山大学出版社、二〇一六年〕、金昌洙・丘凡真・崔亨輔『서간과한글연구』한글서장조선왕실 책방 관련 滿漢合璧 문서 연구（『奎章閣』六五、二〇一四年）

### 30 清世宗（雍正帝）誥命 一卷

綾本金藍字 三・〇×二・〇三・二  
雍正三年（一七三五）九月三日  
ソウル大学奎章閣 一八六四八

雍正帝から王子勲という人物に発給された誥命である。黒・赤・白・紅の四色を繋いだ綾本に、漢文と満文で記されている。発給対象である王子勲という人物は、『清実録』のような年代記史料および『八旗通志初集』欽定八旗通志『八旗滿洲氏族通譜』などの清代の政書に記載がないため、詳しい人的情報は不明である。ただし、文中に彼の子として「王松年」という人物が登場しており、この人物は『清実録』に多数記載されていることから、実在が確認できる。本書では、彼を「武徳將軍」に封じると記されているが、清代には「武徳將軍」という官職は存在しないため、その詳細は不明である。

文書の左端と右端にある昇降龍文の部分には、満文「abkai hesei goming」と漢文「奉天誥命」がそれぞれ記されており、このうち漢文は篆書体である。本文は、皇帝名義で発給される文書の定型句である「奉天承運皇帝制曰」から始まり、これに対応して満文でも「天命の運を受けた皇帝の旨／abkai hesei forgon be alina hüwangdi hesei」と記されている。

文書の中央部の左右には、満文と漢文でそれぞれ「hüwalyasun tob i jwan ilaci aniya yun biyai ice ilan」と「雍正十三年九月初三日」という発給日が

記載されている。その上には満漢合璧の玉璽が押され、その印文は「皇帝之宝／hwangdi i hoobai」である。

(林慶俊)

〔参考〕片岡一忠『中国官印制度研究』東方書店、二〇〇八年、杉山清彦『大清帝国の形成と八旗制』名古屋大学出版会、二〇一五年、庄声『帝国を創った言語政策』京都大学学術出版会、二〇一六年

### 31 清宣宗(道光帝)誥命 一卷

綾本金藍字 三一・六×四九四・〇  
道光二年(一八四五)二月九日  
九州国立博物館 YP九

刑部尚書である「アルチンガ(altingga／阿勒清阿)」を「光祿大夫」に封じ、その妻に「一品夫人」の称号を授けた。道光二年(一八四五)一月一日付の誥命である。アルチンガは満洲正藍旗に属する旗人官僚で、モンゴル系であった。都察院筆帖式、刑部主事、広東布政使、山西巡撫などを歴任し、最終的に刑部尚書まで昇進した経歴を持つ。

文書の形式は基本的に前掲30の誥命と同様であるが、幾つかの相違点も見られる。30では、黒・赤・白・黄の四色を繋いだ綾本に文字が記されているのに対し、この文書では黄・赤・黒・紅・白の五色になっており、紅色が加わっている点異なる。また、年号や年月日の部分にも、その左右に肩書きと名前が併記されていることが特徴である。

(林慶俊)

〔参考〕片岡一忠『中国官印制度研究』東方書店、二〇〇八年、杉山清彦『大清帝国の形成と八旗制』名古屋大学出版会、二〇一五年、庄声『帝国を創った言語政策』京都大学学術出版会、二〇一六年、一瀬智・桑原有寿子・和泉田純子・志賀智史「九州国立博物館所蔵の「奉天誥命」」『東風西声』九州国立博物館紀要『一九二〇三三年』

### 32 (参考)朝鮮景宗(李昀)教命 一通

絹本墨書 三四・〇×三二・一七  
朝鮮景宗元年(一七二二)九月二六日  
韓国・国立古宮博物館 香豆(宗廟)一三五二八

朝鮮国王景宗(李昀)が弟の李吟(後の英祖)を王世弟として封じた教命である。

教命は国王文書の一つで、大妃・王妃・世子・世子嬪・世弟・世弟嬪・世孫・世孫嬪等を冊封する文書である。本史料は中国の誥命を模した様式であり、絹本に墨書されている。絹織は朱・白・空・白・藍の色の順に並んでいる。廓には雲と鷲が描かれ、右側に「教命」の文字が織り込まれ、三爪の龍が織り込まれている。さらに七色の風帯が付属している。左側の年月のところに「施命之宝」印が押され、補塗されているようにみえる。崔承熙によると、教命の書式は「王若曰」ではじまり、「故茲教示想宜知悉」で結ばれるのが教書と共通するという。

景宗は一七二〇年に国王に即位するが、最初の王世子嬪沈氏が一七一八年に亡くなり、後に迎えた王世子嬪魚氏にも実子がいなかった。そして実弟盛寿が幼少時に亡くなってしまったため、一七二二年に異母弟の李吟(後の英祖)を継承者(王世弟)として冊立した。

〔参考〕崔承熙『増補版 韓国古文書研究』知識産業社、一九八九年

### 33 (参考)朝鮮英祖(李昀)教命 一通

絹本墨書 三四・九×二〇・九・二  
朝鮮英祖三年(一七五九)閏六月二日  
韓国・国立古宮博物館 香豆(宗廟)一三五三五

朝鮮国王英祖(李昀)が孫の李祘(後の正祖)を王世孫として封じた教命である。「正祖 封王世孫教命」とし

て登録されている。

祘は朝鮮国王英祖の次男莊獻世子(思悼世子)と惠慶宮洪氏との次男として生まれ、一七五九年、八歳で王世孫に冊立された。朝鮮時代に国王の孫が王世孫として冊封されたのは五回であるという。英祖は莊獻世子の長男を一七五一年に王世孫として冊封したが、翌年死亡したため、莊獻世子の次男の祘を王世孫としたのである。

なお祘の父、莊獻世子は政争に巻き込まれ一七六二年に英祖の命により檀に閉じこめられて死に至った。祘は一七七六年に英祖が亡くなると、国王として即位した。韓国ドラマ「イサン」(二〇〇七―〇八年公開)は李祘が主人公の物語である。

(辻大和)

### 34 満漢文祭文写 三三帖

紙本墨書 二六・〇×一・〇(一冊)  
光緒二年(一九〇五)宣統二年(一九一〇)  
ソウル大学中央図書館 三三八〇・三一〇・三三三

清朝皇室によって制作された満漢文祭文で、全三三帖から構成される折帖形式の筆写本である。これらの祭文は、内容に基づいて以下のように分類することができる。長白山祭文(一帖)、松花江祭文(一帖)、歴代帝王陵寢祭文(一帖)、五岳祭文(五帖)、四鎮祭文(四帖)、四海祭文(四帖)、徳宗景皇帝関連祭文(六帖)、祺皇貴太妃祭文(三帖)、吉妃祭文(三帖)、先師孔子関連祭文(六帖)である。所蔵機関の旧蔵書印には「京城帝國大學圖書章」と記されており、ここから京城帝國大學時代(一九二四―四五年)に購入・収蔵されたものであることがわかる。

これらの祭文の使用年代を検討すると、最も古いものは、光緒三年(一九〇五)に醇親王載灃が派遣され、咸豊帝の妃であった吉妃の初祭に用いた祭文である。一

方、最も新しいものは、宣統二年（一九一〇）の祺皇貴太妃の祭文である。いずれも二〇世紀初頭、清朝最末期に作成された文書であることがわかる。恐らく辛亥革命後、北京の故宮から流出した文書が古書商を介して京城帝国大学に収蔵されたのであろう。

本文書は清代における国家祭祀の一側面を理解する上で重要な史料である。特に祭文の内容や形式、使用事例を通じて、清朝皇室がいかに国家儀礼を重視し、満漢両文化を融合した形で継承・発展させたのかをうかがい知ることができる。

（林慶俊）

〔参考〕宋康鎬「서울대학교 도서관 소장 만주어 제문」장백산제문을 중심으로  
 1. (ソウル大学校図書館所蔵の満文祭文―長白山祭文を中心に)〔文献と解釈〕七六、二〇一六年、庄声『帝国を創った言語政策』京都大学学術出版会、二〇一六年）

## II 官文書

官文書には、上行文書・下行文書・平行文書がある。明代には、上行文書として咨呈・呈状・申状・牒呈・牒上、下行文書として照会・符付・下帖・故牒、平行文書として平咨・平関・手本・平牒などがあつた。清は明制を踏襲しつつ改変を加えた。その上行文書としては咨呈・呈文・申文・申呈・詳文・牒呈・稟文などが、下行文書としては符文・符付・牌文・稟文・牌檄などが、平行文書としては咨文・移会・移文・関文・照会などがあつた。

このうちIIでは咨文と移文を取り上げる。咨は「はかる・問う」の意味で、明代には二品以上の、清代では道（四品以上の同等官署間で用いられた。また冊封を受けた外国国王と明清官署（礼部・布政使司など）との交換文書としても用いられた。移文も同等の官庁間で発出・收受する文書だが、清代ではやや品級の低い機関（布政司・按察司・道以下）の間で交換された。

### 35 大明副使蔣洲咨文 一幅

紙本墨書 五六・七×五一・七

嘉靖三十五年（一五五〇）二月三日

東京大学史料編纂所 S〇八三五・一〇

浙江巡撫胡宗憲が日本に遣わした使者蔣洲が「対馬島」宛てに倭寇禁圧を求めた文書。宛先の対馬宗家に伝来し、朝鮮史編修会・韓国国史編纂委員会の所蔵を経て、一九七七年に書店からの購入により史料編纂所の所蔵となった。内容詳細は『台湾報告書』を参照されたい。二〇一六年、重要文化財に指定され、二〇二二年度・二三年度には修理が行なわれたが、その際の染色調査により、本紙の材質は従来想定されていた竹ではなく、楮と確定した。天明四年（一七八四）以前に軸装され、同五年に修理の上、再度軸装されたことが文献から確認される。この修理は文書の腐損によるものといい、この時に文書の一部が裁断された。二〇〇八年の修理後も軸装とされたが、現状はマクリである（図版は軸装時の撮影）。なお毛利博物館（山口県防府市）には「明嘉靖年号書囊」と名付けられた一紙が所蔵されている。現在は披かれて平らにされ裏打ちがなされているが、後掲43・46等から類推するに、もとは封筒であろう。すなわち「嘉靖三五年拾貳月拾壹日」と表書きし、裏に「蔣龍溪封」と墨書して上下二箇所にて朱で関防印を捺して封じたものと推定される（下図参照）。この関防印は本咨文に捺される印と一致し、また龍溪は蔣洲の号であるから、蔣洲が日本滞在中に周防大内氏に向けて出した文書が封入されていたとみられる。文書は伝来しない。本咨文もこのような封筒に入れられて届けられたのだろうが、天明年間にはすでに失われていたと推測される。（須田牧子）

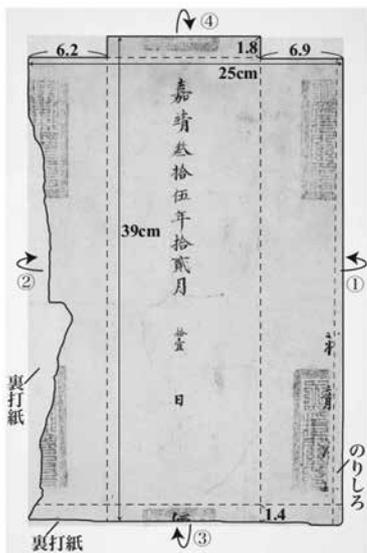
〔参考〕須田牧子「蔣洲咨文―倭寇禁圧要請の手紙」同編『倭寇図巻―抗倭図巻』をよむ』勉誠出版、二〇一六年、須田牧子・古川祐貴「蔣洲咨文の来歴」〔古文書研究〕九四、二〇二三年）

#### 【図】明嘉靖年号書囊

『倭寇図巻』『抗倭図巻』をよむ（後掲）より転載



明嘉靖年号書囊（毛利博物館蔵）



明嘉靖年号書囊 復元概念図



明嘉靖年号書囊 復元予想図

36 福建布政司咨文一巻

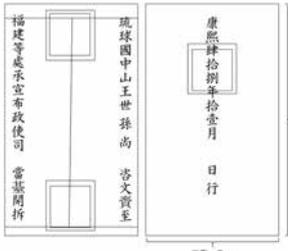
紙本墨書 六一・〇×二九五・〇（本紙五九・五×二四四・五）  
道光二八（一八四八年）四月二七日  
沖繩県立図書館（東恩納寛惇文庫）  
※画像はCC BY 4.0（1部改変）<http://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>

福建布政司から琉球国王尚育に宛てた咨文。アヘン戦争後に琉球に逗留するようになった英仏宣教師の退去請願に関わる内容だが、その詳細は『台湾報告書』を参照されたい。

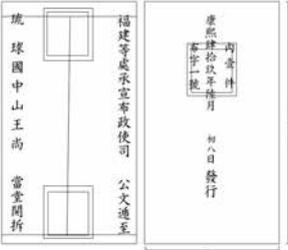
管見の限りで、本咨文は、中国から琉球に発給された「官文書」の唯一の現存例である。沖繩出身の歴史家東恩納寛惇（一八八一—一九六三年）の旧蔵本だが、入手経路は不明である。現在は軸装されているが、本来は折本（一六幅）で、その中央からさらに二つ折にした形状であったと推測できる。

咨文はさらに封筒に収められていたとみられる。これに関して、天理大学附属天理図書館蔵古義堂文庫には、儒者伊藤東涯が正徳五年（一七一五）九月に謄写した琉球関係の外交文書四点があり、その内の咨文二点（①一七〇九年、国王尚益から福建布政司宛、②一七一〇年、福建布政司から国王尚益宛）に、それぞれ左図のような封筒の複製品が附属している。（渡辺美季）

〔参考〕外間みどり「古義堂文庫の琉球関係漢文史料について」『歴代宝案研究』五、一九九四年



【図1】封筒①



【図2】封筒②

37 礼部咨文 一通

紙本墨書 一一・八×二五・〇  
嘉慶四年（一七九九）  
台湾・中央研究院歴史語言研究所 二〇〇六三七

琉球国王尚温の冊封に関して、礼部が内閣に送った咨文。乾隆五九年（一七九四）に琉球国王尚穆が逝去し、嘉慶三年（一七九八）八月に王世孫尚温が請封を行った（尚穆長子の尚哲は一七八八年に王世子のまま死去していた）。これを受けて礼部が冊封使の派遣について、乾隆二年の例（安南国王冊封）と乾隆二〇年の例（琉球国王冊封）のどちらに依拠すべきかを尋ねる上奏を行ったが、本咨文は前半にこの上奏文（原奏）を抄録し、後半の咨文本文にて嘉慶四年（一七九九）六月八日にこの上奏を行ったことを記す。後方が欠落しているが、上奏の結果が記されていたものと考えられる。なお中国第一歴史档案館に所蔵されている嘉慶四年八月二四日付の内閣宛の咨文から、皇帝が乾隆二年の例を指示したことが確認できる（中国第一歴史档案館編『清代中琉関係档案三編』中華書局、一九九六年、三〇一—三〇二頁）。その後、趙文楷（翰林院修撰）・李鼎元（内閣中書）が正副使に任じられ、嘉慶五年（一八〇〇）五月に琉球に至り、七月に首里城にて冊封儀式を挙行了。（渡辺美季）

38 礼部咨文 一通

紙本墨書 四三・一×四一・四五  
道光二年（一八三二）二月二〇日  
韓国・国立中央博物館 子子（購）三九〇一

燕行使（正使徐耕輔）の一行が道光二年（一八三二）二月一九日に北京に到着したことを朝鮮国王李玘（純祖）に知照（通知）する礼部の咨文。用紙の下部がやや欠

損している。朝鮮『純祖実録』三年（一八三二）一〇月壬戌（二〇日）条に「召見冬至正使徐耕輔、副使尹至謙、書状官金景善、辞陞也」とあり、同三年丁卯（二六日）条に「冬至正使徐耕輔等、以自燕離発、馳啓」とある。（渡辺美季）

39 礼部咨文 一通

紙本墨書 六〇・六×五八・七五×五八・九五  
道光十七年（一八三七）七月□七日  
韓国・国立中央博物館 子子（購）三九〇二

国王正室・孝顕王后金氏に対する冊封使の派遣に際し、会同四訳館の通官（通事）五名を同行させることを朝鮮国王李旻（憲祖）に知照（通知）する礼部の咨文。用紙の下部などがやや欠損している。『同文彙考』原編続封典二に対応する咨文（「礼部知会派遣通官咨」）が収録されている。（渡辺美季）

40 礼部咨文封筒 一点

紙本墨書 四三・三×四〇・三  
咸豊一〇年（一八六〇）一〇月二日  
韓国・国立中央博物館 子子（購）三九〇三

礼部が朝鮮国王に宛てた文書が封入されていた封筒を抜いて一紙にしたもの。43・46等の類例からすれば、上下左右が一部欠損していると推察される。すなわち本紙は右から七・八cm、また左から八・九cmの所に縦に折り筋が見えるが、これに沿って裏側に折りこみ、右部を裏面の下前、左部を裏面の上前、年号の墨書される中央部を表面と見立てるものである。なお中央部の幅は二三・六cmあるが、上前・下前あわせて一六・七cmにしかならないから、糊代を考えると、左右合わせて八cm程度が欠

失していると考えられる。また上蓋と底蓋は失われている。四隅に見られる朱印痕は、43・46等の類例をみるに、表面に捺された印と同印を以て上蓋と底蓋をそれぞれ封じた痕であろう。

表面には「咸豊拾年拾月拾壹日」と墨書して朱印を捺し、左右に細字で「内壹件」「知照事」と記している。裏面の墨書には欠損が見られるが、41より類推すれば、もとは「礼部公文賣至」「朝鮮国王開拆(右傍線は推定)」とあったものであろう。「礼」「朝」は上蓋に書かれていたところ上蓋の欠失により、「至」「拆」は同じく底蓋の欠失により、欠失したものとみられる。また「公」と「賣」の間に破れが見えることから「文」はこれにより欠損したものと推定される。表裏あわせて「咸豊一〇年一〇月一日、礼部が朝鮮国王に公文を送る」の意となる。「賣至」「開拆」は差出・宛所を示す定型句。差出が「礼」部であるかどうかは厳密には確定されないが、六部のうち朝鮮国王との交渉を担当するのは基本的には礼部の職務である。朱印は縦一〇・七、横一〇・三と、やや歪ながら正方印である。印文は読み取れないが礼部の官印と考えられよう。表面細字の「内壹件」は封入された公文が一点であることを示し、「知照事」はその内容が「知照」すなわち通知文であることを示す。公文本体は現存しないが、六部から朝鮮国王への通知文であることから、咨文形式であったと推測される。(須田牧子)

#### 41 礼部咨文封筒 一点

紙本墨書 四七・四×四〇・一

咸豊一〇年(一八六〇)一〇月二四日

韓国・国立中央博物館 子子(購)三九〇四

礼部が朝鮮国王に宛てた文書が封入されていた封筒を抜いて一紙にしたもの。上蓋・底蓋は失われ、左右にも

合わせて五・五cm程度の欠失があると推定される。表面に「□豊拾年拾月式拾肆日」と墨書し朱印を捺し、左右に細字で「内壹件」「知照事」、裏面に「□部公文賣至」「朝鮮国王開拆」と記し、六部が公文一点を朝鮮国王に送ることを明記する。この六部が礼部であり封入されていた公文が咨文であろうことについては前掲40を参照されたい。

なお本品は後掲42と一括として所蔵されているが、42は道光八年七月二八日付朝鮮国王宛礼部咨文に同封されていた文書であり、咸豊一〇年一〇月二四日付の本封筒に封入されていたものとは考えられない。(須田牧子)

#### 42 礼部咨文添付文書 一通

紙本墨書 六一・五×四二・六五×四二・七五

道光八年(一八二八)七月二八日付

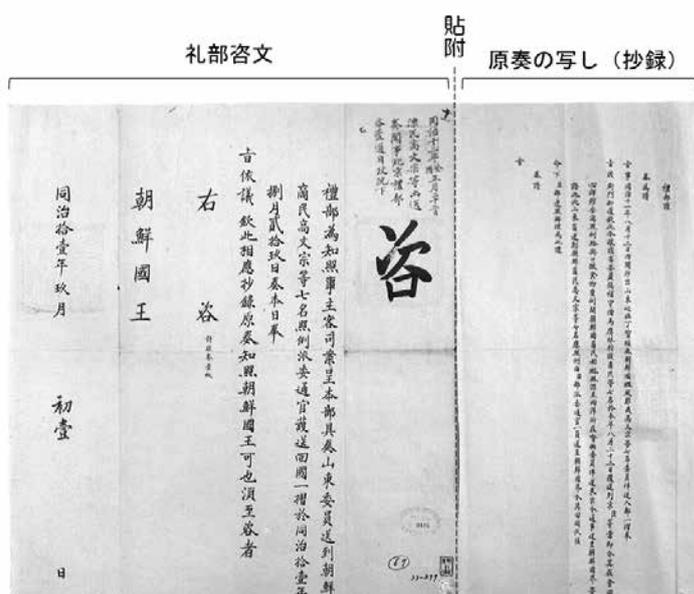
韓国・国立中央博物館 子子(購)三九〇四

朝鮮の進賀謝恩使(正使李球「南延君」)に対し、緞子・銀を頒賞し、宴会を行うことについて皇帝の裁可を求め、礼部の上奏文の写し。『同文彙考』原編統一進賀四には道光八年(一八二八)七月二八日付の礼部咨文(「礼部知会加賞宗親使臣咨」)が収録されており、道光八年七月二八日に礼部が皇帝に上奏し、同日「議に依れ」(上奏文に述べられた提案通りに処理せよ)との聖旨を得たため、上奏文を抄録して朝鮮国王に知照する(通知する)内容である。『同文彙考』には続けてこの上奏文(原奏)も収録されており、これが本文書である。左図のように咨文の前方に貼附されていたとみられる。

なお韓国・国立中央図書館には一八七二—一八九三年の朝鮮国王・議政府宛の礼部咨文約三百点が所蔵されており、下図はその一点(同治二年「一八七三」六月二五日付)である。(渡辺美季)

〔参考〕韓国国立中央図書館編『국립중앙도서관 고문서해례(国立中央図書館古文書解題)』의 고문서류(外交文書類)』(同館、二〇一三年)

〔図〕礼部咨文「朝鮮国王高宗宛」(右参考文献、六三頁)



#### 43 朝鮮国王李熙(高宗)咨文 一通

紙本墨書 五四・九×九一・〇

光緒一六年(一八九〇)一〇月三〇日

ソウル大学奎章閣 奎一八〇九五

朝鮮国王李熙(高宗)より清・北洋通商大臣李鴻章に宛てた咨文。光緒一五年(一八八九)八月に駐津督理通商事務(金明圭)とともに、従事官金商徳・書記官邊錫運を天津に派遣したが、金商徳が病気で帰国することになったため、書記官邊錫運を昇格させてその欠を補わせることにした旨を通知する内容である。

折本(一幅約一四・四cmの六幅)で、第二幅に満漢合璧

の「朝鮮国王之印」が年号（光緒）の下から押され、第三幅には大字の「咨」と国王の押署が墨書されている。

（渡辺美季）

\* \* \*

本咨文には、本紙と似寄りの紙を用いた封筒が付属する。縦五七・一、横一六・〇cm。本咨文は縦九・一cmで、横は一四・四cm幅に折られた折本であるから、横は適当であるが、縦は二つ折にしないと入らない。本咨文の中央に見られる折り筋はこれによるものであろう。封筒表面には、中央に「光緒拾陸年拾月参拾日」の墨書、その右に「内壹件」の傍書があり、本咨文と同印が朱で捺されている。

裏面には上前に「朝鮮国王公文□至」、下前に「欽差北洋通商大臣衙門開拆」の墨書がある。所蔵ラベルに隠されてしまっているが「文」至「」の間には、類例からすれば「賣」字があるはずである。

本封筒は一枚紙で作成されている。すなわち料紙中央部を表面に見立て、左右を裏側に折り、左部を上、右部を下にして貼り合わせ裏面とする。ついで下部を三cmほど裏面に折り返し底蓋とする。上部は裏側に折った部分を左右ともに約三cm切り取って中央（表面）に突出を作り、これを裏面に折り返し上蓋とする。上蓋に「朝」欽の冒頭一字、底蓋に「至」折の末尾一字を載せる形で墨書し、最後に上蓋・底蓋を表面に捺した印と同印で封じている。

本封筒ならびに後掲46の封筒は完形として伝来し、一紙に披かれた状態で伝来した36・40・41等の他史料の原態を復元しうる貴重な例である。

（須田牧子）

#### 44 朝鮮国王李熈（高宗）咨文 一通

紙本墨書 三三・八×一一・七

光緒一六年（一八八四）一月二六日

韓国・国立中央博物館 子子（購）二二〇

朝鮮国王李熈（高宗）が清の欽命幫辦山東海防事宜廣東水師提督軍門三等輕車都尉世襲雲騎尉瑚敲巴圖魯吳（長慶）に対して送った咨文である。江華島の鎮の武器について言及がある。

八幅あり、第一幅の「咨」の下に満漢合璧の「朝鮮国王之印」が押されている。第六幅には年号の年の位置から同じ満漢合璧の「朝鮮国王之印」が押されている。

清の軍人である呉長慶は壬午軍乱の鎮圧のために一八八二年から朝鮮に派遣されていた。朝鮮側では金允植らが江華島において軍備拡張を企図し、準備していたという。

（辻大和）

〔参考〕木村幹「朝鮮／韓国ナショナリズムと「小国意識」(ミネルヴァ書房、二〇〇〇年)

#### 45 (参考) 朝鮮国王李熈（高宗）書 一通

紙本墨書 三九・三×一三九・一

開国四九三年二月二〇日（一八八四）

ソウル大学奎章閣 奎一八〇九七

朝鮮国大君主（朝鮮国王）が日本国大皇帝（天皇）に宛てた文書である。一〇折になっており、第二幅には「서울大学圖書」印が押されており、第八幅に「大朝鮮国大君主宝」印が押されている。その後には改行して「奉／勅議政府領議政沈舜澤」とあり、押印されている。当文書は咨文や表文と異なり、奥からひたひた巻く形態で保存されていた。朝鮮が日本に宛てたはずの文書が朝鮮に残った理由として、当該史料が草本である可能性がある。「大朝鮮国大君主宝」は一八八二年の朝米修好通商条約を受けて、高宗が西洋諸国との交隣のために製作を命じた印璽である。

内容としては甲申政変の処理をめぐる、朝鮮国大君主が礼曹参判の徐相雨、兵曹参判の穆麟徳（ドイツ人

のメレンドルフ）を正副の欽差大臣として東京に派遣して謝罪の国書を天皇に呈するものである。田保橋潔の研究によると、徐相雨とメレンドルフは一八八五年二月一六日（陽暦）に東京に到着し、同二〇日に明治天皇に謁見して朝鮮国王親書を捧呈した。史料全文が『旧韓国外交文書』巻一四二三番に「徐・穆特派送の国書」として掲載されているほか、『近代日鮮関係の研究』上、一〇六二頁に掲載されている。また外務省外交史料館所蔵「対韓政策関係雑纂」に「朝鮮国ヨリ差送ルヘキ謝状草案」(明治一八年一月九日議定)として収録されている。

なお本史料は「官文書」ではなく、「書（書簡）」(私文書「私信」様式の文書)に分類すべき文書であるが、同年に同人が発した「官文書」である44との比較のため、ここに掲載した。

（辻大和）

〔参考〕荒木和憲「中世日本往復外交文書をめぐる様式論的検討」(『国立歴史民俗博物館研究報告』二四、二〇二二年)、岡本隆司編「交隣と東アジア」(名古屋大学出版会、二〇二二年)、田保橋潔『近代日鮮関係の研究』上、朝鮮総督府一九四〇年、三、朝鮮事変／五(明治一八年一月四日から明治一八年一月三一日) [NAC] (アジア歴史資料センター) Ref. Z63030194800、対韓政策関係雑纂／明治十七年朝鮮事変 (1.1.2.3-23.00) (外務省外交史料館)

#### 46 北洋通商大臣李鴻章咨文 一通

紙本墨書 三三・二×一三四・八

光緒一一年（一八八五）五月四日

ソウル大学奎章閣 奎一八〇九六

清・北洋通商大臣李鴻章より朝鮮国王李熈（高宗）に宛てた咨文。一八八三年に朝鮮の魚允中と清の彭光譽が議定した吉林与朝鮮商民隨時貿易章程（吉林貿易章程）を一八八四年に清・光緒帝が裁可したこと、一八八二年に締結した朝清商民水陸貿易章程の第四条を改定した

ことを、それぞれの章程の抄録を添えて通知する内容である。ただし同封された章程の抄録は現存していない。

折本（一幅約一四・五cmの九幅）で、第一、第九幅に満漢合璧の「咸豊八年五月欽差大臣関防」印が押されている。第七・八副の間にも継目印として同印が押されている。第一幅には大字の「咨」が墨書され、第九副の印は年号（光緒）の下から押されている。

「咸豊八年五月欽差大臣関防」については、共同で調査に当たった鍾周哲氏（東京大学大学院）より多くのご教示を得た。以下、同氏の了承を得て、その概要を記す。

まず印面は正確には左の通りである。

左：hesei takuraha anban i kadalan

（聖旨により派遣した大臣の関防）※満文篆書体

中：gubci elgivenge i jakinci aniya sunja biya

（咸豊八年五月）※満文楷書体

右：欽差大臣関防 ※漢文篆書体

片岡一忠の研究によれば、清では当初、欽差官（特定の任務のため皇帝が臨時に派遣する官員）・欽差大臣（三品以上の欽差官）には特定の官印（関防）を与えなかった。しかし雍正六年（一七二八）に「欽差大臣関防」六個・「欽差官員関防」四個を鑄造して礼部が保管し、欽差官の派遣時に発給し、帰任の際に返還させることが定められた。これらは雍正四・九年に各二〇個まで増鑄されたという。

また片岡によれば、清代官印の大半は銅製で、鑄造年月および編号（鑄造の通し番号）が印側に刻まれ、印面が摩滅すると新印（再鑄造印）と交換されていた。さらに道光一九年（一八三九）に閩浙総督の「提督関防」印が盗難に遭ったことを契機に、紛失した官印を再鑄造する際には印文の滿文と漢文の間（中行）に滿文楷書体にて「旧印を紛失した年月」が加えられるようになった（「再鑄造の年月」と編号は印側に刻まれた）。

では中行に「咸豊八年五月」が添加された本印（欽差大臣関防）は、どのような場面ですべて鑄造されたのであろうか。清は第二次アヘン戦争（アロー戦争）の結果、咸豊八年（一八五八）五月（西暦六月）にイギリス・フランス・ロシア・アメリカと天津条約を締結したが、ここに「咸豊八年五月」の「欽差大臣関防」印が押されている（注一）。この時、欽差大臣として交渉に当たった桂良（内閣大学士）・花沙納（吏部尚書）は、四月二日に天津に着すると（清『文宗実録』八年四月二日条）、「夷酋」（欧米代表）は国王による全権委任の関防・勅書を示してきたが、桂良らは関防・勅書を持たないために、「夷酋」が疑念を抱いていると軍機処に訴え、関防の発給を要請した（注二）。二八日、咸豊帝はこれを承認し、礼部が新印を鑄造・発給している（清『文宗実録』八年四月二八日条）。

これが「咸豊八年五月」の「欽差大臣関防」印とみられる。以上の経緯から「咸豊八年五月」を「旧印を紛失した年月」と見なすことは難しく、少なくとも本印に関しては新鑄造の年月を示す可能性が高いのではないだろうか。「中華民国外交部保存の前清及び民国時期条約協定データベース」によれば、天津条約と同じく第二次アヘン戦争の結果として締結された北京条約（一八六〇年）にも本印の使用が確認できる。一八六一年に総理各国事務衙門が新設された後はしばらく使用が確認できないが、一八七〇年に直隸総督と北洋通商大臣を兼務した李鴻章に本印が発給されると（後述）、少なくとも諸国との条約締結の際には日清修好条規（一八七一年）を皮切りに、ポルトガルとの和好通商条約換約憑（一八八八年）に至るまで本印の使用が多数確認できる。その後の条約では李鴻章による本印の使用は確認できず、一八九五年の下関条約（馬関条約）では李鴻章は「大清欽差頭等全權大臣関防」印を用いている。ただし一八九一年の李鴻章による咨呈に本印が用いられていることから、条約以

外では継続して本印を使用していたとみられる。その後も本印は直隸総督の印として袁世凱等が使用している（例えば直隸総督袁世凱から成立天津商会并推選会宛てた一九〇四年の札に本印が押される）。

以上が鍾氏の調査・見解だが、李鴻章に本印が発給された経緯を荻原里子の研究に基づいて補足しておきたい。北洋通商大臣（北洋大臣）は、第二次アヘン戦争後の三港（天津・牛莊・登州）開港により咸豊一年（一八六一）に天津に設置された辦理三口通商大臣を前身として、同治九年（一八七〇）にこの職が直隸総督の兼任となったことで成立し、当時、直隸総督に就任したばかりの李鴻章が初代の北洋通商大臣となった。辦理三口通商大臣は欽差大臣ではなかったが、同治九年（一八七〇）八月に李鴻章が直隸総督に着任すると、天津教案の事後処理のために天津に赴任し、李鴻章と入れ替わりで帰京した毛昶熙（工部尚書／総理衙門大臣）が「三口通商大臣を撤廃して直隸総督の兼任とし、欽差大臣の関防を与える」ことを上奏した。毛の陳情を受けて総理衙門も同様の上奏を行った結果、同年一〇月に上奏内容をほぼそのまま認める皇帝の裁可（上諭）が下っている。折しも明治政府の使節団が天津に到来し、日清修好条規の締結に向けた交渉の開始が予測されていた。荻は、通商大臣の改変は日本との交渉に際して欽差大臣に李をあてることが見越した可能性が高いことを指摘している。（渡辺美季）

\* \* \*

本咨文には封筒が付属している。縦三五・四cm、横一八・六cmと本咨文を折本の形でそのまま入れるに適した大きさである。基本的な形状は前掲43と同じだが、表面にも裏面にも紺で二重廓線が印刷され、また同色で文字の一部も印刷されているのが特徴である。すなわち表面中央には「光緒十一年五月初四日」「内一件<sup>（調判本）</sup>」とあ

るが、右傍線を引いた部分のみが墨書で、あとは印刷である。また裏面には「公文賣至」<sup>二</sup>「当堂開拆」の文字が表面の文字や表裏の二重廓線と同色で印刷されている。宛先の「朝鮮国王」は墨書、差出の「<sup>〔欽差大〕</sup>□□□臣督辦北洋海防事宜辦理通商事務<sup>〔太子太傅文華殿大學士〕</sup>一等肅毅伯李」は黒印で、本文の冒頭に捺されたものと同じである。官公庁が公文を封入するための封筒が規格品として大量生産されていたこと、李鴻章はその封筒を用いていたこと、北洋通商大臣李鴻章は同職として大量の文書を発行していたのであろうことなどが読み取れる。表面に閑防印を捺し、上蓋・底蓋を同印で封じるのは他例と同じで、封筒を用いた文書を封じる形式が確立した様式を以て脈々と行なわれていたことが知られる。

(須田牧子)

注一：片岡は「咸豐三年二月」とするが、満文の誤読と思われる。

注二：清代檔案檢索系統『月摺檔咸豐八年四月下』(國立故宮博物院藏)桂良・花沙納奏「奏為知照各夷並接見英夷情形密奏事」(故檔03130/60300213-08号)、「奏為知照各夷並接見英夷情形密奏事」(同60300213-09号)、「奏為知照各夷並接見英夷情形密奏事」(同60300213-14号)

〔参考〕荻原里子「北洋大臣の設立——一八六〇年代の總理衙門と地方大官」(『近代中国における社会経済制度の再編』京都大学人文科学研究所附属現代中国研究センター研究報告、二〇一六年)、片岡一忠『中国官印制度研究』(東方書店二〇〇八年)、国家檔案局中央檔案館編『中国檔案文獻遺產名錄』第一輯(采玉齋出版社二〇一六年)、中華民國外交部保存之前清及民國時期條約協定檢索系統(台灣・國立故宮博物院)、中国第一歴史檔案館編『明清宮藏檔案函鑑』(人民出版社、二〇一六年)

#### 47 鳳凰城城守尉移文Ⅰ 一帖(一〇通)

紙本墨書 ①二四・八×四〇・五 ②二四・八×四〇・四

③二四・八×四〇・四、④二四・八×四〇・四、

⑤二四・八×四〇・三、⑥二四・九×四〇・三、

⑦二四・七×四〇・〇、⑧二四・七×横四〇・〇、

⑨二四・七×三九・二、⑩二四・五×三九・七

乾隆一七(一八年)(二七五二(五三)ソウル大学奎章閣 古四二五一—

清朝の鳳凰城城守尉から朝鮮の義州府尹に送った移文を集めた帖。表紙に「清人馳通」と墨書されている。

①(乾隆一七年八月二十九日付)「60頁上」は、正紅旗領催(歩軍營の官職の一つ)の色得力の兵・站丁を派遣して朝鮮国王宛の礼部公文一通を送り、回文を求めた内容である。②(同年九月二十六日付)は義州府尹が訓導李極を派遣して届けた「飄海人について回答する公文」を受領し、礼部(大部)に転送したことを伝える内容である。

③(同年十一月二日付)は鑲白旗領催の張保住の兵・站丁を派遣して朝鮮国王宛の礼部公文一通を送り、回文を求めた内容である。④(乾隆一八年正月一日付)「60頁下」は義州府尹が訳学李命禹を派遣して届けた馳通一通を受領し、礼部に転送したことを伝える内容である。

⑤(同年二月九日付)は鑲紅旗領催の兵・站丁を派遣して朝鮮国王宛の礼部公文一通を送り、回文を求めた内容である。⑥(同年二月十四日付)は義州府尹が訳学李命禹を派遣して届けた馳通一通を受領・転送したという通知、⑦(同年四月五日付)「61頁上」は義州府尹が訓導金在鉉を派遣して届けた咨文・月食図像公文各一通を受領し、後者を礼部へ転送することを伝える内容である。⑧(同年六月二十七日付)は正藍旗領催の蘇陸厄の兵・站丁を派遣して朝鮮国王宛の礼部公文一通を送り、回文を求めた内容である。⑨(同年七月十三日付)は鑲藍旗領催の兵・站丁を派遣して朝鮮国王宛の礼部公文一通を送り、回文を求めた内容である。⑩(同年一〇月一六日付)は巴爾虎領催の赫什<sup>〔圖文〕</sup>の兵・站丁を派遣して朝鮮国王宛の礼部公文一通を送り、回文を求めた内容である。

冒頭にやや大字にて「移」と墨書され、末尾に年号が記されており、両者に「鳳凰城城守尉閑防」印(九・三×

六・一cm)が押されている。ただし④に閑防印は押されず、代わりに「印信遵封」と朱筆にて記されている。本書に続く移文として「清人馳通(二)」「古四三〇六一」があるが未調査であり、現時点では画像も未公開である。これについては奎章閣による解題を参照されたい。また⑨と⑩の間にあるべき文書(後掲48)が国立中央博物館に所蔵されている。(渡辺美季)

#### 48 鳳凰城城守尉移文Ⅱ 一通

紙本墨書(本紙) 二四・八×四〇・二

乾隆一七年(一七五二)八月二五日

国立中央博物館 M.11(入手経路不明)一五九

朝鮮の進賀謝恩使二九五名が鳳凰城に到来したが、大通官李廷禧が「跟役人の金各身が重病のため引き返すと義州府に通知してほしい」と呈文により申し出てきたので、清・鳳凰城城守尉から朝鮮・義州府尹にこれを伝える内容である。本文書はソウル大学奎章閣に所蔵されている一連の移文(前掲47)の一部とみられる。博物館の記録によれば一九五〇年に収蔵され、入手経路は不明という。本紙は五箇所に渡って縦に切断され、切り詰められている。(渡辺美季)

### Ⅲ 上奏文書

皇帝に対する上奏文書として、明代には題本・奏本・啓本・掲帖・表文・箋文などがあつた。清も当初は明制を踏襲したが、臣下から皇帝に宛てた私信である奏摺<sup>〔奏摺〕</sup>——内閣を通さず直接皇帝の手元に届けられる——が上奏文として活用されるようになると、中期以降はこれが主流となった。明清時代を通じて、朝貢国の王が中国皇帝に上奏する際には、表文と奏本(奏文)が用いられた。

紙本墨書 三三・二×一・四(一幅)

道光七年(一八二七)一〇月二八日

韓国・国立中央博物館 子(購)二四八七

朝鮮国王李瑛(純祖)から清宣宗(道光帝)に宛てた道光六年に台湾の噶瑪蘭に漂着した朝鮮国全羅道の高元三ら九人の送還を感謝する表文。冬至兼謝恩使の正使宋冕載らが届けた。

黄綾の表表紙には、右側に「覽王奏謝知道了 該部知道」と朱書されているほか、「王」・「該」の間に滿漢合璧(滿漢文篆書体)の朱方印が押され、補筆が施されている。印文は左から滿文で「coohiyān gurun i wang ni doron」、右から漢文で「朝鮮国王之印」(乾隆四一年頒賜)とある。裏表紙に滿文で「wang sini kesi de hengki leme wesimbuhē be saha harangga jurgan sa / 王、汝の恩に叩頭し上奏した「こと」を知道せり。所屬の部「は」知道せよ」という朱書がある。表紙の中央に細い黄綾籤が貼られ、「表」と記されているが、洪性鳩によると、「表」の下部に国王印の補筆に隠れて「副」の字が確認できるといふ。このため本表文は「表副」、すなわち副表(副本)であると判断できる。

本文は漢文のほか、滿文の訳文が付されている。漢文部分は計一四幅あり、一幅は六行、一行二〇字、抬頭二字、平写一八字、細字の楷書で記されている。九幅目の第四行に「皇帝陛下」と記された黄籤が貼られている。漢文部分の最後に表表紙と同様の「朝鮮国王之印」が道光年号の二丁目にかけて押され、補筆が施されている。「光」と「年」の字の間に記された年代を示す「柒」の字は濃厚な顔料に隠れている。裏表紙の裏面に滿文で三人の名前が書かれており、表文の滿文訳を担当した者とみられる。(この表文の滿文訳については、愛新覺羅烏拉照

春の詳しい紹介があるため、ここでは割愛する。

『同文彙考』原編続「漂民三」我人人には、冬至兼謝恩使の正使洪義俊らが道光七年三月二日に帰京してもたらした同年二月二日付けの礼部の咨文の内容は省略されているが、本表文はほぼ全文が収録されている。

本「謝漂民出送表」とともに、礼部宛の感謝の咨文も提出された。礼部は表文を受け取り、皇帝に進呈して閲覽させてから、朝鮮国王に「礼部知会謝漂民出送表知道咨」を返送し、皇帝の朱批の内容を伝えている。その文面は本表表紙の「王之奏謝を覽たり。知道せり。該部(礼部)知道せよ」という定型文で、これでこの漂流事件の一連の文書のやり取りの終了を示す。

なお本表文と同文の表文が台湾・中央研究院に所蔵されているようである(『明清史料』甲編第七本一三九番)。本表文が副表であれば、中央研究院所蔵の表文は正表であると考えられるが、原本が未整理のため、現時点ではその現存も確認できない。ただし本表文の表紙の右上にペン書きの39という数字が見られ、『明清史料』甲編所収の表文番号と一致していることに注目したい。次掲50の表文にも同様の現象が見られるので、『明清史料』甲編(一九三〇—三一年刊)の編集時には本表文を参照した可能性が極めて高い。韓国・中央博物館所蔵の表文のほかにも、原本整理が完了した中央研究院所蔵の朝鮮国王表文には表紙に同様の数字が記されたものが数点確認でき、いずれも『明清史料』甲編の表文番号と一致している。あくまでも私見ではあるが、『明清史料』甲編の出版後、本表文が外部に流失し、二〇〇二年に博物館が購入した可能性を指摘しておきたい。答えは中央研究院所蔵の表文がすべて整理されるまで待つしかない。

中央研究院が所蔵する整理済の表文のうち、正・副表とも現存している嘉慶一八年(一八一三)一〇月六日の

朝鮮国王表文を確認したところ、図のように副表の国王印の位置を調整し、「副」字が隠れないようにする工夫がみられた。正表と副表の区別を明確にするためと考えられる。一方、本表文にはなぜかこのような工夫がみられない。正表と副表の様式については、『通文館志』卷三「事大上」文書封進や『同文彙考』補編卷八「事大文書式」に説明があるものの、まだ不明な点が多く、さらなる原文書の調査が必要であると考えられる。(劉序楓)

(参考)中央研究院歴史語言研究所編輯『明清史料』甲編(同研究所、一九三〇—三二年)、李光濤「朝鮮国表文之研究」(『明清档案論文集』聯經出版事業公司、一九八六年)、愛新覺羅烏拉照春「韓国国立中央博物館所蔵朝鮮国王奏謝表」(愛新覺羅烏拉照春・吉本道雅『韓半島から眺めた契丹・女真』京都大学学術出版会、二〇一二年)、何新華「清代朝貢文書研究」(中山大学出版社、二〇一六年)、洪性鳩(林慶俊訳)『韓国所蔵清朝(滿文)文書について』(学習院大学国際センター研究年報)五、二〇一九年

#### 【図】朝鮮国王表文(嘉慶一八年一〇月六日)

台湾・中央研究院歴史語言研究所蔵

(登録番号「正表」290428、「副表」169307)



表(正表)



表副(副表)

紙本墨書 三三・〇×一一・六

咸豐二年(一八五二)二月二十七日

韓国・国立中央博物館 子(贈)二四八七

朝鮮国王李昇(哲宗)から清文宗(咸豊帝)に宛てた謝恩の表文。咸豊二年(朝鮮哲宗三年)、宣宗成皇帝(道光帝)の太廟升祔(位牌安置)の儀式挙行を伝える詔書が、在京の朝鮮謝恩使徐念淳らに付託されて朝鮮国王李昇のもとに届けられたことから、李昇が上表して謝恩した。進賀謝恩兼冬至使の正使徐有薫らが届けた。

道光帝の「耐廟詔書」とともに、謝恩使徐念淳らがもたらしたものに「配天詔書」がある。配天とは、皇帝が天を祀る際に先祖の霊を招いて天に列べ祀ることで、『同文彙考』原編続「鐫弊二」には、「謝耐廟詔書順付表」と「配天詔書順付表」の本文が収録されているほか、同書原編続「進賀四」に道光帝の「耐廟詔」と「配天詔」が収録されている。

「謝耐廟詔書順付表」は折本で、黄綾の表表紙と裏表紙が揃い、漢文と満文訳ともに二幅ある。一幅は六行、一行二〇字で構成されている。

表表紙の右側に「覽王奏謝知道了 該部知道」と朱書されているほか、「王」「該」の間に満漢合璧(満漢文篆書体)の朱方印「朝鮮国王之印」(乾隆四一年頒賜)が押され、補筆が施されている。前掲49と同様に、表紙に貼られた黄綾籤に「表」と記され、その下部に国王印の補筆に隠れて「副」の字が確認できるため、本表文は「副表」であることがわかる。なお、本表文の表紙の左上に鉛筆のようなもので47という数字が書かれ、『明清史料』甲編第七本所収の四七番の表文と同文であることが確認できた。前掲49と同じく、本表文の正表が台湾・中央研究院に所蔵されていると考えられるが、原本が未整理のため

現時点ではその現存は確認できない。本表文は『明清史料』甲編の出版後、外部に流失したものである可能性もある。

本文の九幅目の第一行に「皇帝陛下」と記された黄籤が貼られている。漢文部分の最後に表表紙と同様の「朝鮮国王之印」が咸豊年号の二丁目にかけて押され、補筆が施されている。「豊」と「年」の字の間に記された年代を示す「貳」の字は顔料に隠れて判読できない。

裏表紙の左側に満文で「wang sini ke si de heng kien e westimuhe be sata harangga jurgan sa / 王、汝の恩に叩頭し上奏した「こと」を知道せり。所属の部「は」知道せよ」という朱書がある。裏表紙の裏面に満文で三人の名前が書かれており、表文の満洲語訳を担当した者とみられる。この表文の満文訳については、49の李珣の表文と同じく、愛新覺羅烏拉熙春の紹介を参照されたい。

『同文彙考』補編巻七「使行によると、この進賀謝恩兼冬至使の任務は「賀道光祀廟」・「賀道光配祀天地」・「配天詔書順付」・「謝耐廟詔書順付」のほか、「謝賜緞」・「謝冊封謝恩方物移准」・「謝漂民出送」などであり、咸豊二年一〇月二十七日にソウルを出発し、翌年三月二十八日に帰京した。(劉序楓)

〔参考〕中央研究院歴史語言研究所編輯『明清史料甲編』(同研究所、一九三〇—三一年)、愛新覺羅烏拉熙春「韓国国立中央博物館所蔵朝鮮国王奏謝表」(愛新覺羅烏拉熙春「吉本道雅」・韓半島から眺めた契丹・女真」京都大学学術出版会、二〇一二年)、洪性鳩(林慶俊訳)「韓国所蔵清朝(満文)文書について」(『学習院大学国際センター研究年報』五、二〇一九年)

## 51 朝鮮国王李焯(肅宗)表文 一通

紙本墨書 三三・三×五四・一

康熙三年(一六七四)一〇月四日か

福建師範大学図書館 五五六四六五

福建師範大学図書館所蔵の朝鮮および琉球国王の表文は合計六通あり、一巻の巻物に表装されている。六通は順に、朝鮮国王李楷、朝鮮国王李吟(二通)、朝鮮国王李珣(二通)、琉球国王尚灝の表文であり、その保存箱には「琉球朝鮮国王進呈表文」と墨書された題簽が貼られている。原本の残存状態は良好とは言えず、全ての文書で表紙および内閣で作成・貼付される満文の訳文が失われ、欠損・汚れや黄籤の脱落も多い。

福建師範大学の徐恭生によると、これらの表文は、同大学図書館の職員許仲凱が一九六二年に上海の古籍書店で購入したものである。巻物内に押された三つの蔵印「嘉善曹秉章、壬戌仲夏所得、内閣叢殘典籍之一」、「玉硯堂」、「杜盒藏」から、この表文の原蔵者は清末民国初期の蔵書家曹秉章であったことがわかる。曹秉章(一八六四—一九三七年)は、字は理齋、号は杜盒、室名は玉研(硯)堂で、浙江省嘉善県の出身であり、民国初年に國務院印鑄局局長や國務院参議を務めた。一九二一年に起こった内閣大庫の文書売却事件(いわゆる「八千麻袋」事件)の後、文書が散逸したが、その一部を曹秉章が一九二二年に購入し、その中にこの表文が含まれていた。原本の欠損や汚れにより、写真では文字の判読が難しいため、以下では六通全ての表文の翻刻を掲載する。(劉序楓)

本表文は「琉球朝鮮国王進呈表文」所収の第一文書である。顕宗一五年八月一八日に朝鮮国王李楷(顕宗)が死去したことにより、まだ清の冊封を受けていない「朝鮮国権署国事」の李焯(肅宗)が、告訢請諡承襲兼謝恩使の沈益頭を派遣して、顕宗に対する賜諡を清聖祖(康熙帝)に求める内容である。一幅は一一・一×一一・二cmで、一三行目に黄籤の欠落痕がある。日付・国王印を含む文書後方が欠落しているが、同時に提出されたと思われる

奏文の日付は「康熙十三年十月初四日」となっている  
『同文彙考』原編卷五「哀礼一」甲寅、告顯宗大王昇遐奏  
〔互陳奏〕。

本表文の原文は後掲の通りである。欠字（傍線部分）  
は『同文彙考』（同前）に収録される「請諡表」などから  
推定した。  
（渡辺美季）

〔参考〕羅福頤「清内閣大庫明清旧档之歴史及其整理」『嶺南学報』九一、  
一九四八年）、李光濤「記内閣大庫残余档案 上」『大陸雜誌』五一、四一九五五  
年）、徐恭生「琉球国王印についての研究」〔徐恭生著、西里喜行・上里賢一訳〕中  
国・琉球交流史』ひるぎ社、一九九一年）

### 【翻刻】

朝鮮國權署國事臣李焯

言臣父先臣端於康熙拾參年捌月拾捌日

薨逝稽諸古典皆有

賜諡

褒終之例謹奉

表陳

請者臣焯誠惶誠恐稽首稽首

伏以

推恩隱卒乃

聖朝之

令章易名顯親寔人子之至願茲陳血泣之懇仰

瀆

〔皇帝陛下〕

仁愛之

聽伏念臣父先臣端逖守東藩常拱

北極幸基業之獲保實藉

威靈恐侯度之或愆倍殫心力豈意丁憂而

過毀遽致嬰疾而弗興爰當即遠之辰敢徹

賜諡之典

察先臣始終之蹟

憐孤臣籲呼之情

特垂不朽之榮

俾紓無涯之痛臣謹當罔陵是

祝益切感戴之戴之忱

塵露雖微寧望報答之志臣無任瞻

天仰

聖無任激切屏營之至謹奉

表陳

請以

聞

康熙拾參年捌月拾捌日朝鮮國權署國事臣李焯謹上表

52 朝鮮国王李焯（英祖）表文 一通

紙本墨書 三三〇×七一・三〇五

乾隆二十四年（一七五九）一月一日

福建師範大學圖書館 五五六四六五

「琉球朝鮮国王進呈表文」所収の第二文書。朝鮮国王李  
（英祖）から清高宗（乾隆帝）に宛てた正朝（元旦を祝う）  
の表文である。後掲59の「方物表」とともに、謝恩陳奏兼  
三節年貢行の正使長溪君らが届けた。一幅は一二・一〇

一二・二cmで、冒頭部がわずかに切断され、また国王印以

降の紙幅も欠落している。また一行目に黄籤の欠落痕

がある。滿漢合璧（滿文楷書体・漢文篆書体）の「朝鮮国

王之印」（順治一〇年頒賜）が年号の二字目にかけて押さ

れ、補筆が施されている。『同文彙考』原編卷二九「節使

一二には「存目」として「正朝表」（文同丙辰頒式）乾隆

二十四年正月初一日」とのみ記され、本文は収録されて

いない。丙辰は乾隆元年のことで、乾隆元年の「正朝表」

の全文は『同文彙考』原編卷二七「節使一〇」に収録され、

本表文の内容と一致している。（渡辺美季）

### 【翻刻】

朝鮮國王臣李焯

欽遇乾隆貳拾肆年

正旦令節謹奉

表稱

賀者臣焯誠歡誠忭稽首頓首

上

賀伏以

德統乾元首正六龍之位

建用皇極肇開五福之先

恭惟

〔皇帝陛下〕

率育蒼生

誕膺

景命

順時熙績百昌遂而萬國和寧

御寓綏猷四序調而兆民樂利太平有象

福祚無疆臣恭遇

熙朝欣逢

元旦伏願

玉燭長調慶時雍於九牧

金甌永固綿泰運於萬年臣無任瞻

天仰

聖歡忭之至謹奉

表稱

賀以

聞

乾隆貳拾肆年正月初壹日朝鮮國王臣李焯謹上表

紙本墨書 三三・一×四六・一

乾隆二八年(一七六三)二月二日

福建師範大学図書館 五五六四六五

「琉球朝鮮国王進呈表文」所収の第三文書。一七六二年に王世子(莊猷世子)が死去したため、朝鮮国王李吟(英祖)は謝恩兼陳奏奏請行の正使長溪君らを派遣し、世子次男(後の正祖)の王世孫としての冊封を清高宗(乾隆帝)に奏請した。『同文彙考』原編卷三「封典」にはその奏本(乾隆二八年二月二日)が収録されており、さらに「存目」として「方物奏〔式見順治乙酉請封〕」が挙がる。本文書はこの方物奏に該当するものとみられる。なおこの時、王世子に対する弔問使の派遣と祭文・礼物の下賜に謝恩する「謝賜祭表」と後掲58の「方物表」も同時に提出されている。

本奏本の一冊は一一・〇〜一二・〇cm、三行目に黄籤の欠落痕がある。満漢合璧(満漢楷書体・漢文篆書体)の「朝鮮国王之印」(順治一〇年頒賜)が年号の二字目にかけて押され、補筆が施されている。(渡辺美季)

【翻刻】

朝鮮国王臣李吟

謹備

皇帝陛下

進

獻禮物

紅細芋布壹拾匹

白細芋布壹拾匹

白細綿紬壹拾匹

滿花席壹拾張

雜彩花席壹拾張

右件物等奉進以

乾隆貳拾肆年貳月拾貳日朝鮮国王臣李吟謹上奏

54 朝鮮国王李玢(純祖)表文 一通

紙本墨書 三三・三×七・七六〜七三・〇

嘉慶一六年(一八一二)一月八日

福建師範大学図書館 五五六四六五

「琉球朝鮮国王進呈表文」所収の第四文書で、朝鮮国王李玢(純祖)から清仁宗(嘉慶帝)に宛てた冬至を祝う表文である。冬至兼謝恩使行の正使李集斗らが届けた。『同文彙考』原編続「節使五」には、「冬至表〔文式同嘉慶丙辰〕嘉慶十六年十一月初八日」とだけあり、本文は収録されていないが、嘉慶丙辰年(元年)の「冬至表」の全文は『同文彙考』原編続「節使二」に収録され、本表文の内容と一致している。

一幅は一一・五〜一二・二cm、一行目に黄籤の欠落痕がある。満漢合璧(満漢文篆書体)の「朝鮮国王之印」(乾隆四一年頒賜)が年号の二字目にかけて押され、補筆が施されている。(渡辺美季)

【翻刻】

朝鮮国王臣李玢

欽遇嘉慶拾陸年拾壹月捌日

冬至令節謹奉

表稱

賀者固珍誠懼誠忭稽首頓首

上

賀伏以

德統乾元首正六龍之位

建用皇極肇開五福之先

恭惟

皇帝陛下

率育蒼生

誕膺

景命

蘿圖席瑞共球集而萬國來同

黼展凝釐陬濼恬而八方和會太平有象

慶祚無疆臣恭遇

熙朝欣逢

長至伏願

玉燭常調溥時雍於九牧金

甌永固綿泰運於萬年臣無任瞻

天仰

聖歡忭之至謹奉

表稱賀以聞

嘉慶拾陸年拾壹月捌日朝鮮国王臣李玢謹上表

55 朝鮮国王李玢(純祖)表文 一通

紙本墨書 三三・一×七・七

嘉慶二〇年(一八二五)二月二日

福建師範大学図書館 五五六四六五

「琉球朝鮮国王進呈表文」所収の第五文書で、朝鮮国王李玢(純祖)から清仁宗(嘉慶帝)に宛てた冬至を祝う表文である。冬至兼謝恩使行の正使洪義浩らが届けた。『同文彙考』原編続「節使五」には、「冬至表〔文式同嘉慶丙辰〕嘉慶二十年十一月二十二日」とだけあり、本文は収録されていない。一幅は一一・〇〜一一・九cm、黄籤(朝鮮は黄綾籤)が貼られている。満漢合璧(満漢文篆書体)の「朝鮮国王之印」(乾隆四一年頒賜)が年号の二字目にかけて押され、補筆が施されている。(渡辺美季)

【翻刻】

朝鮮國王臣李珍

欽遇嘉慶貳拾年拾壹月貳拾貳日  
冬至令節謹奉

表稱

賀者臣珍誠懽誠忭稽首頓首

上

賀伏以

德統乾元首正六龍之位

建用皇極肇開五福之先

恭惟

<sup>(黃籤)</sup>  
皇帝陛下

率育蒼生

誕膺

景命

蘿圖席瑞共球集而萬國來同

黼辰擬釐陬濼恬而八方和會太平有象

慶祚無疆臣恭遇

熙朝欣逢

長至伏願

玉燭常調溥時雍於九牧金

甌永固綿泰運於萬年臣無任瞻

天仰

聖歡忭之至謹奉

表稱賀以聞

嘉慶貳拾年拾壹月貳拾貳日朝鮮國王臣李珍謹上表

56 琉球國王尚灝表文 一通

紙本墨書 三三・三三×一〇八・二

道光一〇年(一八三〇)八月七日

福建師範大學圖書館 五五六四六五

「琉球朝鮮國王進呈表文」所収の第六文書で、琉球國王尚灝から清宣宗(道光帝)に宛てた進貢表文(正使向国壁)である。『歴代宝案』第二集一五一―一五二号の原本だが、七行目に貼付されていたとみられる黄籤(琉球は黄紙籤)と、そこに記された「皇帝陛下」の文字が欠落している。それ以外は『歴代宝案』と同文である。一幅は約九・〇cm、満漢合璧(満漢文篆書体)の「琉球国王之印」(乾隆二一年頒賜)が年号の二字目にかけて押されている。

【翻刻】

琉球國中山王臣尚灝誠懽誠恐稽首頓首謹奉

表上言伏以

帝德覃敷四海集共球之盛

皇仁廣被五方陳圭璧之祥

來集彤庭効三呼以稱頌

<sup>(黃籤)</sup>  
班聯璐砌齊九叩以拜颺遐邇傾心臣民歸命欽惟

皇帝陛下

功侔天地

道冠古今

紹千聖之心傳惟精惟一

繼百王之治統丕顯丕承臣灝職列外藩身居僻壤夙蒙

皇恩之湛渥未報微悃於涓埃茲當

貢獻之期聊抒野芹之念謹遣陪臣向国壁王丕列等虔齎

方物恭祝

聖禧伸下国之忱誠効遠臣之忠順伏願

乾綱獨秉

泰運長亨

侯甸要荒盡入職方之府

躬桓蒲穀悉歸王會之圖將見玉燭常調瑞鳳與祥麟偕集

金甌永固醴泉與芝草俱生矣臣灝無任瞻

天仰

聖激切屏營之至謹奉

表進  
貢以

聞

道光十年八月初七日琉球國中山王臣尚灝謹上表

57 朝鮮國王李昉(英祖)表文 一通

紙本墨書 三三・七×一四四五

乾隆二四年(一七五九)一〇月二七日

台湾・中央研究院歷史語言研究所 二九〇四二三

朝鮮國王李昉(英祖)から清高宗(乾隆帝)に宛てた表文の副表である。乾隆二三年に台湾東部に漂着した朝鮮国全羅道の金延松ら一四人(一三人帰国、一人病死)の送還を感謝する内容で、進貢兼謝恩使(行の正使海春君李祿)らが届けた。

黄綾の表表紙には、右側に二行にかけて「覽王奏謝知道了 該部知道」と朱書されているほか、「王」・「知」の間に満漢合璧の朱方印が押され、補筆が施されている。印文は左から満文で「*coohiyarun i wang ni dorin*」、右から漢文で「朝鮮国王之印」(順治一〇年頒賜)とある。中央に「表副」と記された文字の黄綾籤(幅一・三cm)が貼られている。

表文の形態としては、漢文のみで計二二幅あり、一幅(一一・三cm)につき六行、一行が二〇字で構成されている。七幅目の第六行に「皇帝陛下」と記された文字の黄綾籤(幅一・〇cm)が貼られている。一一幅目の年代と国王の署名のところに表表紙と同じ「朝鮮国王之印」が年号の二字目にかけて押され、補筆が施されている。なお、表文の八幅から紙が継いであり、裏面の継目に同じ「朝鮮国王之印」が押され、補筆が施されている。前掲49の解説で触れた『通文館志』や『同文彙考』の事大文書の規

定の通りである。

本文については、『明清史料』甲編第七本一七番に翻刻が収録されている。また『同文彙考』原編卷六七「漂民二」我國人では、乾隆二十三年二月二二日に受け取った「礼部知会閩省漂民人出送咨」の本文は省略されているが、本表文はほぼ全文が収録されている。台湾に漂着した金延松ら一四人が救助され、福建・北京を経由して国境まで送還され、朝鮮側の役人に引き渡されたことを感謝する内容である。さらに『備辺司謄録』英祖三十五年一月五日条には、乾隆二十四年一月五日付けの漂流民の帰国後の調査記録が残っている。

なお、「謝漂民出送表（本表文）」とともに、礼部宛の感謝の咨文も提出された。礼部は表文を受け取り、皇帝に進呈して閲覧させてから、朝鮮国王に「礼部知会謝漂民出送表知道咨」を返送し、乾隆二十五年一月二八日の皇帝の朱批の内容を伝えている。文面は「覽王奏謝知道了該部知道」(王の奏謝を覽たり。知道せり。該部「礼部」知道せよ)という定型文で、これでこの漂流事件の一連の文書のやり取りの終了を示す。(劉序楓)

〔参考〕中央研究院歴史語言研究所編輯『明清史料甲編』(同研究所、一九三〇—三一年)、劉序楓「二八一—一九世紀朝鮮人の意外の旅：以漂流到台湾的見聞記録為中心」(『石堂論叢』五五、二〇一三年)

58 朝鮮国王李吟(英祖)表文 一通(一幅)

紙本墨書 三四・二×二二・二

乾隆二八年(一七六三)二月二日

台湾・中央研究院歴史語言研究所 一〇七二六〇

乾隆二十七年(一七六二)に朝鮮の王世子(莊猷世子)が死去したため、二月八日に乾隆帝は弔問の使節として正使隆興・副使徳祿を朝鮮へ派遣して、王世子に対する祭文と礼物を下賜した。これを受けて、乾隆二十八年二月

一二日、朝鮮国王李吟(英祖)は謝恩兼陳奏の使者として長溪君李棟らを北京に派遣した。使行の目的は、王世子弔問の謝意を伝え、英祖の世孫の冊封を請うことであった。本表文は、「謝賜祭表」と同時に提出された「方物表」である。その本文は『明清史料』甲編第七本に翻刻が収録されている。また『同文彙考』原編卷六一「哀礼二」には、「謝賜祭表」と「方物表」の本文が収録されているが、「方物表」に掲げられた一〇種類の方物の品目は「物目同上順治乙酉謝恩方物」として省略されている。品目と数量は次のごとくである。「黄細苧布三十四、白細苧布三十四、黄細綿紬二十四、紫細綿紬二十四、白細綿紬三十四、龍文簾席二張、黄花席十五張、滿花席十五張、雜彩花席十五張、白綿紙二十卷」。なお、前掲53は同時に乾隆帝に進呈した朝鮮国王李吟の「方物奏」である。この奏本は「請冊封世孫奏」とともに進呈された。

本「方物表」は折本の形式で、表と裏表紙は両方欠落している。計六幅、一幅六行、一行二〇字で、第五幅の乾隆二八年の年号の二字目にかけて満漢合璧の「朝鮮国王之印」(順治一〇年頒賜)が押されている。補筆が施されているため、「隆」と「貳」の二字が濃厚な顔料に隠れて判読できない。(劉序楓)

〔参考〕中央研究院歴史語言研究所編輯『明清史料甲編』(同研究所、一九三〇—三一年)

59 朝鮮国王李吟(英祖)表文 一通(一幅)

紙本墨書 三四・〇×二二・〇

乾隆二四年(一七五九)一月一日

台湾・中央研究院歴史語言研究所 一六三五四二

朝鮮国王李吟(英祖)から清高宗(乾隆帝)に宛てた正朝(元旦を祝う)の「方物表」である。謝恩陳奏兼三節年貢行の正使長溪君李棟らが届けた。乾隆二十四年の「正

朝表」である前掲52の表文と同時に皇帝に進呈された。現存する内閣檔案では、同一年度に進呈した朝鮮国王の「正朝表」と「方物表」がともに存在する例は、今のところこの一件しか確認できない。

『同文彙考』原編卷二九「節使一二」には「存目」として「方物表(文同丙辰頒式)」とのみ記され、原文は収録されていない。丙辰は乾隆元年のことで、一七三六年に頒布した書式の内容に倣っている。乾隆元年の「正朝表」と「方物表」の全文は『同文彙考』原編卷二七「節使一〇」に収録され、本表文の内容と一致している。

本「方物表」は折本の形式で、表と裏表紙は両方欠落している。計六幅、一幅六行、一行二〇字であり、第五幅の乾隆二十四年の年号の二字目にかけて満漢合璧の「朝鮮国王之印」(順治一〇年頒賜)が押され、補筆が施されている。(劉序楓)

## 한국어 요지

### 明清中國關係文書の比較研究 — 한국 소재 사료를 중심으로 —

본서는 도쿄대학 사료편찬소의 2021-2024 년도 일반공동연구 “史料編纂所所蔵明清中國公文書關係史料の比較研究” 프로젝트의 성과보고서이다.

도쿄대학 사료편찬소에는 勅命·咨文·劄付를 비롯한 明清 시대 중국의 공문서와 이와 관련된 문서를 다수 소장하고 있다. 그 대다수는 日本과 琉球 간의 외교관계 속에서 입수된 ‘외교문서’이지만, 다른 한편으로 ‘미술품’이나 ‘골동품’으로 일본에 유입된, 외교와는 관계가 없는 문서도 포함되어 있다. 모두 중근세 동아시아의 국제관계를 파악하는 데에 빼놓을 수 없는 귀중한 사료인 동시에 일본에서 중국 공문서가 어떠한 사회적 가치를 가지고 있었는지를 구체적으로 검토할 수 있는 좋은 소재이다.

본 연구는 이러한 문서에 관하여 연구 축적이 미흡한 발급측(명청 중국)의 제도와 실태를 증점적으로 검증하고, 사료 원본의 형태와 규정 간의 불일치에 대한 검토 및 유사 사례와의 비교를 거듭함으로써 해당 문서를 명청시대 행정문서 체계 내에 자리매김하려는 시도이다.

이를 위해 먼저 2019-2020 년도에 본 연구의 전신이 되는 공동연구를 실시하여, ①명청시대의 각종 규정을 확인하고, ②사료편찬소에 소장된 사료와 대조 검토한 후, ③대만에서 동일한 유형의 문서 원본을 조사하여 비교 검토를 진행하였다. 이 보고서는 2021 년에 발간되어 도쿄대학 학술기관 리포지토리에 등록되어 있다(<http://hdl.handle.net/2261/0002001394>).

이러한 토대 위에서 본 연구에서는 일본·류큐와 마찬가지로 ‘中華’의 외연에 위치한 조선에 초점을 맞춰 한국에 소장되어 있는 명청시대 공문서의 원본을 조사하고, 일본·류큐·조선 삼국의 유사점과 차이점을 검증하였다. 이와 함께 일본 국내의 여러 기관에서도 동일한 유형 및 관련 문서의 조사를 실시하여 비교 분석을 진행하였다.

## 中文提要

### 明清中國關係文書之比較研究——以韓國收藏史料為中心

本書係東京大學史料編纂所 2021 ~ 2024 年度一般共同研究計畫「史料編纂所所蔵明清中國公文書關係史料之比較研究」的成果報告書。

東京大學史料編纂所藏有多件明清公文，包括敕命、咨文、劄付，以及與之相關的各類文書。其中大部分屬於經由明清與日本、琉球之間的外交關係傳入的「外交文書」，同時亦不乏以「美術品、古董品」等形式流入日本，而與外交無關之文書。無論來歷如何，這些史料都為解讀中近世東亞地區的國際關係，以及探討中國公文書在日本前近代社會中所具備的價值，提供了重要線索。

關於上述史料，針對公文發出者一方（即明清中國）在制度規範與實際運作層面的討論，是以往研究中相對薄弱的一環。本研究計畫將重點考察此課題，分析史料原件在形態上與相關規定之間的差異，並比對其他類似事例，藉此探討這些文書在明清行政文書體系中的定位。

為達成此目標，我們首先於 2019 ~ 2020 年度開展了本研究的前身計畫，具體實施步驟如下：①確認明清時期的各項相關規定、②將其與編纂所所蔵史料進行對照檢討、③調查現藏於台灣的同類文書原件，並加以比較分析。該項研究的報告書已於 2021 年付梓，且已匯入東京大學學術機構資料庫 (<http://hdl.handle.net/2261/0002001394>)。在此基礎上，本研究計畫則聚焦於與日本、琉球同處「中華」周邊的朝鮮，通過調查現存於韓國的明清公文書原件，對日本、琉球、朝鮮三國之間的類似性與差異性作了進一步考證。此外，亦對國內各機構所藏的同類或相關文書進行了調查與比較分析。

## English Abstract

### Comparative Study on the Existing Chinese Imperial Documents of the Ming-Qing Dynasties in Japan and Korea

This work is a product of the research project “The Comparative Study on the Existing Chinese Archives of the Ming-Qing Dynasties in the Historiographical Institute of the University of Tokyo” conducted during FY2021-FY2024, as part of the General Collaboration Project of the Historiographical Institute of the University of Tokyo.

The Historiographical Institute of the University of Tokyo holds several collections of Ming-Qing dynasty Chinese official documents such as Chiming (敕命), Ziwen (咨文), Zhafu (劄付), and related materials. While many of these are so-called ‘diplomatic’ documents brought to Japan or Ryukyu through diplomatic channels, a few are non-diplomatic documents imported to Japan as antiques or antiquities. Both types of documents are valuable historical materials for understanding East Asian international relations in the medieval and early-modern periods, as well as useful sources specifically for examining the value of Chinese official documents in Japanese pre-modern society. In order to place these documents within the Ming-Qing administrative document system, we decided to examine the discrepancies between the documents and the official regulations of the Ming-Qing dynasties and to compare them with similar or related examples, particularly by focusing on the official regulations and actual conditions on the issuing side (China), on which there has been little research.

For this, we started the predecessor research project during FY2019-FY2020, (1) confirmed the official regulations of the Ming-Qing Dynasties, (2) checked them against the documents in the Historiographical Institute, and (3) conducted comparative analyses on similar original documents held in Taiwan. The report was published in 2021 and registered in the University of Tokyo Repository (<http://hdl.handle.net/2261/0002001394>).

Building on that, the current project focused on Joseon dynasty Korea, which, like Japan and Ryukyu, was located on the periphery of China. We conducted a survey of Ming-Qing dynasty original official documents held today in Korea, and examined the similarities and differences between the three countries of Japan, Ryukyu and Joseon. In addition, a survey of similar or related documents was also carried out in various other institutions in Japan for comparative analysis.

## The members of this research project (研究プロジェクトメンバー)

Principal Researcher WATANABE Miki (渡辺 美季), Graduate School of Arts and Sciences, University of Tokyo (東京大学大学院総合文化研究科)

Co-Researchers ARAKI Kazunori (荒木 和憲), Faculty of Humanities, Kyushu University (九州大学大学院人文科学研究科)

LIM Gyung-june (林 慶俊), Academy of Cultural Studies, Dongguk University, Korea (韓国・東国大学校文化学院)

LIU Xu-feng (劉 序楓), Research Center for Humanities and Social Sciences, Academia Sinica, Taiwan (台湾・中央研究院人文社会科学研究中心)

TSUJI Yamato (辻 大和), Institute of Urban Innovation, Yokohama National University (横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院)

In-house Co-Researchers OKAMOTO Makoto (岡本 真), The Historiographical Institute, University of Tokyo (東京大学史料編纂所)

KUROSHIMA Satoru (黒嶋 敏), The Historiographical Institute, University of Tokyo (東京大学史料編纂所)

SUDA Makiko (須田 牧子), The Historiographical Institute, University of Tokyo (東京大学史料編纂所)

東京大学史料編纂所研究成果報告二〇二四―一〇

明清中国関係文書の比較研究―韓国所在史料を中心に―

令和七年（二〇二五）三月三十一日 発行

編集・発行 東京大学史料編纂所一般共同研究

「史料編纂所所蔵明清中国公文書関係史料の比較研究」プロジェクト

東京大学史料編纂所

〒113-0033 東京都文京区本郷七-3-1

印刷・製本 株式会社 弘文社